環　境　行　政　の　概　要

無公害都市宣言

健康で文化的な生活を営むことは、すべての市民の基本的権利である。しかし、恵まれた自然と市民の健康が、公害によって侵されようとしている。甲府市は市民の快適な生活と美しい自然を確保し、人間優先による市の繁栄を図るため、次のことを確認し、ここに無公害都市を宣言する。

１　すべての市民は、健康で文化的な生活を営む権利を有し、この権利は公害によって侵されてはならない。

２　すべての市民は、他人の権利を尊重し、自然および生活環境を侵すような行為をしてはならない。

３　すべての市民は、自ら快適な生活環境の維持につとめ、公害の防止と絶滅を図らなければならない。

昭和４６年７月８日

甲　府　市

やまなし「ゼロカーボンシティ」宣言

～2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けて～

近年、地球温暖化に起因するといわれる気候変動の影響により、世界的に深刻な自然災害が発生しており、国内においても、これまでに経験したことのない猛暑や豪雨災害などによる甚大な被害が発生しています。

2015 年に合意されたパリ協定では「産業革命前からの平均気温上昇の幅を 2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。2018 年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書では、1.5℃に抑えるためには、2050 年までに CO2 排出量を実質ゼロとすることが必要だと科学的に示されました。

こうした目標の達成に向け、2009 年に山梨県は全国に先駆けて、2050 年までの CO2 排出量の実質ゼロを表明し、その後、2019 年に環境大臣が全国の自治体に「ゼロカーボンシティ」の呼びかけを行ったことを機に、この動きが広がりを見せ、2020 年には政府が「2050 年までの温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言しました。

本県は日照時間が長く、多くの森林資源やそこから生まれる水資源など豊かな自然が存在します。私たちは、これまでも、将来にわたり豊かな自然と人とが共生・調和できるよう、それぞれが気候変動対策に取り組んできましたが、ここに 2050 年までの温室効果ガス排出の実質ゼロを共同で宣言し、各自治体の特性を生かしながら、全県一丸となって今後さらに取り組みを推進します。

２０２１年２月１５日

やまなし「ゼロカーボンシティ」共同宣言自治体代表

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県市長会 会長 甲府市長 樋口 雄一

山梨県町村会 会長 南部町長 佐野 和広

17 の持続可能な開発目標(SDGs)

目標 1.	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2.	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3.	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4.	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
目標 5.	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
目標 6.	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7.	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8.	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 9.	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10.	各国内および各国間の不平等を是正する
目標 11.	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
目標 12.	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13.	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14.	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15.	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16.	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17.	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

（国際連合広報センターHP）

https://www.unic.or.jp/files/sdg_poster_ja_2021.pdf

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/sustainable_development_goals/

目　　次

Ⅰ　総　括　的　事　項　・・・・・・・・・・・・　1
甲府市の沿革　・・・・・・・・・・・・　1
環境行政の沿革　・・・・・・・・・・・・　3
令和７年度環境部機構図　・・・・・・・・・・・・　10
環境部事務分掌　・・・・・・・・・・・・　11
令和７年度環境部みなす定数　・・・・・・・・　12

Ⅱ　環　境　対　策　事　業　・・・・・・・・・・・・　13
環境対策行政の沿革　・・・・・・・・・・・・　13
環境基本計画の推進　・・・・・・・・・・・・　13
ゼロカーボンの推進　・・・・・・・・・・・・　14
環境啓発イベントの実施　・・・・・・・・・・・・　16
「こうふグリーンラボ」関係事業　・・・・・・・・　17
「県央ネットやまなし」連携事業　・・・・・・・・　18
環境対策　・・・・・・・・・・・・　18

Ⅲ　環　境　衛　生　対　策　事　業　・・・・・・・・　55
環境衛生対策事業の概要　・・・・・・・・・・・・　55
環境衛生事業　・・・・・・・・・・・・　55
都市美化事業　・・・・・・・・・・・・　56

Ⅳ　清　掃　事　業　・・・・・・・・・・・・　58
清掃事業の沿革　・・・・・・・・・・・・　58
令和６年度清掃費の状況　・・・・・・・・・・・・　63
清掃費の推移　・・・・・・・・・・・・　64
甲府市ごみ収集・処理フロー・・・・・・・・・・・・　65
年度別ごみ搬入量　・・・・・・・・・・・・　66
各目標値に対する状況　・・・・・・・・・・・・　67
し尿処理状況　・・・・・・・・・・・・　67
令和６年度一般廃棄物処理原価　・・・・・・・・　68
ごみ減量と資源リサイクル事業の概要・・・・・・・・　69
ごみ収集業務等の概要　・・・・・・・・・・・・　80
産業廃棄物対策事業の概要　・・・・・・・・・・・・　84
災害廃棄物対策　・・・・・・・・・・・・　89

Ⅴ　清　掃　施　設　・・・・・・・・・・・・　91
現在のごみ処理施設等　・・・・・・・・・・・・　91
甲府市リサイクルプラザの概要　・・・・・・・・　94
甲府市環境センター・リサイクルプラザ全体配置図・・　97

Ⅰ　総括的事項

甲府市の沿革

甲府の地に人々が住みつき、集落が形成されるようになったのは、きわめて古く縄文時代早期の頃だといわれている。

その後の古墳時代に至り、甲府北部の千塚、湯村、善光寺、横根などを中心に大規模群集墳が構築されていることから、ますます集落が拡大していったものと考えられる。

しかし、甲府が甲斐国の府中として政治、経済、文化の中心地となったのは、永正 16（1519）年 12 月、武田信虎が躑躅が崎に館を築き、ここを本拠地と定めて相川扇状地の一帯に城下町を設けたことに始まる。さらに、翌 17（1520）年 6 月、館から北方 2ｋｍの積翠寺丸山に要害城を構築したが、この地は三方を急峻な山々で囲まれた天然の要害で、南は甲府盆地を一望におさめることができるという守にはまことに堅固な地であった。館は外敵に対する防御としてわずかに濠をめぐらしたにすぎない簡素な構造で「人は城、人は石垣、人は堀」の詩を思わせるものがある。

本市の呼称「甲府」については、いくつかの文献があるが、いずれにしても甲斐の国府、あるいは甲斐の府中の意味であろうことは間違いないところであるといわれている。

武田信虎、信玄、勝頼と三代 63 年にわたって栄えてきたのは、信玄が国土を開発し、民生に意を注ぎ、産業を奨励して国力の充実を図ったためであり、今もなお、幾多の信玄の優れた治績の数々を各所にみることができる。

武田氏滅亡の後織田氏、続いて徳川氏が甲斐を領することになったのであるが、天正 13（1585）年、徳川家康は一条小山に築城し、文禄 3（1594）年浅野長政の時に、ようやく工事が完成した。これが甲府城跡である。城下町も新たにこの城を中心に整備され、現在の市街地の原形が形成された。その後、徳川幕府の時代になってからは城代を置いたり、徳川親藩の諸侯が治めることとなった。宝永 2（1706）年に甲府城主となった柳沢吉保は抜群の善政をしき、民生安定と市街の整備を行い、甲府の全貌を一新するという成果を上げた。甲斐国誌に「街区は端正にして条路を分かつこと、あたかも京都に似たり」とあるのをみても、その様子がよく理解されるところである。享保 9（1725）年柳沢氏が他へ転じた後は、幕府の直轄地となり勤番が支配するところとなった。以来、慶応 3（1867）年徳川慶喜が大政を奉還するまで 140 余年徳川氏の領するところであった。

明治元（1868）年甲府城が官軍に接収されると、甲府には甲斐鎮撫府が置かれ引き続き本県の中心地としての役割を担った。

以後、文明開化の風潮の中で着々と発展の歩みを進め、明治 22（1889）年 7 月 1 日甲府総町を中心として、これに近接の飯沼、稲門、両村を合併し、6,855 戸、人口 31,128 人をもって市制が施行された。

明治 36（1903）年には、中央線甲府～八王子間の開通、44（1911）年には全線開通をはじめ、大正 2（1913）年には、上水道の給水開始、7（1918）年には市制記念勧業共進会の開催、12（1923）年には山梨大学工学部の前身である山梨高等工業学校の創設、昭和 3（1928）年には身延線の全線開通と県都にふさわしい発展をみせるとともに、昭和 12（1937）年、里垣、相川、国母、貢川の 4 か村を、17（1942）年に千塚、大宮の 2 か村を合併し人口 11

万人に達する市となった。当時の甲府は高台から見ると塩焼の屋根瓦と土蔵造りの白壁が陽に映えて由緒ある眺めだったといわれている。

昭和20（1945）年7月6日の甲府空襲は、1,127人の尊い人命を奪い市域の74%を焦土と化し、古き時代の面影は多くの文化遺産とともに、火煙の中へ消失してしまった。

終戦とともに市民一丸となって槌音高く郷土甲府市の復興に立ちあがった。昭和24（1949）年、池田村、住吉畔区を、昭和29（1954）年には山城村、住吉村、朝井村、二川村、大鎌田村、甲運村、玉諸村、千代田村、能泉村、宮本村の10か村を合併し、人口は142,807人となった。

以来、中央線の複線化、中央自動車道の開通、国民体育大会の成功など、首都圏中核都市としての発展をみせ、平成元（1989）年には市制施行100周年を迎えた。また地方分権時代の地域の新たな担い手として、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため平成12（2000）年11月に「特例市」へ移行、平成18（2006）年3月には、中道町と上九一色村北部地域と合併し、平成31（2019）年には開府500年を迎えるとともに、同年4月に「中核市」へ移行した。

甲府市地図

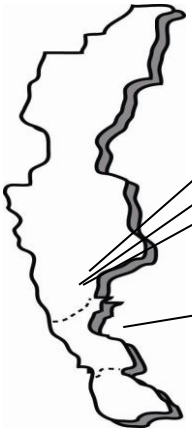

1　甲府市の位置

面積（k㎡）	方位				
	経度（東経）		緯度（北緯）		地名
212.47	東端	138°　39′　40″	東端	35°　52′　23″	黒平町
	西端	138°　31′　25″	西端	35°　41′　50″	山宮町
	南端	138°　37′　01″	南端	35°　30′　07″	古関町
	北端	138°　39′　28″	北端	35°　52′　33″	黒平町

長さ（km）		海抜（m）	隣　接　市　町　村
東西	南北	最高	笛吹市・甲斐市･中央市・北杜市 山梨市・富士河口湖町・昭和町 市川三郷町・身延町・川上村(長野県)
23.1	41.6	2,599	

※ 長さは、現在の市域を国土交通省国土地理院 2.5万分の1地形図によって測定したもので、東端西端及び南端北端の点を直線で結んだ距離である。

※ 面積については、令和7年4月1日時点の「全国都道府県市区町村別面積調」によるものである。

（資料）　国土交通省国土地理院

人口（令和7年4月1日現在）外国人登録者含む			世帯数
総数	男	女	
182,995人	89,166人	93,829人	94,472世帯

環境行政の沿革

年　月	機構・法令等	事業等
昭和36年　12月	民生部衛生課から清掃課が独立	
40年　5月		住吉清掃工場、西下条処理場開設
41年　9月	第一次組織改革により清掃事務所となる	
42年　8月	公害対策基本法公布	
42年　9月	社会部の新設に伴い、第一環境衛生担当（課）と第二環境衛生担当（課）を新設	
43年　6月	山宮清掃工場の開設に伴い、組織改革を行い環境衛生第一担当（課）［山宮工場］、環境衛生第二担当（課）［住吉工場］、環境衛生第三担当（課）［西下条処理工場］と施設別責任体制を確立	
	大気汚染防止法公布	
	騒音規制法公布	
43年　8月		山宮清掃工場開設
45年　3月		西下条処理場増設
45年　8月	生活担当職能の小分類に公害対策（係）を新設	
45年　12月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布	
46年　1月	公害行政強化のため、生活対策担当（課）から公害対策担当（課）が独立し新設	
	「ごみ」収集体制の確立、上町工場開設準備を促進するため、環境衛生担当（課）を新設	
46年　6月	水質汚濁防止法施行 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行	
46年　7月	甲府市公害防止条例制定 無公害都市宣言（甲府市）	
46年　11月	環境行政の一元化と充実を図るため社会部から環境部が独立し新設	
47年　3月		上町附属清掃工場（焼却工場）新設
47年　5月	悪臭防止法施行	
47年　6月	環境センターの完成により環境部事務部門及び収集部門が現在地に移転	
48年　5月		甲府市し尿処理問題研究協議会
50年　5月	下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法制定	山宮清掃工場閉鎖
51年　6月	振動規制法公布	
52年　6月		電気集じん機設置（上町清掃工場内）
52年　8月		粗大ごみ処理施設新設（上町清掃工場内）
53年　7月		有価物回収の実施
54年　6月	エネルギーの使用の合理化に関する法律制定	
55年　8月	甲府市不用品活用情報センター設置および運営要綱施行	
56年　4月	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改正（ごみ等収集・運搬及び処理手数等の改定）	
57年　2月		一般廃棄物（し尿）収集運搬業・浄化槽清掃業許可業者との協定締結 （56年3月市議会において「今後の転廃業補償、委託業務の拡大等について」採択）
57年　3月		総合排水処理施設新設（上町清掃工場内）
60年　4月	組織の見直しにより、公害課が環境保全課に名称変更され、係が公害係、環境保全係となる	
60年　7月		一般廃棄物最終処分場埋立処分地（小曲町）造成工事着工
61年　8月		一般廃棄物最終処分場完成
61年　9月		一般廃棄物最終処分場供用開始
61年　11月		し尿処理場（小曲町）建設工事着工
62年　5月	清掃施設建設課新設	住吉清掃工場閉鎖
62年　6月		附属清掃工場２４時間稼動
63年　5月		家庭における生ごみの減量・堆肥化推進のためボカシ容器等の購入補助制度創設
63年　7月	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改正（ごみ等収集・運搬及び処理手数等の改定）	
63年　9月		不燃ごみ収集業務の民間委託試行調査を実施（３ヶ月間）
平成元年　3月		甲府市衛生センター完成
元年　4月		甲府市衛生センター稼働
元年　12月		住吉有価物選別工場供用開始
2年　4月		牛乳パック回収開始
2年　5月		甲府市中心街可燃物収集運搬業務委託開始
2年　7月		資源物回収の実施

年　月		機構・法令等	事業等
平成3年	7月	減量推進課新設	
3年	10月	再生資源の利用の促進に関する法律施行	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正	
3年	12月	地球環境問題庁内連絡会議設置要綱施行	新ごみ処理施設建設工事着工
4年	6月	地球環境サミット開催　リオ宣言採択	
4年	10月	甲府市地球環境保全行動計画策定	
		甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改正（ごみ等収集・運搬及び処理手数等の改定）	
5年	2月		甲府市増坪町一般廃棄物最終処分場建設工事着工
			電気自動車１台導入
5年	3月		石和町との粗大ごみ処理に係る事務委託の協議成立
5年	5月		新粗大ごみ処理施設完成
5年	6月		新粗大ごみ処理施設稼動（石和町との粗大ごみ共同処理開始）
5年	11月	環境基本法施行	
6年	12月	環境基本法に基づく環境基本計画閣議決定	
7年	3月		石和町との可燃ごみ処理に係る事務委託の協議成立
			一般廃棄物最終処分場（小曲町）埋立完了
7年	4月	組織見直しにより、収集課が清掃事業課に、処理課が清掃施設課に、施設課が施設建設課に各々名称変更	石和町との可燃ごみ共同処理開始
		甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱施行	
7年	5月	組織見直しにより、環境保全係が環境衛生係に公害係が環境保全係に名称変更	
7年	8月		新焼却工場完成
			甲府市増坪町一般廃棄物最終処分場完成
7年	9月		新焼却工場稼動
			甲府市増坪町一般廃棄物最終処分場供用開始
			甲府市リサイクルプラザ建設工事着工
8年	1月		ＥＭボカシの無料交付
8年	3月		甲府市ごみ処理施設総合竣工式
8年	4月	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改正（ごみ等収集・運搬及び処理手数等の改定）	
8年	10月	甲府市一般廃棄物処理基本計画策定	甲府市リサイクルプラザ完成
9年	4月	施設建設課廃止	清掃事業課完全週休２日制導入
		容器包装リサイクル法【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律】段階施行（びん・ペットボトル）	ペットボトル回収開始
		甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱一部改正	甲府市リサイクルプラザオープン
9年	6月	環境アセスメント法施行	
9年	12月	温暖化防止京都会議（ＣＯＰ３）開催。先進国の温暖化ガス削減目標決定	
10年	3月	環境部３６協定締結	
10年	4月	甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱一部改正	生ごみの減量化等推進のため電気式処理機購入補助の実施
10年	6月	エネルギーの使用の合理化に関する法律改正	
10年	10月	地球温暖化対策の推進に関する法律制定	ＣＮＧ自動車1台導入
10年	12月		焼却工場の年末年始連続稼動
11年	5月	組織見直しにより、環境保全課が環境対策課に名称変更し、環境保全課の衛生係が清掃事業課へ移管するとともに環境保全係が環境保全対策係と公害対策係に分かれる	
12年	1月	ダイオキシン類対策特別措置法施行	
12年	2月		半透明袋導入（11年11月試行）
12年	4月	組織見直しにより、施設建設課の施設建設係を新設するとともに、管理課の施設計画係を施設建設課へ移管	食品トレイ回収開始
		減量推進課のリサイクルプラザ係を廃止	
		容器包装リサイクル法完全施行（紙製容器包装・プラスチック製容器包装追加）	
		甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱一部改正	
12年	6月	循環型社会形成推進基本法施行	
12年	8月	甲府市リサイクルプラザの維持管理業務を施設管理協会へ移管	焼却灰埋立処分地建設に関する基本協定締結
12年	11月	建設リサイクル法施行	特例市移行に伴い県から業務の一部が移譲
13年	1月	グリーン購入法施行	焼却灰埋立処分地建設に関する覚書締結（埋立期間５年間）
13年	3月	甲府市地球温暖化対策推進計画策定	ＣＮＧダンプ1台導入

年　月	機構・法令等	事業等
平成13年　4月	家電リサイクル法【特定家庭用機器再商品化法】施行	家電リサイクル法に基づき、4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）について処分方法の変更（収集不可）
	資源の有効な利用の促進に関する法律施行	焼却工場の焼却班　5名体制から6名体制へ変更
	廃棄物処理及び清掃に関する法律の改正（廃棄物の野外焼却禁止）	
	甲府市環境基本条例施行	
	甲府市環境審議会規則施行	
	甲府市環境監視員設置要綱施行	
13年　5月	食品リサイクル法施行	甲府市増坪町一般廃棄物最終処分場埋立完了
13年　12月		甲府市焼却灰処分地（西高橋町・蓬沢町地内）建設工事着工
14年　3月	甲府市地球新エネルギービジョン策定	
14年　4月	組織見直しにより、管理課を廃止し、庶務係を環境対策課へ移管	
	施設建設課の施設計画係を廃止	
14年　5月	地球温暖化対策の推進に関する法律改正	祝祭日等における可燃ごみ収集試行実施
14年　6月	エネルギーの使用の合理化に関する法律改正	
14年　9月		祝祭日等における可燃ごみ収集本格実施
14年　10月		青木が原ごみ処理組合操業停止に伴い、中道町、芦川村、上九一色村より、ごみ受入れ依頼
14年　11月		青木が原ごみ処理組合操業停止に伴い、御坂町、一宮町、八代町、境川村より、ごみ受入れ依頼
		ごみ焼却処理に係る協定締結（東八代７町村の可燃ごみ受入れ決定）
14年　12月	廃棄物処理及び清掃に関する法律の改正（簡易な焼却炉の使用禁止）	青木が原ごみ処理組合操業停止
		中道町、芦川村、上九一色村の可燃ごみ受け入れ開始
15年　2月	土壌汚染対策法施行	
15年　3月	甲府市環境基本計画策定	甲府市焼却灰処分地完成
		甲府市及び８町村ごみ共同処理問題協議会設置
15年　4月	組織見直しにより、環境計画課を新設し、環境対策課から庶務係を移管	中道町、芦川村、上九一色村の他、御坂町、一宮町、八代町、境川村の可燃ごみの受け入れ開始
	甲府市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱施行	
15年　5月		甲府市焼却灰処分地供用開始
15年　6月	甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱一部改正	
15年　7月		ＬＰＧ塵芥車3台導入
15年　10月	甲府市廃棄物減量等推進審議会が、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し徴収する処理手数料の適正化についての答申を提出（ごみ等収集・運搬及び処理手数料等の改定）	その他紙類（紙箱・紙袋・包装紙）回収開始
		資源有効利用促進法に基づき、家庭系パソコンについて処分方法変更（収集不可）
15年　11月		ＬＰＧ塵芥車5台導入
15年　12月		ごみ焼却処理に係る協定書の一部を変更する協定締結
16年　3月		ごみ焼却処理に係る協定書の一部を変更する協定締結
16年　4月	組織見直しにより、減量推進課がごみ減量課に、清掃事業課がごみ収集課に、清掃施設課がごみ処理課に各々名称変更	家電リサイクル法改正に基づき、電気冷凍庫を追加
	環境総務課を新設し、環境計画課を廃止	
	ごみ収集課の環境衛生係を環境対策課へ移管	
	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改正（ごみ等収集・運搬及び処理手数等の改定）	
16年　10月		次期ごみ処理施設建設候補地決定（御坂町八千蔵区及び八代町高家区）
16年　11月		不燃ごみ収集運搬業務試行委託開始（市内18地区）17年3月まで
17年　1月	甲府市廃棄物減量等推進審議会が、甲府市の生活系一般廃棄物の減量化を促進するための施策についての中間答申を提出（ミックスペーパー試行回収）	甲府市、笛吹市、中道町、芦川村ごみ処理協議会発足
17年　2月	地球温暖化対策の推進に関する法律改正	
17年　3月		衛生センターの継続使用に関する覚書締結
17年　4月	組織見直しにより、処理施設建設課を新設	全市域を対象として不燃ごみ収集運搬業務委託開始
17年　6月		ミックスペーパー分別回収事業試行実施（市内６地区）
17年　7月		笛吹市境川町上寺尾区から山梨県に対し、広域的ごみ処理施設及び最終処分場の陳情
17年　8月	エネルギーの使用の合理化に関する法律改正	
17年　9月	甲府市廃棄物減量等推進審議会が、甲府市の生活系一般廃棄物の減量化を促進するための施策についての最終答申を提出（ミックスペーパー試行回収）	
17年　11月	甲府市震災廃棄物処理計画策定	
17年　12月		山梨県から甲府、笛吹、山梨、甲州の４市を招集し「甲府・峡東地域ごみ処理広域化検討会議」において、一般廃棄物処理は、山梨県ごみ処理広域化計画に沿う形での要請を受ける

年　月	機構・法令等	事業等
平成18年　1月		甲府市廃棄物減量等推進審議会の最終答申に基づき、ミックスペーパー回収地区拡大（市内6地区から市内20地区に拡大）
18年　2月	生活排水処理基本計画策定	
18年　3月	中道町と上九一色村北部地域と合併	可燃ごみ収集運搬業務一部委託開始
	甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱一部改正	ふれあい収集モデル事業開始
		中道・上九一色地区ミックスペーパー回収開始
		次期ごみ処理施設建設候補地決定（笛吹市境川町上寺尾地区）
18年　4月	組織見直しにより、広域環境調整監の新設。 部の下に「室」を整備し、環境総室、処理計画室、廃棄物対策室を新設。環境総務課が総務課に、環境対策課が環境保全課に、処理施設建設課が処理計画課に、ごみ減量課が減量課に、ごみ収集課が収集課に、ごみ処理課が処理課に各々名称変更	ミックスペーパー分別回収事業本格実施（市内全地区）
	甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱一部改正	
18年　6月	地球温暖化対策の推進に関する法律改正	
18年　8月	新甲府市地球温暖化対策推進計画策定	
18年　9月		ごみ処理施設の使用期間延長に関する覚書締結 （使用期限を平成22年度末から4年間延長し平成26年度末までとした）
18年　12月		甲州市の可燃ごみ焼却処理に係る協定締結 甲州市(旧塩山市分）の可燃ごみ受け入れ開始
19年　2月		甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合設立
19年　3月	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定	
19年　4月	組織見直しにより、処理計画室及び処理計画課を廃止 環境保全課の環境衛生係を収集課へ移管、収集課収集係が収集課収集衛生係に名称変更	ふれあい収集事業本格実施
	甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱一部改正	
19年　5月		公民館等施設において廃食油の拠点回収を実施
20年　2月	甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱一部改正	甲府市焼却灰処分地の埋立期間等に係る覚書締結 （埋立期間を２年間延長し平成２１年度末までとした）
20年　3月	甲府市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱廃止	
20年　4月	甲府市住宅用太陽光発電システム導入奨励金交付要綱施行	
20年　5月	エネルギーの使用の合理化に関する法律改正	
20年　6月	地球温暖化対策の推進に関する法律改正	
20年　7月	甲府市廃棄物減量等推進審議会が、更なる生活系一般廃棄物の減量化を促進するための施策についての最終答申を提出（指定袋制度導入）	
21年　3月	甲府市住宅用太陽光発電システム導入奨励金交付要綱廃止	
21年　4月	甲府市地球温暖化対策導入促進奨励金交付要綱施行	
	家電リサイクル法施行令一部改正	対象機器の追加（液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機）
21年　10月		生活系一般廃棄物について、指定ごみ袋制度を導入
		資源物２４時間ステーション開設（南部地区　市営城南団地敷地内）
22年　3月		甲府市焼却灰処分地埋立完了
22年　4月	土壌汚染対策法一部改正	ごみ集積所施設設置費補助の実施
		ごみ集積所防御ネット購入費補助の実施
		スズメバチ駆除費補助の実施
		身体障害者補助犬狂犬病予防注射費補助の実施
		ミックスペーパー分別回収事業全地区毎週回収に拡大
22年　6月		遊休陶磁器製食器回収事業試行実施
22年　8月	甲府市地球温暖化対策推進本部設置要綱施行	
22年　10月	「甲府市公害防止条例」「あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例」「甲府市環境の美化に関する条例」を統合した「甲府市環境保全条例」を施行	
22年　12月		オリオン通りを「路上喫煙禁止区域」に指定
23年　2月	甲府市地球温暖化対策地域重点ビジョン策定	焼却施設等の使用期限の延長に係る覚書締結 （使用期限を平成26年度末から2年間延長し平成28年度末までとした）
23年　4月	甲府市浄化槽事業条例・甲府市浄化槽事業条例施行規則を施行	
23年　8月		生ごみ減量水切りチャレンジモニター事業実施
23年　12月	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正（資源物等の持ち去り禁止）の制定	遊休陶磁器製食器回収事業における回収方法を改善し試行実施
24年　3月	甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定	資源物２４時間ステーション開設（東部地区　市営善光寺団地敷地内）
	甲府市地球温暖化対策導入促進奨励金交付要綱廃止	

年　月	機構・法令等	事業等
平成24年　4月	組織見直しにより、 環境保全課に温暖化対策係を新設	遊休陶磁器製食器回収事業における回収方法を改善し本稼動実施
	甲府市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱一部改正	
	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正（資源物等の持ち去り禁止）の施行	
	甲府市地球温暖化対策導入促進助成金交付要綱施行	
	騒音規制法一部改正	
24年　6月	水質汚濁防止法一部改正	ごみ減量強化月間として各種啓発事業の実施
24年　9月	甲府市地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱施行	
24年　11月		落葉の堆肥化事業の試行実施
		ぶどう剪定枝・落葉特別収集開始
25年　3月	第二次甲府市環境基本計画策定	資源物２４時間ステーション開設（西部地区　荒川自治会内）
25年　4月	組織見直しにより環境保全係が保全係に、浄化槽整備推進係が浄化槽係に、公害対策係が公害係に名称変更	
	甲府市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱一部改正	
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行	
	甲府市ごみ集積所施設設置事業補助金交付要綱一部改定	
	甲府市ごみ集積所防御ネット購入費補助金交付要綱一部改定	
	甲府市スズメバチ駆除費補助金交付要綱一部改定	
	甲府市地球温暖化対策導入促進助成金交付要綱一部改定	
	甲府市地球温暖化対策推進本部設置要綱一部改定	
	甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱一部改正	
	甲府市災害廃棄物処理計画策定	
25年　5月		しんぶん・段ボールコンポスト無料配布
25年　9月		犬のふん害対策「イエローカード作戦」試行実施
26年　2月		使用済小型家電の回収開始
26年　4月	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改正（ごみ等収集・運搬及び処理手数等の改定）	犬のふん害対策「イエローカード作戦」実施
	甲府市浄化槽事業条例一部改正	災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定締結
26年　7月		ごみ集積所設置等に関する基準策定
26年　12月		衛生センターの継続使用に関する覚書締結
27年　4月	甲府市狂犬病予防法施行細則一部改正	全市域（北部山間地域除く）可燃ごみ収集運搬業務委託開始
	甲府市集団回収運動報奨金交付要綱一部改正	
27年　8月	甲府市猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱施行	プラスチック製容器包装の分別試行回収実施（市内３ルート及び、新田地区）
28年　4月	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正（資源物等の持ち去り禁止）	中道・上九一色地区可燃ごみ収集日を火・金に変更
	甲府市スズメバチ駆除費補助金交付要綱一部改正	
	甲府市ごみ集積所施設設置事業補助金交付要綱一部改正	
	甲府市浄化槽事業融資あっせん及び利子補給要綱施行	
	甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱一部改正	
28年　9月	甲府市リサイクルプラザ条例の一部改正（利用目的の改定）	
	甲府市リサイクルプラザ条例施行規則の一部改正（利用料金の改定）	
28年　11月		甲府・峡東クリーンセンター試行運転開始
28年　12月	甲府市ふれあい収集事業実施要綱一部改正	プラスチック製容器包装の分別回収開始
		可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみの分別回収開始
29年　3月	甲府市ごみ処理施設建設委員会設置要綱廃止	甲府市環境センター附属焼却工場及び附属破砕工場閉鎖
	甲府市ごみ処理施設建設に伴う周辺整備等推進委員会設置要綱廃止	甲府市リサイクルプラザの利用に関する協定締結
	甲府市西高橋町・蓬沢町埋立処分地建設推進委員会設置要綱廃止	甲府市リサイクルプラザ熱源設備改修工事費の負担に係る協定締結
	ダイオキシン類対策本部会設置要綱廃止	ぶどう剪定枝特別収集終了
	甲府市一般廃棄物（資源物）処理手数料免除要綱廃止	

年　月	機構・法令等	事業等
平成29年　4月	組織見直しにより、総務課の処理計画係を処理課へ移管するとともに、処理課施設運営係と施設維持係、環境センター附属焼却工場、附属破砕工場が統合し施設係へ名称変更	甲府・峡東クリーンセンター本格稼動開始
	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正（ごみの処理に関する事務事業の一部移管）	
	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正（ごみの処理に関する事務事業の一部移管）	
	甲府市リサイクルプラザ条例の一部改正（利用者の改定）	
	甲府市リサイクルプラザ条例施行規則の一部改正（減免対象者の改定）	
	甲府市リサイクルプラザの指定管理者を民間事業者に変更	
29年　6月	甲府市ごみ処理施設建設対策委員会設置要綱一部改正	
29年　8月		甲府駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定
29年　9月		ごみ分別アプリの配信開始
30年　4月	甲府市民有地の埋立ごみ取扱要綱施行	
	土壌汚染対策法一部改正	
30年　12月		山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場（かいのくにエコパーク）稼動開始
31年　3月	甲府市スズメバチ駆除費補助金交付要綱廃止	
31年　4月	組織見直しにより、収集課が収集衛生課に、処理課が廃棄物対策課に、処理課施設係が廃棄物対策課廃棄物係に名称変更	中核市移行に伴い畜犬対策事業を福祉保健部生活衛生薬務課に移管
	甲府市民有地の埋立ごみ取扱要綱一部改正	
	甲府市集団回収運動報奨金交付要綱一部改正	
	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正	中核市移行に伴い県から業務の一部が移譲
	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正	
	甲府市廃棄物処理施設設置に関する指導要領施行	
	甲府市廃棄物処理施設専門委員会設置要綱施行	
	甲府市廃棄物処理業者等不利益処分要領施行	
	甲府市廃棄物処理業行政処分適用基準施行	
	廃棄物処理業者等に対する不利益処分の公表に関する基準施行	
	改善命令の発出に関する内規施行	
	甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則施行	
	甲府市浄化槽指導要綱施行	
	甲府市浄化槽事務処理要領施行	
	甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱一部改正	
	土壌汚染対策法一部改正	大気測定局3局の運用開始
		大気測定値の公表開始
令和元年　6月	甲府市地球温暖化対策導入促進助成金交付要綱廃止	
	甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正	
	甲府市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則の一部改正	
	市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行	
	市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則施行	
元年　7月	甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金交付要綱施行	
2年　4月	浄化槽法一部改正	
	甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則一部改正	
	甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱一部改正	
	甲府市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱一部改正	
3年　2月		2050年の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を表明
3年　3月	環境センター環境委員会設置要綱廃止	甲府市衛生センター閉鎖
	甲府市衛生センター規則廃止	
	甲府市ごみ処理施設解体推進委員会設置要綱廃止	
	甲府市一般廃棄物処理基本計画策定	
3年　4月	甲府市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する条例一部改正	中巨摩地区広域事務組合衛生センターし尿の搬入開始
	大気汚染防止法一部改正	
3年　5月	甲府市環境監視員設置要綱一部改正	
3年　7月		令和３年度包括外部監査（「環境行政に係る財務事務の執行について」）
4年　2月		生ごみ処理器「キエーロ」導入
		食品ロス削減マッチングサービス「甲府タベスケ」導入

年　月	機構・法令等	事業等
令和4年　4月	組織見直しにより、廃棄物対策室が環境対策室に名称変更し、環境保全課が環境総室から環境対策室付けに変更	
	環境総室に環境政策課が新設され、総務課環境政策係及び環境保全課温暖化対策係を移管	
	総務課に施設係を新設	
	収集衛生課と廃棄物対策課を統合してごみ収集課に名称変更し、廃棄物係を新設	
	減量課をごみ減量課、減量係をごみ減量係に名称変更	
	環境保全課の保全係が環境保全係に、公害係が公害対策係に名称変更	
	甲府市電気自動車普及助成金交付要綱施行	
	甲府市ごみ集積所施設設置事業補助金交付要綱一部改正	
	甲府市ごみ集積所防御ネット購入費補助金交付要綱一部改正	
	甲府市河川清掃補助金交付要綱一部改正	
	甲府市有価物回収事業補助金交付要綱一部改正	
	甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱一部改正	
	大気汚染防止法　段階施行（石綿含有建材調査結果の行政報告）	
4年　11月	甲府市家庭用指定ごみ袋及び指定ごみ袋用外袋への広告掲載要領の一部改正	
5年　3月	第三次甲府市環境基本計画策定	山梨県災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定締結
	甲府市地球温暖化対策実行計画改定	「甲府市地球温暖化対策実行計画」に掲げた施策の中でも、本市が2030年度までに先導的かつ重点的に実施する取組の指針や重点施策を整理した「甲府市ゼロカーボン戦略」を策定
5年　4月	甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱一部改正	甲府市と国立大学法人山梨大学及び一般社団法人FCyFINE PLUSとのゼロカーボンシティ実現に関する連携協定締結
	甲府市有価物回収事業補助金交付要綱の一部改正	
	甲府市電気自動車普及助成金交付要綱を、甲府市電気自動車等普及助成金交付要綱へ名称変更し、内容を一部改正	
	甲府市ゼロカーボンシティワーキンググループ設置要領施行	
5年　5月	甲府市環境監視員設置要綱廃止	
5年　8月	産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領施行	
5年　11月		ゼロカーボンを戦略的に推進する拠点「こうふグリーンラボ」を開設
6年　2月		㈱セブン-イレブン・ジャパンとの環境分野に係る連携協定締結
6年　4月	組織見直しにより、環境対策室を環境総室に統合	
	甲府市浄化槽事業を特別会計から公営企業会計へ移行	
	甲府市浄化槽事業の設置等に関する条例施行	
	甲府市浄化槽事業の財務に関する特例を定める規則施行	
	甲府市浄化槽事業の財務に関する特例を定める規則の附属様式を定める要綱施行	
	甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金交付要綱一部改正	
	甲府市浄化槽設置事業補助金交付要綱の一部改正	
	甲府市地球温暖化対策推進本部設置要綱一部改正	
	甲府市電気自動車等普及助成金交付要綱一部改正	
	地球環境問題庁内連絡会議設置要綱一部改正	
6年　6月		甲府市と国立大学法人山梨大学と一般社団法人FCyFINE PLUS及び山梨県立甲府工業高等学校との小口水素アプリケーションの製作等を通じた人材育成プロジェクトチーム発足（こうふグリーンラボ事業）
6年　9月		常圧水素カートリッジを用いたデバイスの社会実装に向けた事業連携協定締結（こうふグリーンラボ事業）
7年　2月	甲府市災害廃棄物処理計画改定	
7年　3月	甲府市焼却灰処分地建設に伴う周辺整備等推進委員会設置要綱廃止	
	甲府市増坪町一般廃棄物最終処分場跡地利用検討委員会設置要綱廃止	
7年　4月	甲府市電気自動車等普及助成金交付要綱一部改正	
	地球環境問題庁内連絡会議設置要綱一部改正	

令和７年度環境部機構図

（令和７年４月１日現在　５２名）

- 環境部（部長　１名）
  - 環境総室（総室長　１名）
    - 総務課
      - 課長　兼任
      - 庶務係　２名
      - 施設係　２名
    - 環境政策課
      - 課長　１名
      - 温暖化対策係　３名
      - 環境政策係　４名
    - ごみ収集課
      - 課長　１名
      - 収集衛生係　１８名
      - 廃棄物係　２名
    - ごみ減量課
      - 課長　１名
      - ごみ減量係　８名
    - 環境保全課
      - 課長　１名
      - 環境保全係　２名
      - 公害対策係　５名

総務課	４名
環境政策課	８名
ごみ収集課	２１名
ごみ減量課	９名
環境保全課	８名

※流動後人数
※再任用職員含む
※会計年度任用職員を除く

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合（派遣職員）　（令和７年４月１日現在　３名）

- 事務局（部長（事務局長）　１名／室長（総務課長）　１名）
  - 総務課
    - 課長　兼任
    - 総務担当　１名

環境部事務分掌

部	室	課	分　掌　事　務
環境部	環境総室	総務課	(1)　一般廃棄物処理施設等の建設に伴う周辺整備に関すること。 (2)　全国都市清掃会議に関すること。 (3)　庁用自動車等の管理及び整備に関すること。 (4)　環境センター等の維持及び運営管理に関すること。 (5)　災害廃棄物処理計画に関すること。 (6)　一般廃棄物最終処分場の維持及び運営管理に関すること。 (7)　笛吹市との一般廃棄物の共同処理に関すること。 (8)　甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の負担金に関すること。 (9)　部内の文書の総括指導に関すること。 (10)　部内の庶務に関すること。
		環境政策課	(1)　環境政策に関すること。 (2)　環境審議会に関すること。 (3)　環境基本計画に関すること。 (4)　地球温暖化対策に関すること。 (5)　甲府市地球温暖化対策地域協議会に関すること。
		ごみ収集課	(1)　一般廃棄物の収集業務に関すること。 (2)　一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業等の許可及び指導に関すること。 (3)　一般廃棄物の排出指導に関すること。 (4)　すぐやる業務に関すること。 (5)　し尿処理問題研究協議会に関すること。 (6)　特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に関すること。 (7)　そ族の駆除に対する相談並びに昆虫の駆除及び消毒に関すること。 (8)　環境美化に関すること。 (9)　一般廃棄物の不法投棄に関すること。 (10)　有価物及び資源物回収に関すること。 (11)　多量排出業者の排出指導に関すること。 (12)　使用済自動車の再資源化に関すること。 (13)　有害使用済機器の保管等に関すること。 (14)　汚泥処理手数料の収納管理に関すること。 (15)　産業廃棄物の許可に関すること。 (16)　一般廃棄物処理施設の許可に関すること。 (17)　特定産業廃棄物特別措置法に関すること。 (18)　産業廃棄物の不法投棄に関すること。 (19)　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関すること。
		ごみ減量課	(1)　減量化、資源化、リサイクルに関すること。 (2)　廃棄物減量等推進審議会に関すること。 (3)　廃棄物減量等推進研究会に関すること。 (4)　リサイクル推進員に関すること。 (5)　有価物及び資源物の事務に関すること。 (6)　リサイクルプラザに関すること。 (7)　一般廃棄物処理計画に関すること。 (8)　環境教育に関すること。
		環境保全課	(1)　環境保全対策に関すること。 (2)　公害防止に関すること。 (3)　生活排水対策に関すること。 (4)　北部山間地域の水質保全対策に関すること。

令和７年度環境部みなす定数

令和７年４月１日現在

令和６年度みなす定数					令和７年度みなす定数						
室	課	職	職種	定数	室	課	職	職種	定数	係等	備　　考
		部長	行政事務	1			部長	行政事務	1		
環境総室		室長	行政事務	1	環境総室		室長	行政事務	1		・総務課長兼任
	総務課	課長	行政事務	兼任		総務課	課長	行政事務	兼任	庶務係	
		係長	行政事務	1			係長	行政事務	1	施設係	
		係長	機械	1			係長	機械	1		
		一般	行政事務	1			一般	行政事務	1		
		技能	一般技能	1			技能	一般技能	1		
			計	4				計	4		
	環境政策課	課長	行政事務	1		環境政策課	課長	行政事務	1	温暖化対策係	
		係長	行政事務	3			係長	行政事務	2	環境政策係	
		一般	行政事務	4			一般	行政事務	5		
		一般	行政事務 再任用（常勤）	1							
			計	9				計	8		
	ごみ収集課	課長	行政事務	1		ごみ収集課	課長	行政事務	1	収集衛生係	
		係長	行政事務	2			係長	行政事務	2	廃棄物係	
		一般	行政事務	3			一般	行政事務	3		・当初欠員　一般行政事務１
		一般	化学	1			一般	化学	1		
		技能	一般技能	12			技能	一般技能	11		
		技能	一般技能 再任用（常勤）	2			技能	一般技能 再任用（常勤）	1		
		技能	一般技能 再任用（短時間）	3			技能	一般技能 再任用（短時間）	3		
			計	24				計	22		
	ごみ減量課	課長	行政事務	1		ごみ減量課	課長	行政事務	1	ごみ減量係	
		係長	行政事務	1			係長	行政事務	1		
		一般	行政事務	3			一般	行政事務	3		
		技能	一般技能	3			技能	一般技能	2		
		技能	一般技能 再任用（常勤）	1			技能	一般技能 再任用（短時間）	2		
			計	9				計	9		
	環境保全課	課長	行政事務	1		環境保全課	課長	行政事務	1	環境保全係	
		係長	行政事務	1			係長	行政事務	1	公害対策係	
		係長	化学	1			係長	化学	1		
		一般	行政事務 再任用（短時間）	1			一般	行政事務 再任用（短時間）	1		
		一般	化学	4			一般	化学	4		
			計	8				計	8		
			計	55				計	52		
職名別定数			事務職員	27	職名別定数			事務職員	26		
			技術職員	7				技術職員	7		
			技能職員	22				技能職員	20		
			合計	56				合計	53		
甲府・峡東地域 ごみ処理施設事務組合		部長	行政事務	1	甲府・峡東地域 ごみ処理施設事務組合		部長	行政事務	1		
		室長	行政事務	1			室長	行政事務	1		
		係長	行政事務	1			係長	行政事務	1		
			計	3				計	3		
			派遣職員を含む合計	59				派遣職員を含む合計	56		

Ⅱ　環境対策事業

環境対策行政の沿革

本市においては、公害対策行政を推進するため、昭和４６年１月に社会部生活対策担当（課）の公害対策係から公害対策担当（課）が独立し、７月には「無公害都市宣言」が採択された。以来、これを公害対策行政の指標とし、１１月には環境行政の一元化と充実を図るため、社会部から環境部が独立し、環境部公害課として体制の強化を図った。

また、平成１１年５月には、地球レベルでの新たな環境問題が顕在化してきたため、これらに対する考え方を明確にし、充実した対応及び体制強化を図るため、環境保全課から環境対策課へ再編成され、平成１８年４月には組織見直しにより、環境対策課から環境保全課へ名称を変更した。

環境対策に対する取組では、市民、学識経験者及び市議会議員による「甲府市公害対策審議会」並びに市内において発生、または発生の恐れのある公害について、専門的な見地で調査研究をする機関として「甲府市公害対策専門委員会」を昭和４５年１０月に発足させ、公害の予防とその対策に重要な役割を果たすとともに、市民が健康かつ文化的で快適な生活環境を確保するため、昭和４６年７月「甲府市公害防止条例」を制定し、各種の公害に対する規制と指導を行ってきた。

さらに昭和４６年９月には、地域情報を早期的確に把握し、公害発生の未然防止に努めるため、従前各小学校地区から１名を選任し構成された「甲府市公害監視モニター」制度の充実強化を図るため、市民各層からの委員を増員し「甲府市公害監視員」制度として発足させた。

また、平成１３年４月には甲府市環境基本条例の施行に伴い、従来の「甲府市公害監視員」を廃止し、新たに「甲府市環境監視員」制度として発足させ、公害に関する活動内容に加え、地域の不法投棄等の監視活動、さらに毎月の現況報告を求める等、制度の充実を図ってきた。

なお、平成１２年１１月、特例市に指定されたことにより、水質汚濁防止法等５法律１条例の事務が県から移譲され、平成３１年４月には、中核市の指定を受けたことに伴い、大気汚染防止法等３法律１条例の事務が移譲された。

環境基本計画の推進

甲府市環境基本計画は、「甲府市環境基本条例」第３条に掲げる基本理念を実現すべく施策を体系化し、市、事業者及び市民の三者が連携して、目指すべき望ましい環境像を具体化するための目標や期間を定めたものである。

令和４年度に第二次となる甲府市環境基本計画の計画期間が最終年度を迎えたこと

から、世界の動向や本市を取り巻く状況を踏まえ「第三次甲府市環境基本計画」を策定し、環境施策の推進に努めている。

「第三次甲府市環境基本計画」の推進にあたっては、担当課より集約した年次計画書及び年次報告書を作成し、「地球環境問題庁内連絡会議」にて推進管理、進捗把握を行い、「甲府市環境審議会」にて審議し、本計画の実効性を高めることとしている。

ゼロカーボンの推進

1　「甲府市地球温暖化対策実行計画」の推進

「甲府市地球温暖化対策実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定し、本市における地球温暖化対策に係る総合的な計画として位置付けている。

「甲府市地球温暖化対策実行計画」の進捗管理として、庁内施策に関して地球環境問題庁内連絡会議において評価、検証を行った。また、甲府市地球温暖化対策実行計画推進委員会において、部会及び全体会を開催し、実行計画の施策及び取組状況についてＰＤＣＡサイクルに基づき適切な進行管理に努めるとともに、令和５年度年次報告書を作成し、甲府市地球温暖化対策実行計画推進委員会への報告と甲府市地球温暖化対策推進本部の承認を受け、令和７年３月に公表した。

2　甲府市クリーンエネルギー機器普及助成金

日照時間の長さという地域の特性を活かした再生可能エネルギーの有効活用及び普及拡大を図ることにより、温室効果ガスの削減を推進することを目的として、次のとおり助成金を交付した。

助成金交付実績

助成金交付対象	件数
住宅用蓄電池単体設置者	５３件
住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池同時設置者	１０９件
木質ペレットストーブ設置者	３件
合計	１６５件

3　甲府市電気自動車等普及助成金

走行時に温室効果ガスを排出しない電気自動車等の普及促進のため、電気自動車購入者及びＶ２Ｈ充放電設備設置者、住宅用太陽光発電システム及びＶ２Ｈ充放電設備の同時設置者を対象に、次のとおり助成金を交付した。

助成金交付実績

助成金交付対象	件数
電気自動車購入者	４２件
Ｖ２Ｈ充放電設備設置者	２件
住宅用太陽光発電システム及びＶ２Ｈ充放電設備同時設置者	０件
合計	４４件

４　公共施設等への太陽光発電設備等の導入

国の「地域脱炭素ロードマップ」の重点対策に示されている、設置可能な公共施設への太陽光発電設備の導入目標（２０３０年までに５０％、２０４０年までに１００％）の達成に向け、学校施設や上下水道施設への太陽光発電設備の整備に取り組むとともに、令和７年度以降の市有施設への太陽光発電設備の導入に向けた検討を行った。

５　甲府市地球温暖化対策地域協議会との協働

地域の実情に即した地球温暖化対策を推進することを目的として設立された、甲府市地球温暖化対策地域協議会と協働で、令和６年度は次の事業を実施した。

（１）緑のカーテン事業

夏の強い日差しを防ぎ、室内温度の上昇を抑えることで、室内熱中症予防やエアコンの使用抑制による省エネルギー対策を通じて地球温暖化対策に寄与する「緑のカーテン」の普及を目的として、市民をはじめ幼稚園・保育所、小中学校などの教育機関や官公庁等にゴーヤの苗を配布した。

（２）地球温暖化対策セミナーの開催

講師に気象予報士を招き、甲府市を中心とした地球温暖化問題の現状に関する講演会を行った。

（３）脱炭素アイデアコンテスト２０２５の開催

若者世代をはじめとする多くの人々の関心を引き出し、希望ある未来を創出する機会となることを目指し、山梨県内に在住・在学の高校生及び大学生から「脱炭素化」を実現するためのアイデアを自由な発想で提案するコンテストを開催した。

（４）地球温暖化作文コンテストの開催

地球温暖化について関心を高め、自分で考え行動できる人を育てることを目的として、小中学生を対象とした作文コンテストを実施した。

６　環境教育事業の推進

環境教育については、「第三次甲府市環境基本計画」及び「甲府市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の重点施策として位置づけられている事業であり、甲府市の身近な環境問題や、地球環境問題に関する内容の環境教育副読本を作製し、市内小学校の新４年生に配布するとともに、ペープサート（紙人形劇）・環境学習講演会（プラスチックごみによる海洋汚染問題）・太陽エネルギー体験教室といった各年齢層に応じた環境教育を各種団体と協働で実施している。

また、「第三次甲府市環境基本計画」基本目標５「地域の未来のために協働するまち」の取組の一環として、事業者や各種団体との協働により市民が気軽に参加できる環境教育を提供することを目的とした「甲府市環境教育プログラム」については、市ホームページ等で登録団体の紹介を行った。

７　温暖化対策情報サイト「こうふのｅｃｏ」による情報発信

特設サイト「こうふのｅｃｏ」では、再生可能エネルギーの重要性をはじめ、本市が推進している地球温暖化対策の取組などについて情報発信を行っている。

なお、令和６年度のアクセス数は、４，４００件であった。

環境啓発イベントの実施

地球温暖化に起因する気候変動をはじめ海洋プラスチックごみなど様々な環境問題への意識の醸成や、環境に対し興味、関心を持つきっかけを作ることを目的として、次のとおりイベントを開催した。

（１）「甲府市プラスチック・スマート・キャンペーン」ｉｎ　子ども応援フェスタ

イベントにブースを出展し、気候変動問題・海洋プラスチック問題の展示等を行った。また、食品ロス月間の取組として、食品ロスの問題についても併せて普及啓発を行った。

（２）「甲府大好きまつり」

イベントにブースを出展し、水素燃料電池自動車ミライからの給電の実演や、水素グリルと通常のガスコンロで調理した食材の食べ比べなど、水素エネルギーに触れ、身近に感じられるよう普及啓発を実施した。

（３）「やまなしミライエネルギーフェス２０２５」

再生可能エネルギーである水素の普及を目的とした山梨県が主催するイベントにブースを出展し、使用時に二酸化炭素を排出しない水素バーナーを用いて製作した「こうふサステナブルジュエリー」や「水素ドローン」等の展示を行い、本市の水素事業を広く周知を図るとともに、水素エネルギーの普及啓発に努めた。

「こうふグリーンラボ」関係事業

令和６年度は、本市の地域特性を踏まえる中で、水素エネルギー等の普及啓発や実証研究を行ったほか、こうふグリーンラボを会場としたイベントの開催、再生可能エネルギーや地球温暖化に関する展示物の充実化により、市民の意識啓発などによる脱炭素化の推進を図った。

（１）水素ＳＵＭＭＥＲ　ＳＣＨＯＯＬ

学生など若年層への水素エネルギーの普及啓発を目的に、山梨大学の教員等による講義や実験、市内にある最先端の水素研究施設の見学、水素事業に従事している企業の方々とのワークショップ等を通じ、水素エネルギーに触れる機会を創出し、地域社会における水素の先駆者を育成した。

中学生から大学生、社会人を含めた１９名を対象に、全６回の講義を行い、２月２２日に開催した「こうふグリーンラボ水素フェス」において、講義で得た知識をもとに、水素エネルギーの活用に関するアイデア発表を行った。

（２）バイオマスエネルギーの創出及び実証事業

日照時間が全国トップクラスという本市の地域特性を活かし、バイオマスエネルギーの地産地消の推進を図るため、バイオマス燃料として優れた新品種「ヤマトダマ」を市内の遊休農地等で栽培し、ヤマトダマ栽培に適した土壌や環境の調査・研究を行った。

（３）小口水素アプリケーションの製作等を通じた人材育成事業

水素の普及及び利活用の拡大を目的に、本市と協定を締結する国立大学法人山梨大学、一般社団法人ＦＣｙＦＩＮＥ　ＰＬＵＳに、山梨県立甲府工業高等学校専攻科・創造工学科を加えたプロジェクトチームを６月に発足し、水素・燃料電池ドローンの製作・実習を通じた水素リテラシーの向上や、将来の技術者・研究者としての人材育成を行った。

（４）常圧水素カートリッジを用いたデバイスの社会実装実証事業

市民に身近なデバイスへの水素の利活用促進に向けた社会実装を進めるため、９月にＡＢＩＬＩＴＹ株式会社と連携協定を締結し、相互に連携・協力する中で、常圧水素カートリッジを用いた水素・燃料電池電動アシスト自転車の実証事業をスタートした。

（５）こうふサステナブルジュエリー実証事業

環境に配慮したまちづくりの一層の推進と宝飾産業の活性化に繋げるため、水素バーナーを用いての地金加工の実証や宝飾産業の関係者を対象とした「水素バーナー講習会」の実施、リサイクルメタルや宝石の端材を用いた環境付加価値の

高い「こうふサステナブルジュエリー」の試作品の製作を通じて、使用時に二酸化炭素を排出しない水素バーナーの利活用の促進を図った。

（６）こうふグリーンラボ水素フェス

脱炭素化によるグリーンで快適なまちづくりの推進に向け、「こうふグリーンラボ」における本市の事業成果の発表に加え、水素グリルや水素を動力とした遊具等による水素エネルギーの体験機会を創出し、幅広い世代の方々に、次世代エネルギーとして期待される水素への興味関心を誘発するためのイベントとして、「こうふグリーンラボ水素フェス」を開催した。

「県央ネットやまなし」連携事業

温室効果ガス排出削減によるゼロカーボン推進を図るため、「県央ネットやまなし」連携事業を次のとおり実施した。

（１）「まなびのＳＤＧｓ」ｉｎ ２０５０ Ｚｅｒｏ Ｃａｒｂｏｎ Ｃｉｔｉｅｓ ＠イオンモール甲府昭和

山梨県・連携中枢都市圏１０市町・イオンモール甲府昭和と共同で、市町のご当地キャラを活用した集客にも取り組む中で、各自治体の環境政策の展示や環境意識の向上に繋げるワークショップを開催したほか、会場内に設置したステージでは、㈱サントリーによるペットボトルの水平リサイクルの普及啓発や山梨大学による水素実験教室などを実施した。

（２）「プラスチック・スマート・キャンペーン&マルシェ」ｉｎ 北杜市子ども環境フェスタ

圏域住民へのゼロカーボンの普及啓発を図るため、市制２０周年として北杜市で開催された「北杜市子ども環境フェスタ」にて、プラスチック問題に関連したパネル等の展示や環境に配慮したノベルティの配付を行った。

環境対策

１　公害防止施設等設備資金貸付

（１）制度の概要

ア　貸付対象者　　市内に工場又は事業場を有し、かつ工場又は事業場において公害防止施設等を設置又は改善しようとする個人又は法人及び組合

イ　貸付限度額　　個人又は法人５００万円　　組合は１，５００万円

ウ　償還方法　　６か月据置、５年以内で元金均等払

エ　貸付金利　　２．４％
オ　利子補給　　２．４％
令和６年度は、新規貸付０件であった。

２　浄化槽設置事業補助

（１）制度の概要

ア　補助対象地域　　下水道事業・農業集落排水施設整備事業認可区域以外の地域

イ　補助対象者　　補助対象地域において、専用住宅等に１０人槽以下の浄化槽を設置する者

ウ　補助限度額　　５人槽　　３３２，０００円
６～７人槽　　４１４，０００円
８～１０人槽　５４８，０００円
撤去（単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換）
１２０，０００円
撤去（くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換）
９０，０００円
宅内配管（単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換）
３００，０００円

（２）補助基数

（単位：基）

区分	５人槽	６～７人槽	８～10 人槽	合　計
令和２年度	8	8	0	１６
３年度	１１	4	0	１５
４年度	5	1	1	7
５年度	１１	0	0	１１
６年度	１７	4	1	２２

３　甲府市浄化槽事業

甲府市北部山間地域（千代田地区・能泉地区・宮本地区）における公共用水域の水質保全の確保及び当該地域住民の生活環境並びに公衆衛生の向上を図るため、市が設置主体となり、「循環型社会形成推進交付金」の対象事業である「浄化槽市町村整備推進事業」を新たな公共用水域の水質保全事業として位置付け、合併処理浄化槽

の新規設置から当該浄化槽の維持管理までを一体的、総合的に整備等を行う「甲府市浄化槽事業」を平成２３年度から平成２７年度までの５か年計画で実施し、１１５基を新規設置、９１基を寄附採納した。平成２８年度以降は公設及び寄附受納した浄化槽の維持管理に努めている。

令和６年度の事業実績は、本事業により整備された公設浄化槽１１２基及び寄附を受けた浄化槽１０１基、合計２１３基の維持管理を行い、公共用水域における水質環境の保全及び水循環の健全化に努めた。

また、令和６年度より地方公営企業法の財務規定等を適用し、特別会計から公営企業会計に移行した。

４　公害の現状と対策

（１）大気汚染の常時監視

大気汚染防止法に基づく『山梨県内における大気の常時監視等計画』に従い、次のとおり常時監視を実施した。

ア　測定局における常時監視

生活環境における大気汚染の状況を把握するための一般環境大気測定局（甲府穴切局）及び自動車排出ガスによる影響を確認するための自動車排出ガス測定局（甲府市役所自排局、国母自排局の２局）の計３局において、自動測定機による連続測定を行うとともに、速報値を専用ウェブサイトにて公表した。測定の結果、光化学オキシダント（Ｏｘ）については環境基準※を超過し、その他の項目については環境基準以下であった。測定結果の詳細を表１－１（Ｐ３９参照）に示す。

※人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基本法第１６条）

（ｉ）光化学オキシダント

環境基準の超過については、春季から秋季にかけて発生し、特に春季に多くみられた。環境基準の超過は本市のみならず全国各地でみられており、令和５年度の国内における環境基準の達成率は０．１％※である。

近年、環境省が、気候変動対策・大気環境改善のための光化学オキシダント総合対策について取組を進めていることから、現状では、本市は国の動向を注視するとともに、光化学スモッグ注意報の発令の際に防災行政用無線で周知する体制を整えている。令和６年度においては、本市内に係る光化学スモッグ注意報の発令はなかった。

なお、近年、関東平野で高濃度となった光化学オキシダントが山梨県内に流入することに伴い、山梨県内において高濃度の光化学オキシダントが発生することがある。

※出典：環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/seisaku/list/air.html）

（ⅱ）二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素

「最も重大な社会問題の一つ」（昭和 44 年版『公害白書』※）とされた大気汚染の原因物質である二酸化硫黄等は、軽油や重油の低硫黄化、自動車に係る排ガス規制等により、近年では環境基準を下回り、概ね横ばいで推移している。

※環境省が作成・公表している『環境・循環型社会・生物多様性白書』の前身で、当時の公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）に基づき作成・公表されている。

○光化学オキシダントの状況

項目 年度	昼間の１時間値の平均値（ppm）	昼間の１時間値の最高値（ppm）	環境基準内の割合（%）	光化学スモッグ注意報の発令回数（回）
令和２	0.032	0.083	96.9	0
3	0.031	0.092	98.1	0
4	0.031	0.087	97.3	0
5	0.035	0.081	95.7	0
6	0.038	0.082	92.0	0

備　考
1　光化学オキシダントの環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下
2　環境基準の評価に当たっては、昼間（5 時から 20 時）の 1 時間値と環境基準値とを比較する。
3　環境基準内の割合は、測定時間数に占める 0.06ppm 以内の時間数から算出している。
4　光化学スモッグ注意報は、0.12ppm 以上の状態が継続するとみられる場合に、山梨県が発令する。

イ　有害大気汚染物質等の常時監視

有害大気汚染物質等とは、継続的に摂取される場合に、人の健康を損なうおそれがあり、大気汚染の原因となる物質（大気汚染防止法第２条第１６項）並びに水銀及びその化合物をいう。

令和６年度は市内３箇所で毎月測定した結果、環境基準以下であった。測定結果の詳細を表１－２（Ｐ４０参照）に示す。

（ⅰ）環境基準設定物質

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの４物質である。ガソリン中のベンゼン含有率に関する規制等により、年平均値は低減し、近年は環境基準を十分下回り、横ばいで推移している。

○ベンゼン環境基準達成状況　　（単位：μg/m3）

地点 年度	甲府穴切	甲府市役所自排	国母自排
令和２	0.65	0.74	0.90
3	0.94	0.99	1.2
4	0.55	0.68	0.78
5	0.69	0.80	0.91
6	0.56	0.70	0.80
令和６年度環境基準に対する評価※	○	○	○

※ベンゼンの環境基準：3μg/m3
※年間の平均値と環境基準値とを比較・評価する。〔環境基準達成：○、未達成：×〕
※甲府穴切については、令和４年度までは甲府富士見局にて測定を実施。

（ⅱ）指針値設定物質等

指針値とは、健康リスクの低減を図るために国が設定した環境目標値である。指針値の定めのある１１物質（アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物）の測定結果は、いずれも指針値を下回った。

また、環境基準や指針値が設定されていないクロム及び三価クロム化合物等の７物質については、今後も測定を継続し、データの集積に努めることとする。

（２）　水質調査について

ア　水質汚濁防止法に基づく公共用水域の水質測定

水質汚濁防止法に基づく『公共用水域及び地下水の水質測定計画』に従い、環境基準点等（荒川ダム、桜橋、千秋橋、二川橋、砂田橋、濁川橋、高室橋の７地点）について、年間２４回（１日２回／月）水質測定を実施した。測定項目及び測定結果を表２－１（Ｐ４１～Ｐ４４参照）及び２－２（Ｐ４５～Ｐ４８参照）に示す。

このうち、汚濁の指標となるＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成状況を次表に示した。令和６年度は７地点全てが環境基準以下であった。これは、下水道の整備、生活排水対策事業（重点地区への生活排水対策の啓発及び浄化槽立入検査、浄化槽設置補助金制度）の推進、水質汚濁防止法に基づく特定事業場への立入指導等の成果が表れたものといえる。今後も環境基準

以下を維持できるよう、継続的な生活排水対策事業等の推進に努める。

○ＢＯＤ環境基準達成状況　（単位：mg/ℓ）

年度＼地点	荒川ダム	桜橋	千秋橋	二川橋	砂田橋	濁川橋	高室橋
令和２	0.8	0.7	1.0	1.5	1.9	2.3	1.8
3	0.7	0.6	1.5	1.9	2.0	2.3	1.5
4	1.1	0.8	1.4	1.8	1.6	2.4	1.5
5	1.6	1.1	1.7	2.2	1.9	2.7	1.8
6	0.8	0.8	1.1	1.3	1.7	2.0	1.5
環境基準	1.0	1.0	3.0	3.0	5.0	5.0	3.0
令和６年度環境基準に対する評価※	○	○	○	○	○	○	○

※年間 12 回の日平均値を小さい順に並べ替え、小さい方から９番目の測定値を 75%値と言い、その値を河川の類型の環境基準値と比較・評価する。〔環境基準達成：○、未達成：×〕

○調査地点ごとの環境基準の類型

水域名	調査地点	生活環境※1		水生生物※2		備　考
		類型	達成期間	類型	達成期間	
荒　川	荒川ダム	ＡＡ	イ	Ａ	イ	補助点
	桜　　橋	ＡＡ	イ	Ａ	イ	環境基準点
	千 秋 橋	Ｂ	ハ	Ｂ	イ	補助点
	二 川 橋	Ｂ	ハ	Ｂ	イ	環境基準点
濁　川	砂 田 橋	Ｃ	ハ	Ｂ	イ	補助点
	濁 川 橋	Ｃ	ハ	Ｂ	イ	環境基準点
鎌田川	高 室 橋	Ｂ	ハ	Ｂ	イ	補助点

※１　生活環境の保全に関する環境基準
　河川、湖沼及び海域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型への指定が行われ、水域ごとに達成期間を示して、その達成、維持を図るものとされている。
※２　水生生物の保全に係る環境基準
　公共用水域における水生生物の生育状況の適応性に応じて水域類型への指定が行われ、水域ごとに達成期間を示して、その達成、維持を図るものとされている。
・環境基準達成期間
「イ」は、直ちに達成
「ロ」は、５年以内で可及的すみやかに達成
「ハ」は、５年を超える期間で可及的すみやかに達成

○環境基準

【生活環境の保全に関する環境基準（河川）】

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数（CFU/100mℓ）
ＡＡ	水道１級 自然環境保全 及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	20 以下
Ａ	水道２級 水産１級 水浴 及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	300 以下
Ｂ	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	1,000 以下
Ｃ	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	－
Ｄ	工業用水２級 農業用水 及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	－
Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ以上	－

備　考

1　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2　農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

4 水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU／100mℓ 以下とする。

5 水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mℓ とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水　道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　〃　　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃　　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3　水　産　１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　〃　　２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　〃　　３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃　　２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　〃　　３級：特殊の浄水操作を行うもの

5　環 境 保 全 ：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

【水生生物の保全に係る水質環境基準（河川）】

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以上
生物特B	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

備　考
1　基準値は、年平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

イ　主要河川の水質自主測定

水質汚濁防止法に基づく水質測定に加え、本市では昭和４６年から荒川水域及び濁川水域の支流について自主で水質調査を実施している。

さらに、平成１８年度から市町村合併に伴い、笛吹川流域の支流についても同様に水質調査を行っている。

令和６年度の調査は、荒川水域及び笛吹川流域で年１回、濁川水域は山梨県環境計量協会と協働で年２回実施した。測定結果を表３－１（Ｐ４９参照）及び３－２（Ｐ５０参照）に示す。

全ての地点において概ね環境基準以下であったが、濁川支流については、荒川水域・笛吹川流域と比べＢＯＤ値が高いことを把握している。なお、これらの測定結果を参考に生活排水対策の指導等を実施している。

（ｉ）荒川とその支流

荒川は、金峰山・国師ヶ岳を源流に、甲府市北部に降った雨水を集めて流下している。途中、御岳昇仙峡を流れ、本市市街地を通る際に支流河川の水を集めた後に、笛吹川に合流している。荒川は、その名のとおり、これまでに市内に氾濫をもたらしてきた。その一方で荒川の水は、市民に親しまれ利用されてきた。平瀬町内にある取水口から取り込まれ市民の上水道用水として、さらに下流域にある１０箇所の堤から市内の水路に流され農業用水として、それぞれ利用されている。

No.	支流名称	河川と水質の概要
1	小湯川	飯田地内の住宅地を流れ、南下して寿町荒川橋付近で相川に合流している。公共下水道の整備とともに水質汚濁が改善された河川である。
2	湯川	湯村地区の温泉排水の影響を受ける河川である。公共下水道の整備とともに汚濁が改善された経過がある。
3	相川	上積翠寺町の要害山付近を源に古府中町・塚原町を流れ、南下して寿町荒川橋で荒川に流入する。公共下水道の整備とともに汚濁が改善された河川である。
4	貢川	甲斐市から流れている河川で、水質汚濁の大部分が上流の生活排水の影響を受けている。上流域の生活排水対策の進捗に伴い、水質が改善している。
5	沼川	流末の水門付近の水路整備は早くから行われており、比較的延長の短い河川である。公共下水道の整備が進んだことで、河川水質は改善している。
6	四分川	甲府地方卸売市場の中を通り、国道２０号をくぐり、やがて万才橋の南で荒川と合流する河川である。国道２０号を過ぎたところで用水路への取入口がある。四分川の川幅は広いため、普段の水量ではほとんど流速がなくなる。このことが原因で、気温の上がる夏の時期は川底の堆積物の腐敗が起こることがある。
7	流川	市南部の大里町・大津町地内の水を集め、甲府市浄化センターの東側を通って鎌田川に合流している。この川は用水路等の排水が集合したもので、流量が少ない割に川幅が大きいため、流速が得られず底質の腐敗を招いている。
8	帯那川	上帯那町・下帯那町内を流下し千代田湖に流れ込んだ後、平瀬町地内で荒川に合流する。この河川の水の大部分は周囲の山への降水と、地域の生活排水である。したがって、帯那川の水に含まれる窒素・リンが千代田湖の富栄養化に多少なりとも影響を与えていると考えられる。
9	千代田湖	千代田湖は、農業用水のため池として作られた人造湖である。周囲の山は花崗岩質の白い山肌を持ち美しい景観を形成している。５月以降にはアオコの発生に伴い、湖面が緑色となる時がある。この理由として、帯那川からの窒素・リンの流入と、水温の上昇とが考えられる。

（ⅱ）濁川とその支流

環境基準は、濁川全域で類型Ｃ（ＢＯＤ５mg/ℓ 以下）である。濁川は、JR 中央本線の北にある朝日地内の水路に端を発している。やがて忠徳橋から省路橋までの区間は市街地中心部を流れるが、その大部分が暗きょになっているので見ることはできない。そして省路橋を過ぎたあたりから、支流である藤川、高倉川、大円川及び十郎川が流入している。さらに、国道２０号との交差付近で野間川が、落合町の山梨県機械金属工業団地付近で渋川が合流している。生活排水対策の重点地域になっている。

№.	支流名称	河川と水質の概要
1	高倉川	全長約３km の比較的短い河川である。善光寺・東光寺地内を流れ濁川に合流する。普段流量は少ないが、雨天時には水位が増す。通常時には水質は良好で、汚濁の少ない河川である。川底がコンクリートで平らに施工してあるため水深が浅く藻が生えている。
2	大円川	豪雨時における浸水の被害を防ぐため、川底は深くなっている。普段は水量が少ないため、高倉川と似た水質傾向を示している。
3	藤川	岩窪町地内に源を発している。竜華池から流れる西藤川と合流した後に愛宕山の西側を南下し、舞鶴城公園付近で東に向きを変え、城東三丁目地内で濁川に合流する。生活排水対策により、水質は改善を経て横ばい傾向にある。
4	十郎川	横根町北部の山中に端を発し、甲府盆地内で西に流れを変えた後、城東大橋付近で濁川に合流する河川である。かつては比較的自然の残る川であったが、近年は護岸工事が進みその姿が変わりつつある。水質面では、平成１２年頃までＢＯＤ５mg/ℓ以上と汚濁がみられたものの、十郎川周辺の公共下水道をはじめとする生活排水対策が進行したことにより、水質の改善が進んでいる。
5	野間川	向町・上阿原町・西高橋町地内の水路の水を集めて、濁川に合流する河川である。生活排水対策の進捗により水質の改善が進みつつあるものの、市内を流れる河川で最も汚濁されている。
6	渋川	笛吹市石和町地内を流れ、平等川をくぐって落合町で濁川に合流する。他の支流と比較して流量は多く、ほぼ本流の濁川の流量と同じであるため、濁川の水質に大きな影響を与えている。
7	蛭沢川	蛭沢川の源は荒川の用水路の水であり、それらが小瀬スポーツ公園の北側で一つとなり蛭沢川となる。小瀬スポーツ公園内の中央部を流下した後、同公園の南側で五割川と合流・流下し、穏池排水機場にて濁川に合流している。比較的流量の多い時期の水質は良好であり、用水としての使用がある。
8	五割川	小瀬スポーツ公園の西側を流れ、同公園を過ぎたところで蛭沢川と合流している。五割川の上流は荒川から引き込んでいる用水路である。河川全体がコンクリートで整備されているため、流速が早く流量が少ない川である。河床に藻が繁茂しているため、河川水には溶存酸素が多く含まれている。
9	新五割川	新平和橋の下流にある堤から取り入れられた荒川の水が、用水路として南下し、上今井町付近で新五割川となる。流末では穏池排水機場で濁川に合流している。五割川と同様に溶存酸素が多く含まれている。

（ⅲ）笛吹川支流（旧中道町内、旧上九一色村内）

笛吹川は、山梨県・埼玉県・長野県の県境に位置する甲武信ヶ岳に源を発し、山間を南西に流下した後に甲府盆地内で支流河川を集め、南巨摩郡富士川町内で富士川に合流している河川である。

この笛吹川の支流である、旧中道町内の河川は、付近の山々を源とし、農地が比較的多くみられる曽根丘陵内を流下した後に笛吹川に合流している。

一方、旧上九一色村地内の寺川や芦川は、急峻な山地に囲まれた、農地や集落が点在する地域を流下しているため、旧中道町内の河川とは異なり、地表面の影響をあまり受けていない水質を有している。

これら旧中道町内及び旧上九一色村内の河川における、これまでの水質調査の結果は、全般的に良好である。

（旧中道町内）

No.	支流名称	河川と水質の概要
1	滝戸川	その源を滝戸山に発し、河川距離８．０km、流域面積９．６km2 で、旧中道町内における最大の河川である。上流から下流へ向けて河川勾配の変化が大きく、上流では２７度、中流で５度、下流で１度の勾配を示す。良好な水質で推移している。
2	七覚川	源を右左口峠に発する、河川距離６．０km、流域面積７．７km2 で滝戸川に次ぐ規模の河川である。周辺では、水田及び畑作が営まれているため、肥料等の影響で水質汚濁を生じることがある。
3	宮沢川	右左口町地内の山間に源を発し、同地内を流下した後、七覚川に流入する河川である。七覚川と同様、流域では農業が営まれているため、水質汚濁を生じることがある。
4	間門川	笛吹市との市境に位置する金比羅山に源を発し、笛吹市境川町地内を流下した後、上曽根及び下曽根の各町内を流下する河川である。水質は横ばい傾向にある。
5	芋沢川	源は間門川と同じく金比羅山の沢とし、山間を流下した後に上曽根町地内を流れる河川である。水量が比較的少ない上に水深が浅いことから、河床に藻が生えており、溶存酸素が高い傾向にある。

（旧上九一色村内）

No.	支流名称	河川と水質の概要
1	芦川	御坂山地の東部に所在する黒岳と釈迦ヶ岳の間に源を発し、笛吹市芦川町を経て、本市古関町を流下し、寺川等を合流した後、旧三珠町を経て、旧市川大門町地内で笛吹川と合流する延長２３．６４km の一級河川である。市川三郷町地内に明治３３年に設置された山梨県内初の水力発電所がある。山間部からの湧水や雨などを集め、水量豊富で水質も良好な河川である。
2	寺川	古関町地内の小河橋が起点とされている。山間を流下する際に、丸淵沢などの複数の沢や大岳川の水を集め、古関町地内で芦川に合流する延長２．２km の河川である。生活排水の影響は少ないため、水質は良好である。

○主要河川水質自主調査地点一覧

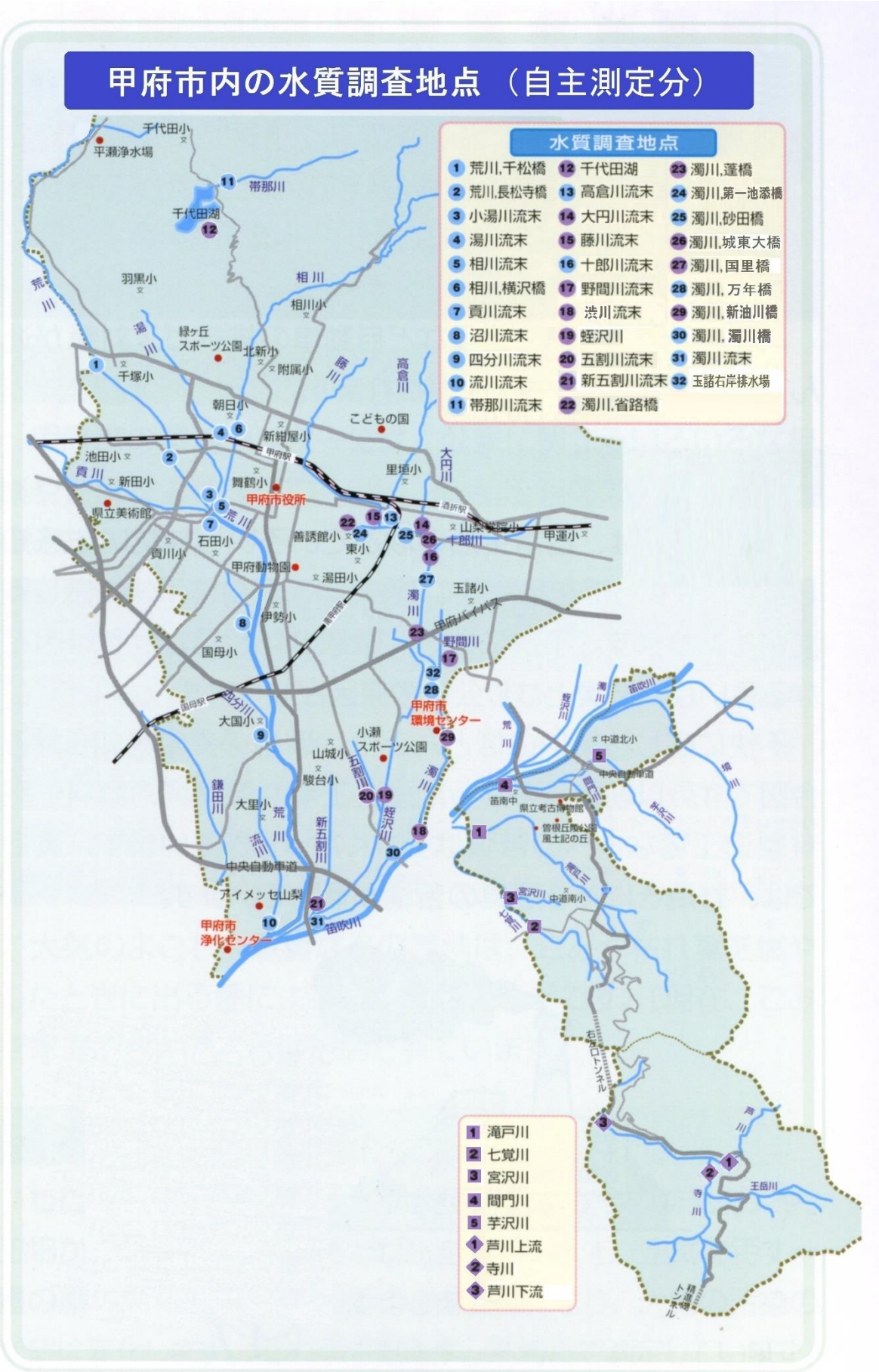

ウ　地下水の水質測定

水質汚濁防止法に基づく『公共用水域及び地下水の水質測定計画』に従い、地下水の水質測定を次のとおり実施した。測定結果を表４－１（Ｐ５１～Ｐ５２参照）及び４－２（Ｐ５３～Ｐ５４参照）に示す。

（ｉ）概況調査

甲府市内を２㎞メッシュに区切った１２地区と、５㎞メッシュで区切った４地区の計１６地区で、環境基準項目２８項目、要監視項目２５項目について、２年一巡のローリング調査を実施している。

令和６年度は、メッシュ割で北側に位置する８地区を選別し、調査を行った。その結果、８地点全てで環境基準以下であった。

（ⅱ）継続監視調査

過去に環境基準を超過したため、継続的に監視する必要がある７地点の井戸（下向山町、国玉町、古関町、右左口町、中小河原町、桜井町、音羽町）で調査を行ったところ、国玉町・桜井町・音羽町でふっ素、古関町及び中小河原町でひ素、下向山町及び右左口町で硝酸性窒素、桜井町でほう素が、それぞれ環境基準を超過したことから、今後も継続的に監視することとした。

（３）騒音・振動について

騒音・振動は、各種公害の中で日常生活に最も係わり合いが深く、その発生源は、工場、事業場、建設現場等である。近年では、建設工事に関する苦情が多くなっている。

これらの騒音・振動の苦情処理に当たっては、発生の都度現地調査をし、発生源に対し、周辺住民の要望を伝え協力依頼や施設の改善等を指導している。

さらに、自動車騒音の常時監視及び一般環境中における騒音測定を次のとおり実施し、市内の騒音の状況を把握している。

ア　自動車騒音の常時監視

騒音規制法に基づき、常時監視の対象道路約１００㎞に面する地域における「騒音に係る環境基準」の達成状況等について、平成１７年度から５年一巡のローテーションで、環境省が配付するアプリケーションソフト「面的評価支援システム」を用いた面的評価※により把握している。

令和６年度の結果については、昼夜ともに環境基準以下であった戸数は、一般国道においては 6,483 戸中 6,338 戸（97.8%）、県道においては 13,632 戸中 13,504 戸（99.1%）、高速自動車国道においては 259 戸中 259 戸（100.0%）であった。なお、全体では 20,314 戸中 20,079 戸（98.8%）であった。

※　騒音の実測結果・道路構造等のデータを面的評価支援システムに入力し、電子地図上において、対象の道路端から 50m の範囲の住居を対象とし、騒音レベルが環境基準を下回る戸数及び割合を算出することにより環境基準の達成状況を評価する。

○ 令和６年度自動車騒音の常時監視結果

No.	評価対象道路		評価対象区域	評価区間の延長	住居等戸数	達成戸数・割合							
	路線名	車線数	（上段）始点 （下段）終点			昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
				(km)	(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
1	中央自動車道 西宮線	4	上曽根町 貢川２丁目	4.7	259	259	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2	一般国道20号	4	向町 徳行５丁目	8.4	739	612	82.8	105	14.2	4	0.5	18	2.4
3	一般国道52号	4 2	貢川２丁目 中央１丁目	4.4	1,089	1,085	99.6	0	0.0	1	0.1	3	0.3
4	一般国道140号	5 3 2	桜井町 西下条町	5.5	421	421	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5	一般国道358号	4 3 2	古関町 相生２丁目	16.6	1,181	1,181	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6	一般国道411号	4 2	川田町 丸の内１丁目	9.1	2,948	2,944	99.9	0	0.0	0	0.0	4	0.1
7	主要地方道 甲府市川三郷線	2	中央４丁目 国母８丁目	4.3	1,190	1,190	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8	主要地方道 甲府韮崎線	6 4 2	桜井町 千塚４丁目	8.8	2,208	2,123	96.2	47	2.1	16	0.7	22	1.0
9	主要地方道 甲府南アルプス線	4 2	中央１丁目 徳行４丁目	5.3	1,121	1,121	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10	主要地方道 甲府昇仙峡線	4 2	上石田１丁目 平瀬町	8.0	1,279	1,279	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11	一般県道 天神平甲府線	2	下帯那町 朝日５丁目	5.1	1,124	1,120	99.6	0	0.0	4	0.4	0	0.0
12	一般県道 善光寺線	2	善光寺１丁目 善光寺町	1.1	318	317	99.7	0	0.0	1	0.3	0	0.0
13	一般県道 小瀬スポーツ公園線	2	小瀬町 上町	1.4	123	123	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
14	主要地方道 甲府山梨線	2	丸の内１丁目 上積翠寺町	6.7	1,130	1,130	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
15	一般県道 甲府精進湖線	2	住吉１丁目 古関町	7.1	981	981	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
16	主要地方道 甲府中央右左口線	4 2	幸町 右左口町	7.1	1,125	1,118	99.4	5	0.4	1	0.1	1	0.1
17	主要地方道 甲府笛吹線	2	幸町 西高橋町	3.3	743	742	99.9	0	0.0	0	0.0	1	0.1
18	一般県道 中下条甲府線	2	荒川２丁目 丸の内２丁目	3.4	786	784	99.7	0	0.0	2	0.3	0	0.0
19	一般県道 緑ヶ丘運動公園線	2	緑が丘１丁目 緑が丘２丁目	0.7	216	216	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20	一般県道 南甲府停車場線	2	南口町７ 南口町４	0.4	91	91	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
21	酒折停車場線	2	酒折１丁目 酒折１丁目	0.1	159	159	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
22	愛宕山公園線	2	大手１丁目 岩窪町	0.9	215	215	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
23	熊野通り	4	城東３丁目 朝気３丁目	1.5	287	287	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
24	朝日荒川線	4	朝日３丁目 荒川１丁目	2.5	581	581	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	全　　体			116.4	20,314	20,079	98.8	157	0.8	29	0.1	49	0.2

○自動車騒音の環境基準達成状況　（単位：％）

種別 年度	一般国道	県道	高速自動車国道	全体	【参考】全国平均値※
令和２	96.6	98.4	100.0	98.0	94.4
3	97.5	99.4	100.0	98.9	94.6
4	96.6	99.5	100.0	98.7	94.9
5	98.0	99.5	100.0	99.1	95.0
6	97.8	99.1	100.0	98.8	（未公表）

※出典：環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/air/car/noise/index.html）

イ　環境騒音調査

一般環境中の騒音測定を市内５地点で実施した。測定の結果、昼間及び夜間の時間帯において、いずれの地点も環境基準以下であった。

○測定結果　（単位：デシベル）

測定地点（用途地域）	測定日	時間の区分	等価騒音レベル（Leq）	環境基準（Leq）
古府中町（第２種低層住居専用）	R7.1.29	昼　間	43	55 以下
		夜　間	31	45 以下
大　里　町（第２種中高層住居専用）	R7.2.3	昼　間	46	55 以下
		夜　間	42	45 以下
国母七丁目（第１種住居）	R7.2.6	昼　間	44	55 以下
		夜　間	41	45 以下
丸の内三丁目（商　業）	R7.2.13	昼　間	45	60 以下
		夜　間	38	50 以下
住吉三丁目（準工業）	R7.2.19	昼　間	48	60 以下
		夜　間	41	50 以下

ウ　騒音規制地域及び振動規制地域の見直し

本市は騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定の権限を有することから、土地利用の変化等の状況を勘案して、規制地域の見直しを行っている。

令和６年度には、土地利用の変化を考慮して、騒音規制法に基づく騒音規制地域図及び振動規制法に基づく振動規制地域図の見直し作業を実施し、令和７年度に向けて規制地域の変更は行わないこととした。

（４）悪臭について

悪臭とされる物質には、工場・事業場より発生する気体のほか、一般家庭の浄化槽や飲食店から排出される雑排水によるものがある。

令和６年度には、工場に対する立入検査や指導、浄化槽の立入検査を実施し、悪臭防止に対する意識の啓発に努めるとともに、騒音・振動と同様に本市は悪臭防止法に基づく規制地域の指定の権限を有しており、悪臭規制地域図の見直し作業を実施し、令和７年度に向けて規制地域の変更は行わないこととした。

（５）公害防止協定

地域住民の健康と生活環境の保全を図るため、昭和４７年～５８年に甲府市国母工業団地に誘致した企業９社及び桜井町の石材業者３社並びに山梨県機械金属工業団地協同組合（９社）と公害防止協定を締結した。昭和６３年度に甲府南部工業団地（大津町）へ入居した８社、平成５年度に甲府南部工業団地（西下条町）へ入居した１組合１２社そして平成７年度に１社の計１３社、平成６年度にファッション工業団地（川田町）へ入居が決まった１組合１０社と公害防止協定の締結を行った。

令和６年度末現在、２組合５２社と協定を締結している。

（６）環境規制法令に基づく届出の受理及び指導

騒音規制法や山梨県生活環境の保全に関する条例等の環境規制法令に基づき、届出の受理及び公害防止指導を行った。届出状況は次のとおりである。

○特定施設及び特定建設作業の届出状況　（単位：件）

法令等＼年度		令和２	３	４	５	６
騒音規制法	設置	3	1	1	4	2
	変更等	7	7	8	29	15
振動規制法	設置	2	0	8	8	2
	変更等	2	3	4	11	10
県条例	設置	7	4	10	11	14
	変更等	14	9	6	37	22
水質汚濁防止法	設置	7	1	9	10	9
	変更等	19	15	30	42	24
土壌汚染対策法	第３条	2	0	4	0	3
	第４条等	70	60	72	76	63
特定建設作業	騒音	151	130	159	194	205
	振動	24	23	29	30	38
大気汚染防止法	設置	5	5	7	4	3
	変更等	29	37	37	32	21
	特定粉じん作業	41	5	15	26	17
	特定粉じん報告	－	－	835	879	1,024
ダイオキシン類対策特別措置法	設置	0	0	0	0	0
	変更等	5	4	4	4	5
合　　計		388	304	1,238	1,397	1,477

（７）法令に基づく規制対象事業場

大気汚染防止法や山梨県生活環境の保全に関する条例等の法令に基づき規制対象となる事業場数は、次のとおりである。

令和６年度は、これらの事業場の一部に立入検査や指導を行うことで、環境の保全に努めた。

○ 規制対象の事業場等一覧　　（令和７年３月３１日現在）

区分			事業場数※	施設数※
施設	大気	大気汚染防止法	134	ばい煙発生施設 222
				VOC 排出施設 3
				一般粉じん発生施設 20
				水銀排出施設 3
		県条例	4	指定工場 0
				特定施設 4
		ダイオキシン類対策特別措置法	3	大気基準適用 4
	水質	水質汚濁防止法	285	公共用水域へ排出 111 （うち有害使用 17、有害不使用 94）
				下水道排除 174 （うち有害使用 44、有害不使用 130）
				有害物質貯蔵指定施設 2
		県条例	16	指定工場 13
				特定施設 3
		ダイオキシン類対策特別措置法	1	水質基準適用 1
	騒音	騒音規制法	159	空気圧縮機及び送風機 508 他
		県条例	273	冷媒圧縮機 2,219 他
		市条例	4	集じん機 18
	振動	振動規制法	62	圧縮機 165 他
区域	土壌	土壌汚染対策法	10	要措置区域 0
				形質変更時要届出区域 10

※複数の施設を有する事業場があるため、施設数の合計と事業場数とが必ずしも一致しない。

（８）公害の苦情処理

公害苦情は、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭が主なものである。

公害苦情の処理に当たっては、現地調査と事情聴取を行い、施設の整備・使用方法の改善等を指導している。

ア　公害苦情件数　（単位：件）

種類／年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合　計
令和２	４２	１１	２７	２	４９	１	１３２
３	２１	１３	２９	２	４０	１	１０６
４	１６	９	３３	１	１０	１	７０
５	２１	１２	２８	２	１７	３	８３
６	２５	１５	２９	９	１２	３	９３

イ　公害苦情発生源別件数（令和６年度）

発生源	件数	発生源	件数
農業	４	家庭生活	８
建設業	３０	その他	２
製造業	６	不明	２２
卸売・小売業・飲食店	６	合計９３	
サービス業等	１５		

（9）ダイオキシン類

ア　常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく『甲府市ダイオキシン類の測定計画』に従い、環境中のダイオキシン類の常時監視を実施した。令和６年度については、計画に従って次のとおり測定を行い、全ての地点で環境基準以下であった。

区分＼地点等		調査地点	調査回数	測定結果（平均値）	環境基準値	単位
公共用水域	水質	濁川(濁川橋)	1回	0.25	1以下	pg-TEQ/ℓ
	底質	濁川(濁川橋)	1回	0.39	150以下	pg-TEQ/g

イ　測定結果の公表

ダイオキシン類対策特別措置法第２８条第１項に基づき事業者が実施したダイオキシン類の測定結果については、同法第２８条第３項及び同条第４項に基づき、本市が報告を受けた上で公表することとなっている。

令和６年度には、令和５年度分の当該測定結果を公表するとともに、該当する事業者に対しダイオキシン類の測定と測定結果の報告について指導を行った。

（１０）生活排水対策事業

平成５年２月に生活排水対策の重点地域に指定された濁川流域５地区（山城、玉諸、甲運、里垣、相川地区）を含む公共下水道未整備地域への生活排水対策に努めた。

事業内容（令和６年度）

・ 合併処理浄化槽設置者に対する補助金交付　　２２件［再掲］
・ 浄化槽法定検査（１１条）に係る未受検者受検指導　延べ１，８６０基
・ 浄化槽法定検査受検率
　（受検基数１，１６８基／総基数４，１７８基）　　２７．９６％

（１１）十三市環境保全対策連絡協議会

県内１３市における環境保全事務担当者が相互に連絡協調を図り、環境保全に関する調査研究を促進し、環境保全行政に寄与することを目的としている。令和６年度は、総会を開催するとともに、各市の課題等について情報共有を図るなど環境保全対策に努めた。

（１２）「雨水利用」の推進事業

「第三次甲府市環境基本計画」基本目標１「自然と共生するまち」における個別目標１－１「自然環境の保全」の一環として、市民・事業者で実施可能な雨水

利用を促進するため、雨水利用に関するリーフレットを環境センターやリサイクルプラザへ配置するなど啓発を図った。

（１３）空間放射線量測定

本市における放射線の影響について、市民の安全・安心を確保することを目的に、生活環境保全上の立場から、次のとおり空間放射線量の測定を実施し、その結果を本市ホームページ及び本庁舎掲示板で公表した。

定点測定地点として、市内１地点を年４回（4 月、7 月、10 月、1 月）の頻度で測定を実施した。

令和６年度の測定結果は、地上５ｃｍで０．０４６～０．０５１マイクロシーベルト／時、地上１ｍで０．０３４～０．０８２マイクロシーベルト／時、砂場の地上５ｃｍで０．０４１～０．０４６マイクロシーベルト／時となっており、健康に影響が出るレベルの数値ではなかった。

なお、市内２２箇所の定点測定地点における、平成２３年度から令和５年度までの１０余年間の測定結果については、小さい値で安定・推移していることから、令和６年度から市内１箇所（環境センター）において、年４回の測定を行うこととした。

○測定結果（環境センター）　　（単位：マイクロシーベルト／時）

年度／測定地点	令和２	3	4	5	6
地上１m	0.045	0.044	0.044	0.043	0.044
地上５cm	0.048	0.047	0.048	0.047	0.048

※測定結果は年平均値である。

※環境省では、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定及び除染実施計画を策定する地域の要件として、0.23 マイクロシーベルト／時（１ミリシーベルト／年）を示している。

表1－1　連続測定機による大気汚染物質の常時監視結果

二酸化硫黄

測定局名	環境基準	①1日平均値が0.04ppmを超えた日数と割合		②1時間値が0.1ppmを超えた時間と割合		監視結果
		日	%	時間	%	
甲府穴切	①1時間値の1日平均値が0.04ppm以下 かつ ②1時間値が0.1ppm以下	0	0.0	0	0.0	環境基準以下

一酸化炭素

測定局名	環境基準	①1日平均値が10ppmを超えた日数と割合		②8時間値が20ppmを超えた回数と割合		監視結果
		日	%	回	%	
甲府市役所自排	①1時間値の1日平均値が10ppm以下 かつ ②1時間値の8時間平均値が20ppm以下	0	0.0	0	0.0	環境基準以下
国母自排		0	0.0	0	0.0	環境基準以下

浮遊粒子状物質

測定局名	環境基準	①1日平均値が0.10mg/㎥を超えた日数と割合		②1時間値が0.20mg/㎥を超えた時間と割合		監視結果
		日	%	時間	%	
甲府穴切	①1時間値の1日平均値が0.10mg/㎥以下 かつ ②1時間値0.20mg/㎥以下	0	0.0	0	0.0	環境基準以下
甲府市役所自排		0	0.0	0	0.0	環境基準以下
国母自排		0	0.0	0	0.0	環境基準以下

微小粒子状物質

測定局名	環境基準	①1年平均値	②1日平均値が35μg/㎥を超えた日数と割合		監視結果
		μg/㎥	日	%	
甲府穴切	①1年平均値が15μg/㎥以下 かつ ②1日平均値が35μg/㎥以下	6.3	0	0	環境基準以下
甲府市役所自排		8.5	0	0	環境基準以下
国母自排		8.7	0	0	環境基準以下

光化学オキシダント

測定局名	環境基準	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間と割合		1時間値が0.12ppm（注意報等の発令の目安）を超えた時間と割合		監視結果
		時間	%	時間	%	
甲府穴切	1時間値が0.06ppm 以下	433	8.0	0.0	0.0	環境基準超過

二酸化窒素

測定局名	環境基準	1日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数と割合		1日平均値が0.06ppmを超えた日数と割合		監視結果
		日	%	日	%	
甲府穴切	1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	0	0.0	0	0.0	環境基準以下
甲府市役所自排		0	0.0	0	0.0	環境基準以下

表１－２　有害大気汚染物質等の常時監視結果

	測定項目 ＼ 測定地点			甲府穴切			甲府市役所自排			国母自排			環境基準の達成状況・指針値との関係
	物　質　名	単位	環境基準値（指針値）	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
1	ベンゼン	μg/m^3	3	1.5	0.28	0.56	1.6	0.38	0.70	1.7	0.48	0.80	全地点で環境基準以下
2	トリクロロエチレン	μg/m^3	130	2.3	0.16	0.44	1.1	0.12	0.31	0.76	0.18	0.31	全地点で環境基準以下
3	テトラクロロエチレン	μg/m^3	200	0.081	0.025	0.046	0.14	＊0.037	0.077	＊0.047	＊0.021	0.033	全地点で環境基準以下
4	ジクロロメタン	μg/m^3	150	2.5	0.51	1.2	1.8	0.45	1.1	5.2	0.53	1.5	全地点で環境基準以下
5	アクリロニトリル	μg/m^3	(2)	0.050	＜0.0004	0.011	0.053	＜0.0004	0.012	0.052	＜0.0004	0.013	全地点で指針値を下回った
6	アセトアルデヒド	μg/m^3	(120)	3.6	0.81	2.0	3.8	0.96	2.1	3.6	1.1	2.2	全地点で指針値を下回った
7	塩化ビニルモノマー	μg/m^3	(10)	0.053	＊0.0048	0.011	0.058	＜0.005	0.012	0.037	＜0.005	0.0097	全地点で指針値を下回った
8	塩化メチル	μg/m^3	(94)	1.6	1.0	1.2	1.6	1.0	1.2	1.6	1.0	1.2	全地点で指針値を下回った
9	クロロホルム	μg/m^3	(18)	0.20	0.12	0.16	0.20	0.12	0.17	0.19	0.11	0.15	全地点で指針値を下回った
10	1,2-ジクロロエタン	μg/m^3	(1.6)	0.19	0.063	0.13	0.20	0.066	0.13	0.18	0.069	0.13	全地点で指針値を下回った
11	水銀及びその化合物	ng/m^3	(40)	1.7	0.99	1.4							指針値を下回った
12	ニッケル化合物	ng/m^3	(25)	1.4	0.36	0.76							指針値を下回った
13	ヒ素及びその化合物	ng/m^3	(6)	1.3	0.075	0.38							指針値を下回った
14	1,3-ブタジエン	μg/m^3	(2.5)	0.23	0.021	0.054	0.26	0.040	0.082	0.31	0.067	0.11	全地点で指針値を下回った
15	マンガン及びその化合物	ng/m^3	(140)	12	1.6	4.9							指針値を下回った
16	クロム及び三価クロム化合物	ng/m^3	－	1.7	0.45	0.82							－
17	六価クロム化合物	ng/m^3	－	0.20	0.035	0.11							－
18	酸化エチレン	μg/m^3	－	0.097	0.029	0.057							－
19	トルエン	μg/m^3	－	20	2.2	5.5	15	2.1	6.7	27	2.5	7.6	－
20	ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	－	0.0066	＊0.0007	0.0031							－
21	ベンゾ[a]ピレン	ng/m^3	－	0.22	0.0086	0.052	0.22	0.014	0.062	0.24	0.024	0.088	－
22	ホルムアルデヒド	μg/m^3	－	5.2	0.95	2.5	7.3	1.2	3.2	6.3	1.3	2.9	－

※「＊」は検出下限値以上定量下限値未満、「＜」は検出下限値未満の測定値を、それぞれ示している。

※平均値の算出に際し、検出下限値未満の測定値については当該検出下限値の1/2と見なしている。

※平均値の検出下限値は、年間の最大値を用いた。

表2－1　公共用水域の水質測定結果　（一般項目・生活環境項目・水生生物項目・健康項目・特殊項目）

項目		採水地点	単位	基準値	荒川ダム(能泉湖)(類型：AA イ、生物A イ)				桜橋(荒川)(類型：AA イ、生物A イ)			
					最高	最低	平均	回数	最高	最低	平均	回数
一般項目	気　温		℃	－	33.0	2.0	19.2	12	33.0	0.5	20.0	24
	水　温		℃	－	29.5	5.0	17.0	12	21.6	2.0	13.3	24
	河川	流量	m^3/s	－					2.8	0.31	1.4	12
		透視度	cm	－					>100	72	98	24
	湖沼	透明度	m	－	5.8	2.2	3.8	12				
生活環境項目	pH			6.5～8.5	8.6	7.1	7.5	12	7.6	7.2	7.5	24
	DO		mg/l	7.5以上	11	7.3	9.0	12	13	8.0	9.8	24
	BOD		mg/l	1以下	3.9	0.5	0.8	12	0.9	<0.5	0.8	24
	COD		mg/l	－	5.3	1.9	3.1	12	5.1	1.5	3.0	24
	SS		mg/l	25以下	3	<1	1	12	9	<1	2	24
	大腸菌数		CFU/100ml	20以下	17	<1	11	12	220	30	170	24
	全窒素		mg/l	－	0.53	0.32	0.43	12	0.63	0.29	0.38	6
	全燐		mg/l	－	0.021	0.005	0.009	12	0.013	0.005	0.009	6
水生生物項目	全亜鉛		mg/l	0.03以下	0.006	0.002	0.004	6	0.005	0.002	0.004	6
	ノニルフェノール		mg/l	0.001以下					<0.00006	<0.00006	<0.00006	4
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		mg/l	0.03以下					<0.0006	<0.0006	<0.0006	4
健康項目	カドミウム		mg/l	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2
	全シアン		mg/l	検出されないこと	nd	nd	nd	2	nd	nd	nd	2
	鉛		mg/l	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	2	<0.005	<0.005	<0.005	2
	六価クロム		mg/l	0.02以下	<0.01	<0.01	<0.01	2	<0.01	<0.01	<0.01	2
	ヒ素		mg/l	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	2	<0.005	<0.005	<0.005	2
	総水銀		mg/l	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
	アルキル水銀		mg/l	検出されないこと								
	PCB		mg/l	検出されないこと					nd	nd	nd	2
	ジクロロメタン		mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	2
	四塩化炭素		mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
	1,2-ジクロロエタン		mg/l	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	2
	1,1-ジクロロエチレン		mg/l	0.1以下	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	2
	シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l	0.04以下	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	2
	1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
	1,1,2-トリクロロエタン		mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2
	トリクロロエチレン		mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	2	<0.001	<0.001	<0.001	2
	テトラクロロエチレン		mg/l	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
	1,3-ジクロロプロペン		mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
	チウラム		mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2
	シマジン		mg/l	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2
	チオベンカルブ		mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	2
	ベンゼン		mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	2	<0.001	<0.001	<0.001	2
	セレン		mg/l	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg/l	10以下	0.39	0.24	0.33	6	0.56	0.32	0.41	6
	ふっ素		mg/l	0.8以下	0.05	<0.05	0.05	6	<0.05	<0.05	<0.05	6
	ほう素		mg/l	1以下	<0.04	<0.04	<0.04	4	<0.04	<0.04	<0.04	4
	1,4-ジオキサン		mg/l	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	2	<0.005	<0.005	<0.005	2
特殊項目	銅		mg/l	－					<0.01	<0.01	<0.01	2
	溶解性鉄		mg/l	－					0.052	0.019	0.036	2
	溶解性マンガン		mg/l	－					<0.005	<0.005	<0.005	2
	クロム		mg/l	－					<0.005	<0.005	<0.005	2
	アンモニア性窒素		mg/l	－	0.05	0.02	0.04	6	0.04	0.02	0.03	6
	リン酸態リン		mg/l	－	0.011	<0.003	0.005	12	0.009	0.004	0.006	6
	クロロフィルa		mg/l	－	0.030	0.001	0.004	12				
	陰イオン界面活性剤		mg/l	－					<0.02	<0.02	<0.02	4
	塩素イオン		mg/l	－	2	<1	1	6	2	1	1	6
	電気伝導率		mS/m	－	6.8	4.4	5.6	12	6.2	5.0	5.5	24

※「検出されないこと」とは、法で定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいい、「nd」とは定量限界値未満のことをいう。
※「BOD」は年間測定結果の75％値で適否を判断するため平均値は75％値としている。
※「大腸菌数」は年間測定結果の90％値で適否を判断するため平均値は90％値としている。

表2－1　公共用水域の水質測定結果　（一般項目・生活環境項目・水生生物項目・健康項目・特殊項目）

項目		採水地点	単位	基準値	千秋橋(荒川)(類型:B ハ、生物B イ)				二川橋(荒川)(類型:B ハ、生物B イ)			
					最高	最低	平均	回数	最高	最低	平均	回数
一般項目	気　温		℃	－	33.1	1.2	19.4	24	33.4	−3.0	17.7	24
	水　温		℃	－	27.0	6.0	16.0	24	31.0	5.0	17.1	24
	河川	流量	m^3/s	－					9.1	0.46	2.7	12
		透視度	cm	－	>100	35	90	24	>100	14	86	24
	湖沼	透明度	m									
生活環境項目	pH			6.5～8.5	8.1	7.3	7.7	24	9.3	7.4	7.9	24
	DO		mg/l	5以上	12	7.7	9.6	24	16	6.8	10	24
	BOD		mg/l	3以下	1.6	<0.5	1.1	24	1.8	<0.5	1.3	24
	COD		mg/l	－	6.3	2.2	3.6	24	7.2	2.7	3.9	24
	SS		mg/l	25以下	19	<1	5	24	42	<1	6	24
	大腸菌数		CFU/100ml	1000以下	1400	75	1100	12	950	2	250	24
	全窒素		mg/l	－					0.96	0.60	0.70	6
	全燐		mg/l	－					0.060	0.033	0.045	6
水生生物項目	全亜鉛		mg/l	0.03以下	0.009	0.004	0.007	6	0.011	0.004	0.007	6
	ノニルフェノール		mg/l	0.002以下					<0.00006	<0.00006	<0.00006	4
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		mg/l	0.05以下					0.0047	<0.0006	0.0018	4
健康項目	カドミウム		mg/l	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2
	全シアン		mg/l	検出されないこと	nd	nd	nd	2	nd	nd	nd	2
	鉛		mg/l	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	2	<0.005	<0.005	<0.005	2
	六価クロム		mg/l	0.02以下	<0.01	<0.01	<0.01	2	<0.01	<0.01	<0.01	2
	ヒ素		mg/l	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	2	<0.005	<0.005	<0.005	2
	総水銀		mg/l	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
	アルキル水銀		mg/l	検出されないこと								
	PCB		mg/l	検出されないこと					nd	nd	nd	2
	ジクロロメタン		mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	2
	四塩化炭素		mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
	1,2-ジクロロエタン		mg/l	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	2
	1,1-ジクロロエチレン		mg/l	0.1以下	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	2
	シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l	0.04以下	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	2
	1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
	1,1,2-トリクロロエタン		mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2
	トリクロロエチレン		mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	2	<0.001	<0.001	<0.001	2
	テトラクロロエチレン		mg/l	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
	1,3-ジクロロプロペン		mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
	チウラム		mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2
	シマジン		mg/l	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2
	チオベンカルブ		mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	2
	ベンゼン		mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	2	<0.001	<0.001	<0.001	2
	セレン		mg/l	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg/l	10以下	0.93	0.56	0.72	6	0.88	0.52	0.72	6
	ふっ素		mg/l	0.8以下	0.08	0.05	0.07	6	0.08	0.06	0.07	6
	ほう素		mg/l	1以下	<0.04	<0.04	<0.04	4	0.04	<0.04	0.04	4
	1,4-ジオキサン		mg/l	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	2	<0.005	<0.005	<0.005	2
特殊項目	銅		mg/l	－					<0.01	<0.01	<0.01	2
	溶解性鉄		mg/l	－					0.15	0.11	0.13	2
	溶解性マンガン		mg/l	－					0.007	<0.005	0.006	2
	クロム		mg/l	－					<0.005	<0.005	<0.005	2
	アンモニア性窒素		mg/l	－					0.07	0.02	0.04	6
	リン酸態リン		mg/l	－					0.053	0.022	0.036	6
	クロロフィルa		mg/l	－								
	陰イオン界面活性剤		mg/l	－					<0.02	<0.02	<0.02	4
	塩素イオン		mg/l	－	8	2	5	6	11	3	6	6
	電気伝導率		mS/m	－	14.4	8.6	11.2	24	17.3	9.3	13.1	24

※「検出されないこと」とは、法で定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいい、「nd」とは定量限界値未満のことをいう。
※「BOD」は年間測定結果の75%値で適否を判断するため平均値は75%値としている。
※「大腸菌数」は年間測定結果の90%値で適否を判断するため平均値は90%値としている。

表2－1　公共用水域の水質測定結果　（一般項目・生活環境項目・水生生物項目・健康項目・特殊項目）

項目	採水地点	単位	基準値	砂田橋(濁川)(類型：C ハ、生物B イ)				濁川橋(濁川)(類型：C ハ、生物B イ)			
				最高	最低	平均	回数	最高	最低	平均	回数
一般項目	気　温	℃	－	33.0	1.0	20.2	24	32.0	−4.5	17.7	24
	水　温	℃	－	30.5	4.5	18.1	24	29.5	6.5	18.3	24
	河川　流量	m^3/s	－	0.19	0.05	0.12	12	2.6	1.1	1.7	12
	河川　透視度	cm	－	>100	45	83	24	>100	37	66	24
	湖沼　透明度	m									
生活環境項目	pH		6.5～8.5	8.5	7.5	7.8	24	7.6	7.2	7.4	24
	DO	mg/l	5以上	13	5.1	8.3	24	10	4.5	7.2	24
	BOD	mg/l	5以下	2.0	0.9	1.7	24	3.1	1.0	2.0	24
	COD	mg/l	－	6.1	3.6	4.6	24	6.5	3.8	4.9	24
	SS	mg/l	50以下	47	2	10	24	25	6	14	24
	大腸菌数	CFU/100ml	－	9900	280	4300	12	6700	180	1900	24
	全窒素	mg/l	－					1.8	1.5	1.7	6
	全燐	mg/l	－					0.18	0.11	0.15	6
水生生物項目	全亜鉛	mg/l	0.03以下	0.014	0.008	0.012	6	0.020	0.008	0.014	6
	ノニルフェノール	mg/l	0.002以下					<0.00006	<0.00006	<0.00006	4
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	mg/l	0.05以下					0.014	0.0017	0.0055	4
健康項目	カドミウム	mg/l	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2
	全シアン	mg/l	検出されないこと	nd	nd	nd	2	nd	nd	nd	2
	鉛	mg/l	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	2	<0.005	<0.005	<0.005	2
	六価クロム	mg/l	0.02以下	<0.01	<0.01	<0.01	2	<0.01	<0.01	<0.01	2
	ヒ素	mg/l	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	4	0.005	<0.005	0.005	4
	総水銀	mg/l	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと								
	PCB	mg/l	検出されないこと					nd	nd	nd	2
	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	2
	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	2
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	2
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2
	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	2	<0.001	<0.001	<0.001	2
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
	チウラム	mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2
	シマジン	mg/l	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2
	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	2
	ベンゼン	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	2	<0.001	<0.001	<0.001	2
	セレン	mg/l	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	2	<0.002	<0.002	<0.002	2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下	1.1	0.43	0.69	6	1.6	1.2	1.4	6
	ふっ素	mg/l	0.8以下	0.12	0.08	0.10	6	0.20	0.14	0.16	6
	ほう素	mg/l	1以下	0.07	0.04	0.06	4	0.13	0.09	0.11	4
	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	2	<0.005	<0.005	<0.005	2
特殊項目	銅	mg/l	－					<0.01	<0.01	<0.01	2
	溶解性鉄	mg/l	－					0.48	0.43	0.46	2
	溶解性マンガン	mg/l	－					0.067	0.057	0.062	2
	クロム	mg/l	－					<0.005	<0.005	<0.005	2
	アンモニア性窒素	mg/l	－					0.43	0.19	0.30	6
	リン酸態リン	mg/l	－					0.17	0.10	0.14	6
	クロロフィルa	mg/l	－								
	陰イオン界面活性剤	mg/l	－					<0.02	<0.02	<0.02	4
	塩素イオン	mg/l	－	13	8	11	6	17	12	15	6
	電気伝導率	mS/m	－	29.5	19.2	23.0	24	30.3	17.9	24.1	24

※「検出されないこと」とは、法で定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいい、「nd」とは定量限界値未満のことをいう。
※「BOD」は年間測定結果の75%値で適否を判断するため平均値は75%値としている。
※「大腸菌数」は年間測定結果の90%値で適否を判断するため平均値は90%値としている。

表2－1　公共用水域の水質測定結果　（一般項目・生活環境項目・水生生物項目・健康項目・特殊項目）

項目	採水地点		単位	基準値	高室橋(鎌田川)(類型:B ハ、生物B イ)			
					最高	最低	平均	回数
一般項目	気　温		℃	－	33.2	−2.0	18.4	24
	水　温		℃	－	27.4	5.0	18.6	24
	河川	流量	m^3/s	－				
		透視度	cm	－	>100	15	82	24
	湖沼	透明度	m					
生活環境項目	pH			6.5～8.5	8.5	7.5	7.8	24
	DO		mg/l	5以上	10	8.4	9.3	24
	BOD		mg/l	3以下	2.5	0.6	1.5	24
	COD		mg/l	－	5.9	2.5	3.9	24
	SS		mg/l	25以下	42	2	9	24
	大腸菌数		CFU/100ml	1000以下	1200	250	1100	12
	全窒素		mg/l	－				
	全燐		mg/l	－				
水生生物項目	全亜鉛		mg/l	0.03以下	0.017	0.007	0.013	6
	ノニルフェノール		mg/l	0.002以下				
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		mg/l	0.05以下				
健康項目	カドミウム		mg/l	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2
	全シアン		mg/l	検出されないこと	nd	nd	nd	2
	鉛		mg/l	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	2
	六価クロム		mg/l	0.02以下	<0.01	<0.01	<0.01	2
	ヒ素		mg/l	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	2
	総水銀		mg/l	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
	アルキル水銀		mg/l	検出されないこと				
	PCB		mg/l	検出されないこと				
	ジクロロメタン		mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	2
	四塩化炭素		mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
	1,2-ジクロロエタン		mg/l	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	2
	1,1-ジクロロエチレン		mg/l	0.1以下	<0.002	<0.002	<0.002	2
	シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l	0.04以下	0.002	<0.002	0.002	4
	1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
	1,1,2-トリクロロエタン		mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2
	トリクロロエチレン		mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
	テトラクロロエチレン		mg/l	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2
	1,3-ジクロロプロペン		mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2
	チウラム		mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2
	シマジン		mg/l	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2
	チオベンカルブ		mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	2
	ベンゼン		mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	2
	セレン		mg/l	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg/l	10以下	1.1	0.77	0.95	6
	ふっ素		mg/l	0.8以下	0.11	0.08	0.09	6
	ほう素		mg/l	1以下	0.06	0.04	0.05	4
	1,4-ジオキサン		mg/l	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	2
特殊項目	銅		mg/l	－				
	溶解性鉄		mg/l	－				
	溶解性マンガン		mg/l	－				
	クロム		mg/l	－				
	アンモニア性窒素		mg/l	－				
	リン酸態リン		mg/l	－				
	クロロフィルa		mg/l	－				
	陰イオン界面活性剤		mg/l	－				
	塩素イオン		mg/l	－	23	9	14	6
	電気伝導率		mS/m	－	34.4	18.1	24.3	24

※「検出されないこと」とは、法で定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいい、「nd」とは定量限界値未満のことをいう。
※「BOD」は年間測定結果の75%値で適否を判断するため平均値は75%値としている。
※「大腸菌数」は年間測定結果の90%値で適否を判断するため平均値は90%値としている。

表2－2 公共用水域の水質測定結果 （要監視項目）

項目	採水地点	単位	指針値	荒川ダム(能泉湖)(類型：AA イ、生物A イ)				桜橋(荒川)(類型：AA イ、生物A イ)			
				最高	最低	平均	回数	最高	最低	平均	回数
要監視項目	クロロホルム	mg/l	0.7以下			<0.0006	1			<0.0006	1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下			<0.002	1			<0.002	1
	1,2-ジクロロプロパン	mg/l	0.06以下			<0.005	1			<0.005	1
	P-ジクロロベンゼン	mg/l	0.2以下			<0.005	1			<0.005	1
	イソキサチオン	mg/l	0.008以下							<0.0008	1
	ダイアジノン	mg/l	0.005以下							<0.0005	1
	フェニトロチオン（MEP）	mg/l	0.003以下							<0.0003	1
	イソプロチオラン	mg/l	0.04以下							<0.004	1
	オキシン銅（有機銅）	mg/l	0.04以下							<0.004	1
	クロロタロニル(TPN)	mg/l	0.05以下							<0.004	1
	プロピザミド	mg/l	0.008以下							<0.0008	1
	EPN	mg/l	0.006以下							<0.0006	1
	ジクロロボス(DDVP)	mg/l	0.008以下							<0.001	1
	フェノブカルブ(BPMC)	mg/l	0.03以下							<0.002	1
	イプロベンホス(IBP)	mg/l	0.008以下							<0.0008	1
	クロルニトロフェン(CNP)	mg/l	－							<0.0005	1
	トルエン	mg/l	0.6以下			<0.005	1			<0.005	1
	キシレン	mg/l	0.4以下			<0.005	1			<0.005	1
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/l	0.06以下							<0.006	1
	ニッケル	mg/l	－							<0.001	1
	モリブデン	mg/l	0.07以下							<0.007	1
	アンチモン	mg/l	0.02以下							<0.0002	1
	塩化ビニルモノマー	mg/l	0.002以下							<0.0002	1
	エピクロロヒドリン	mg/l	0.0004以下							<0.00004	1
	全マンガン	mg/l	0.2以下							<0.02	1
	ウラン	mg/l	0.002以下								
	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ng/l	50以下 暫定							<5.0	1
	フェノール	mg/l	0.05以下							<0.001	1
	ホルムアルデヒド	mg/l	1以下							<0.1	1
	4-t-オクチルフェノール	mg/l	0.001以下							<0.00003	1
	アニリン	mg/l	0.02以下							<0.002	1
	2,4-ジクロロフェノール	mg/l	0.03以下							<0.0003	1

表2－2 公共用水域の水質測定結果 （要監視項目）

項目	採水地点	単位	指針値	千秋橋(荒川)(類型:B ハ、生物B イ)				二川橋(荒川)(類型:B ハ、生物B イ)			
				最高	最低	平均	回数	最高	最低	平均	回数
要監視項目	クロロホルム	mg/l	3以下			<0.0006	1			<0.0006	1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下			<0.002	1			<0.002	1
	1,2-ジクロロプロパン	mg/l	0.06以下			<0.005	1			<0.005	1
	P-ジクロロベンゼン	mg/l	0.2以下			<0.005	1			<0.005	1
	イソキサチオン	mg/l	0.008以下							<0.0008	1
	ダイアジノン	mg/l	0.005以下							<0.0005	1
	フェニトロチオン（MEP）	mg/l	0.003以下							<0.0003	1
	イソプロチオラン	mg/l	0.04以下							<0.004	1
	オキシン銅（有機銅）	mg/l	0.04以下							<0.004	1
	クロロタロニル(TPN)	mg/l	0.05以下							<0.004	1
	プロピザミド	mg/l	0.008以下							<0.0008	1
	EPN	mg/l	0.006以下							<0.0006	1
	ジクロロボス(DDVP)	mg/l	0.008以下							<0.001	1
	フェノブカルブ(BPMC)	mg/l	0.03以下							<0.002	1
	イプロベンホス(IBP)	mg/l	0.008以下							<0.0008	1
	クロルニトロフェン(CNP)	mg/l	－							<0.0005	1
	トルエン	mg/l	0.6以下			<0.005	1			<0.005	1
	キシレン	mg/l	0.4以下			<0.005	1			<0.005	1
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/l	0.06以下							<0.006	1
	ニッケル	mg/l	－							<0.001	1
	モリブデン	mg/l	0.07以下							<0.007	1
	アンチモン	mg/l	0.02以下							<0.0002	1
	塩化ビニルモノマー	mg/l	0.002以下							<0.0002	1
	エピクロロヒドリン	mg/l	0.0004以下							<0.00004	1
	全マンガン	mg/l	0.2以下							<0.02	1
	ウラン	mg/l	0.002以下								
	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ng/l	50以下 暫定							<5.0	1
	フェノール	mg/l	0.08以下							<0.001	1
	ホルムアルデヒド	mg/l	1以下							<0.1	1
	4-t-オクチルフェノール	mg/l	0.004以下							<0.00003	1
	アニリン	mg/l	0.02以下							<0.002	1
	2,4-ジクロロフェノール	mg/l	0.03以下							<0.0003	1

表2－2 公共用水域の水質測定結果 （要監視項目）

項目	採水地点	単位	指針値	砂田橋(濁川)(類型:C ハ、生物B イ)				濁川橋(濁川)(類型:C ハ、生物B イ)			
				最高	最低	平均	回数	最高	最低	平均	回数
要監視項目	クロロホルム	mg/l	3以下			<0.0006	1			<0.0006	1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下			<0.002	1			<0.002	1
	1,2-ジクロロプロパン	mg/l	0.06以下			<0.005	1			<0.005	1
	P-ジクロロベンゼン	mg/l	0.2以下			<0.005	1			<0.005	1
	イソキサチオン	mg/l	0.008以下							<0.0008	1
	ダイアジノン	mg/l	0.005以下							<0.0005	1
	フェニトロチオン（MEP）	mg/l	0.003以下							<0.0003	1
	イソプロチオラン	mg/l	0.04以下							<0.004	1
	オキシン銅（有機銅）	mg/l	0.04以下							<0.004	1
	クロロタロニル(TPN)	mg/l	0.05以下							<0.004	1
	プロピザミド	mg/l	0.008以下							<0.0008	1
	EPN	mg/l	0.006以下							<0.0006	1
	ジクロロボス(DDVP)	mg/l	0.008以下							<0.001	1
	フェノブカルブ(BPMC)	mg/l	0.03以下							<0.002	1
	イプロベンホス(IBP)	mg/l	0.008以下							<0.0008	1
	クロルニトロフェン(CNP)	mg/l	－							<0.0005	1
	トルエン	mg/l	0.6以下			<0.005	1			<0.005	1
	キシレン	mg/l	0.4以下			<0.005	1			<0.005	1
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/l	0.06以下							<0.006	1
	ニッケル	mg/l	－							0.001	1
	モリブデン	mg/l	0.07以下							<0.007	1
	アンチモン	mg/l	0.02以下							<0.0002	1
	塩化ビニルモノマー	mg/l	0.002以下							<0.0002	1
	エピクロロヒドリン	mg/l	0.0004以下							<0.00004	1
	全マンガン	mg/l	0.2以下							0.09	1
	ウラン	mg/l	0.002以下								
	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ng/l	50以下 暫定							6.7	1
	フェノール	mg/l	0.08以下							<0.001	1
	ホルムアルデヒド	mg/l	1以下							<0.1	1
	4-t-オクチルフェノール	mg/l	0.004以下							<0.00003	1
	アニリン	mg/l	0.02以下							<0.002	1
	2,4-ジクロロフェノール	mg/l	0.03以下							<0.0003	1

表2－2 公共用水域の水質測定結果 （要監視項目）

項目	採水地点	単位	指針値	高室橋(鎌田川)(類型:B ハ、生物B イ)			
				最高	最低	平均	回数
要監視項目	クロロホルム	mg/l	3以下			<0.0006	1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下			<0.002	1
	1,2-ジクロロプロパン	mg/l	0.06以下			<0.005	1
	P-ジクロロベンゼン	mg/l	0.2以下			<0.005	1
	イソキサチオン	mg/l	0.008以下				
	ダイアジノン	mg/l	0.005以下				
	フェニトロチオン（MEP）	mg/l	0.003以下				
	イソプロチオラン	mg/l	0.04以下				
	オキシン銅（有機銅）	mg/l	0.04以下				
	クロロタロニル(TPN)	mg/l	0.05以下				
	プロピザミド	mg/l	0.008以下				
	EPN	mg/l	0.006以下				
	ジクロロボス(DDVP)	mg/l	0.008以下				
	フェノブカルブ(BPMC)	mg/l	0.03以下				
	イプロベンホス(IBP)	mg/l	0.008以下				
	クロルニトロフェン(CNP)	mg/l	－				
	トルエン	mg/l	0.6以下			<0.005	1
	キシレン	mg/l	0.4以下			<0.005	1
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/l	0.06以下				
	ニッケル	mg/l	－				
	モリブデン	mg/l	0.07以下				
	アンチモン	mg/l	0.02以下				
	塩化ビニルモノマー	mg/l	0.002以下				
	エピクロロヒドリン	mg/l	0.0004以下				
	全マンガン	mg/l	0.2以下				
	ウラン	mg/l	0.002以下				
	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ng/l	50以下 暫定				
	フェノール	mg/l	0.08以下				
	ホルムアルデヒド	mg/l	1以下				
	4-t-オクチルフェノール	mg/l	0.004以下				
	アニリン	mg/l	0.02以下				
	2,4-ジクロロフェノール	mg/l	0.03以下				

表3－1　主要河川の水質自主測定結果（荒川水域・笛吹川流域）

採水地点 / 項目	単位	荒川水域					
		荒川（千松橋）	荒川（長松寺橋）	小湯川（流末）	湯川（流末）	相川（流末）	相川（横沢橋）
気温	℃	30.6	31.5	25.0	26.0	25.0	27.5
水温	℃	20.7	21.3	24.0	25.5	23.5	24.5
透視度	cm	36	33	>100	60	75	80
pH	－	7.2	7.4	8.8	8.3	7.9	8.1
DO	mg/l	8.2	8.2	11	8.6	8.0	8.2
BOD	mg/l	1.2	1.2	1.2	1.7	1.2	1.4
COD	mg/l	7.2	7.7	3.0	4.6	4.0	4.6
SS	mg/l	33	34	3	13	8	6
大腸菌数	CFU/100ml	270	360	290	3600	930	850
全窒素	mg/l	0.95	0.93	0.74	1.2	1.2	1.0
全燐	mg/l	0.050	0.051	0.085	0.079	0.081	0.080
硝酸性窒素	mg/l	0.60	0.61	0.49	0.96	0.89	0.79
亜硝酸性窒素	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ふっ素	mg/l	<0.05	<0.05	0.26	0.18	0.14	0.08
塩素イオン	mg/l	1	1	38	15	10	3
電気伝導率	mS/m	5.2	5.3	34.4	19.1	21.0	18.2

採水地点 / 項目	単位	荒川水域					
		貢川（流末）	沼川（流末）	四分川（流末）	流川（流末）	帯那川（千代田湖流入点）	千代田湖
気温	℃	25.0	26.7	28.2	30.0	24.2	22.0
水温	℃	24.0	26.0	27.5	27.8	22.0	27.4
透視度	cm	70	68	>100	48	90	>100
pH	－	7.6	7.4	7.9	7.8	8.0	8.7
DO	mg/l	7.8	7.9	9.0	9.3	7.9	8.9
BOD	mg/l	1.5	1.1	1.0	1.8	0.7	1.6
COD	mg/l	4.0	3.5	3.1	5.7	5.0	5.0
SS	mg/l	4	6	<1	22	9	1
大腸菌数	CFU/100ml	600	590	290	850	980	12
全窒素	mg/l	2.0	1.0	1.4	1.3	0.86	0.38
全燐	mg/l	0.12	0.10	0.10	0.22	0.042	0.017
硝酸性窒素	mg/l	1.7	0.78	1.1	0.97	0.63	<0.02
亜硝酸性窒素	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ふっ素	mg/l	0.09	0.13	0.12	0.13	0.06	0.07
塩素イオン	mg/l	5	8	9	9	2	2
電気伝導率	mS/m	19.0	24.7	25.7	24.0	11.8	11.3

採水地点 / 項目	単位	笛吹川流域							
		滝戸川（白山橋）	七覚川（岩窪橋）	宮沢川（流末）	間門川（笛南橋）	芋沢川（上曽根町下区）	芦川上流（権現橋）	寺川（流末）	芦川下流（梯町松原）
気温	℃	27.5	30.2	31.8	26.5	31.2	23.6	25.0	29.5
水温	℃	24.8	25.0	27.5	26.0	27.8	17.7	18.7	19.5
透視度	cm	>100	>100	>100	45	>100	>100	>100	>100
pH	－	8.5	7.9	7.6	7.3	8.9	7.7	7.6	7.7
DO	mg/l	9.7	8.0	7.0	4.5	10	9.2	8.9	9.1
BOD	mg/l	1.4	0.5	6.4	0.9	1.0	0.6	<0.5	<0.5
COD	mg/l	3.3	2.8	8.8	5.0	3.1	1.1	1.0	1.0
SS	mg/l	5	1	2	12	3	<1	<1	1
大腸菌数	CFU/100ml	65	740	29000	780	150	45	36	46
全窒素	mg/l	3.2	1.0	20	2.4	2.2	0.62	0.60	0.60
全燐	mg/l	0.27	0.079	2.0	0.30	0.071	0.015	0.006	0.010
硝酸性窒素	mg/l	3.1	0.87	16	1.8	2.0	0.55	0.57	0.55
亜硝酸性窒素	mg/l	0.04	<0.02	1.0	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ふっ素	mg/l	0.07	0.07	0.06	0.11	0.08	0.05	<0.05	0.05
塩素イオン	mg/l	3	2	15	9	5	1	1	1
電気伝導率	mS/m	18.5	17.8	41.2	31.3	19.8	8.4	8.3	8.7

表3－2　主要河川の水質自主測定結果（濁川水域）

採水地点 / 項目	単位	濁川水域													
		高倉川（流末）		大円川（流末）		藤川（流末）		十郎川（流末）		野間川（流末）		渋川（流末）		蛭沢川（内久根橋）	
気温	℃	39	7	37	6	38	6	38	5	35	6	35	6	31.0	0.7
水温	℃	31	9	31	11	29	3	29	4	28	12	26	6	27.0	5.0
透視度	cm	70	67	73	77	>100	>100	70	>100	41	44	80	>100	92	>100
pH	－	8.9	8.0	8.4	7.8	9.5	8.3	7.6	7.5	7.9	7.3	7.3	7.3	7.5	7.4
DO	mg/l	11	11	12	12	12	11	7.2	9.6	10	8.9	6.1	10	7.6	10
BOD	mg/l	1.8	2.3	1.4	5.5	1.2	1.6	1.7	2.3	3.7	9.8	1.2	1.9	1.1	1.7
COD	mg/l	5.3	3.8	5.4	4.9	3.6	3.0	5.3	4.6	4.9	8.9	3.6	2.5	3.9	3.6
SS	mg/l	9	4	6	3	1	<1	17	6	13	13	10	4	10	5
大腸菌数	CFU/100ml	2300	17	58	36	43	61	210	830	2600	1200	690	2400	280	430
全窒素	mg/l	0.65	1.1	1.0	1.8	0.45	0.49	2.3	2.5	2.3	4.5	2.2	2.9	1.0	1.2
全燐	mg/l	0.11	0.09	0.50	0.32	0.07	0.03	0.24	0.29	0.54	1.0	0.22	0.19	0.17	0.17
硝酸性窒素	mg/l	0.14	0.83	0.41	1.4	0.18	0.26	1.1	1.3	1.3	2.1	1.7	1.9	0.79	0.85
亜硝酸性窒素	mg/l	<0.02	<0.02	0.02	0.05	<0.02	<0.02	0.03	0.06	0.29	0.90	0.06	0.04	<0.02	<0.02
ふっ素	mg/l	0.09	0.10	0.43	0.26	0.13	0.11	0.12	0.21	0.30	0.36	0.18	0.18	0.12	0.14
塩素イオン	mg/l	7	12	44	40	12	20	14	35	27	53	10	11	9	15
電気伝導率	mS/m	18.0	23.0	37.2	35.3	26.7	30.9	21.5	33.8	26.9	38.6	20.2	21.5	19.0	20.6

採水地点 / 項目	単位	濁川水域													
		五割川（流末）		新五割川（流末）		濁川（省路橋）		濁川（蓬橋）		濁川（第一池添橋）		濁川（砂田橋）		濁川（城東大橋）	
気温	℃	35.0	1.5	34.0	2.5	32.5	−3.2	37	4	35	2	29	1	31	6
水温	℃	28.5	5.0	27.5	5.5	29.5	4.0	28	3	33	7	28	4	28	7
透視度	cm	95	>100	>100	>100	83	>100	65	48	59	23	62	82	35	26
pH	－	8.7	7.6	7.9	7.8	9.1	8.4	7.4	7.6	9.0	8.0	7.7	7.6	7.6	7.5
DO	mg/l	12	12	8.1	12	8.8	13	5.4	11	11	12	7.5	12	5.3	8.7
BOD	mg/l	0.9	1.2	1.5	1.7	2.0	1.0	1.5	3.1	1.8	1.7	1.4	1.3	1.4	3.5
COD	mg/l	3.8	3.0	5.2	3.5	4.0	2.3	5.4	5.2	4.6	3.9	3.6	2.8	5.3	5.5
SS	mg/l	2	3	9	2	6	<1	18	20	5	19	11	4	14	32
大腸菌数	CFU/100ml	130	220	180	230	170	140	220	630	92	64	260	410	320	190
全窒素	mg/l	0.54	0.76	0.75	0.90	0.34	0.09	2.1	1.6	0.48	0.65	0.61	0.71	1.1	2.2
全燐	mg/l	0.07	0.05	0.14	0.10	0.18	0.07	0.25	0.23	0.20	0.13	0.13	0.08	0.35	0.09
硝酸性窒素	mg/l	0.29	0.61	0.49	0.70	<0.02	<0.02	0.80	0.84	0.02	0.04	0.20	0.38	0.37	0.96
亜硝酸性窒素	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.03	0.04
ふっ素	mg/l	0.10	0.10	0.11	0.11	0.15	0.19	0.15	0.20	0.18	0.18	0.13	0.14	0.22	0.28
塩素イオン	mg/l	6	13	7	14	19	19	17	34	21	23	13	19	25	39
電気伝導率	mS/m	17.0	16.4	16.8	19.9	30.7	22.1	24.0	31.6	29.8	28.5	25.3	27.2	30.8	34.0

採水地点 / 項目	単位	濁川水域											
		濁川（国里橋）		濁川（万年橋）		濁川（新油川橋）		濁川（濁川橋）		濁川（流末）		支流水路（玉諸右岸排水機場）	
気温	℃	39	5	35	7	34	6	36	6	34	9	32	6
水温	℃	29	4	32	11	27	5	29	5	28	5	28	11
透視度	cm	70	73	22	31	42	77	92	77	88	84	77	75
pH	－	7.5	7.6	7.5	7.2	7.3	7.7	7.4	7.4	7.5	7.4	8.3	7.7
DO	mg/l	7.1	12	9.1	10	6.2	11	6.5	10	7.4	10	10	12
BOD	mg/l	1.5	2.8	3.2	2.4	1.6	1.8	1.8	1.4	2.2	2.0	2.1	3.0
COD	mg/l	5.2	4.4	6.8	7.0	5.4	3.7	4.4	3.8	5.5	3.4	3.0	3.6
SS	mg/l	29	15	36	42	20	6	17	6	21	7	8	4
大腸菌数	CFU/100ml	240	360	380	500	890	1800	270	160	270	720	800	1200
全窒素	mg/l	2.2	1.5	1.6	1.6	1.5	1.7	1.9	2.8	1.6	2.3	0.50	1.2
全燐	mg/l	0.25	0.19	0.25	0.28	0.25	0.21	0.31	0.57	0.21	0.19	0.09	0.07
硝酸性窒素	mg/l	0.80	0.78	0.57	0.67	0.80	0.90	1.4	1.8	1.2	1.4	0.32	0.71
亜硝酸性窒素	mg/l	0.03	0.03	0.05	0.04	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.05	<0.02	<0.02
ふっ素	mg/l	0.14	0.17	0.14	0.18	0.15	0.18	0.18	0.16	0.17	0.19	0.05	0.06
塩素イオン	mg/l	16	27	16	24	19	30	18	21	16	19	7	15
電気伝導率	mS/m	23.3	29.6	20.8	26.1	33.6	26.7	24.1	28.1	22.5	24.3	12.4	17.6

表4－1　令和6年度地下水水質調査結果

項目		採水場所	単位	基準値（指針値）	概況調査				
					1	2	3	4	5
					千塚4丁目	美咲2丁目	富竹2丁目	高畑1丁目	徳行2丁目
環境基準項目	1	カドミウム	mg/l	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/l	検出されないこと	nd	nd	nd	nd	nd
	3	鉛	mg/l	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	4	六価クロム	mg/l	0.02以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	5	砒素	mg/l	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	6	総水銀	mg/l	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと					
	8	PCB	mg/l	検出されないこと	nd	nd	nd	nd	nd
	9	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	10	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	11	クロロエチレン	mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	12	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	13	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	14	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	<0.004	0.006	<0.004	<0.004	<0.004
	15	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	16	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	17	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	19	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	20	チウラム	mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	21	シマジン	mg/l	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	22	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	23	ベンゼン	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	24	セレン	mg/l	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下	1.9	1.3	2.0	1.8	<0.04
	26	ふっ素	mg/l	0.8以下	0.07	0.11	0.10	0.14	0.07
	27	ほう素	mg/l	1以下	<0.04	0.05	<0.04	0.09	<0.04
	28	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
要監視項目	29	クロロホルム	mg/l	（0.06以下）	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	30	1,2-ジクロロプロパン	mg/l	（0.06以下）	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	31	P-ジクロロベンゼン	mg/l	（0.2以下）	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	32	イソキサチオン	mg/l	（0.008以下）	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	33	ダイアジノン	mg/l	（0.005以下）	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	34	フェニトロチオン（MEP）	mg/l	（0.003以下）	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	35	イソプロチオラン	mg/l	（0.04以下）	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	36	オキシン銅（有機銅）	mg/l	（0.04以下）	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	37	クロロタロニル(TPN)	mg/l	（0.05以下）	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	38	プロピザミド	mg/l	（0.008以下）	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	39	EPN	mg/l	（0.006以下）	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	40	ジクロルボス(DDVP)	mg/l	（0.008以下）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	41	フェノブカルブ(BPMC)	mg/l	（0.03以下）	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	42	イプロベンホス(IBP)	mg/l	（0.008以下）	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	43	クロルニトロフェン(CNP)	mg/l	－	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	44	トルエン	mg/l	（0.6以下）	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	45	キシレン	mg/l	（0.4以下）	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	46	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/l	（0.06以下）	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	47	ニッケル	mg/l	－	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	48	モリブデン	mg/l	（0.07以下）	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
	49	アンチモン	mg/l	（0.02以下）	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	50	エピクロロヒドリン	mg/l	（0.0004以下）	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
	51	全マンガン	mg/l	（0.2以下）	<0.02	0.33	<0.02	<0.02	0.29
	52	ウラン	mg/l	（0.002以下）	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	53	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ng/l	（50以下暫定）	17	10	18	11	<5.0
その他	54	水温	℃	－	18.6	17.5	19.0	20.3	19.4
	55	pH		－	6.4	7.3	6.4	6.7	7.0
	56	電気伝導率	mS/m	－	13.8	33.6	20.0	21.1	24.9

※ 測定結果は1年間の平均値である。
※「検出されないこと」とは、法で定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいい、「nd」とは定量限界値未満のことをいう。

表4－1　令和6年度地下水水質調査結果

項目		採水場所	単位	基準値（指針値）	概況調査		
					6	7	8
					高畑1丁目	山宮町	善光寺町
環境基準項目	1	カドミウム	mg/l	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/l	検出されないこと	nd	nd	nd
	3	鉛	mg/l	0.01以下	<0.005	<0.005	0.005
	4	六価クロム	mg/l	0.02以下	<0.01	<0.01	<0.01
	5	砒素	mg/l	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005
	6	総水銀	mg/l	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと			
	8	PCB	mg/l	検出されないこと	nd	nd	nd
	9	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
	10	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	11	クロロエチレン	mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	12	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	13	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	<0.002	<0.002	<0.002
	14	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004
	15	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	16	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	17	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
	18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	19	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	20	チウラム	mg/l	0.006以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	21	シマジン	mg/l	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	22	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
	23	ベンゼン	mg/l	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
	24	セレン	mg/l	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002
	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下	<0.04	0.56	2.5
	26	ふっ素	mg/l	0.8以下	0.12	0.23	0.06
	27	ほう素	mg/l	1以下	0.07	0.05	<0.04
	28	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005
要監視項目	29	クロロホルム	mg/l	（0.06以下）	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	30	1,2-ジクロロプロパン	mg/l	（0.06以下）	<0.005	<0.005	<0.005
	31	P-ジクロロベンゼン	mg/l	（0.2以下）	<0.005	<0.005	<0.005
	32	イソキサチオン	mg/l	（0.008以下）	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	33	ダイアジノン	mg/l	（0.005以下）	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	34	フェニトロチオン（MEP）	mg/l	（0.003以下）	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	35	イソプロチオラン	mg/l	（0.04以下）	<0.004	<0.004	<0.004
	36	オキシン銅（有機銅）	mg/l	（0.04以下）	<0.004	<0.004	<0.004
	37	クロロタロニル(TPN)	mg/l	（0.05以下）	<0.004	<0.004	<0.004
	38	プロピザミド	mg/l	（0.008以下）	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	39	EPN	mg/l	（0.006以下）	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	40	ジクロルボス(DDVP)	mg/l	（0.008以下）	<0.001	<0.001	<0.001
	41	フェノブカルブ(BPMC)	mg/l	（0.03以下）	<0.002	<0.002	<0.002
	42	イプロベンホス(IBP)	mg/l	（0.008以下）	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	43	クロルニトロフェン(CNP)	mg/l	－	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	44	トルエン	mg/l	（0.6以下）	<0.005	<0.005	<0.005
	45	キシレン	mg/l	（0.4以下）	<0.005	<0.005	<0.005
	46	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/l	（0.06以下）	<0.006	<0.006	<0.006
	47	ニッケル	mg/l	－	<0.001	<0.001	0.001
	48	モリブデン	mg/l	（0.07以下）	<0.007	<0.007	<0.007
	49	アンチモン	mg/l	（0.02以下）	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	50	エピクロロヒドリン	mg/l	（0.0004以下）	<0.00004	<0.00004	<0.00004
	51	全マンガン	mg/l	（0.2以下）	0.60	<0.02	<0.02
	52	ウラン	mg/l	（0.002以下）	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	53	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ng/l	（50以下暫定）	10	<5.0	15
その他	54	水温	℃	－	19.1	14.2	16.2
	55	pH		－	6.6	7.7	6.6
	56	電気伝導率	mS/m	－	25.3	17.2	20.1

※ 測定結果は1年間の平均値である。
※「検出されないこと」とは、法で定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいい、「nd」とは定量限界値未満のことをいう。

表4－2　令和6年度地下水水質調査結果

項目		採水地点	単位	基準値（指針値）	継続監視調査				
					M-4	M-5	M-6	M-7	M-8
					下向山町	国玉町	古関町	右左口町	中小河原町
環境基準項目	1	カドミウム	mg/l	0.003以下					
	2	全シアン	mg/l	検出されないこと					
	3	鉛	mg/l	0.01以下					
	4	六価クロム	mg/l	0.02以下					
	5	砒素	mg/l	0.01以下			0.019		0.017
	6	総水銀	mg/l	0.0005以下					
	7	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと					
	8	PCB	mg/l	検出されないこと					
	9	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下					
	10	四塩化炭素	mg/l	0.002以下					
	11	クロロエチレン	mg/l	0.002以下					
	12	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下					
	13	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下					
	14	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下					
	15	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下					
	16	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下					
	17	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下					
	18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下					
	19	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下					
	20	チウラム	mg/l	0.006以下					
	21	シマジン	mg/l	0.003以下					
	22	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下					
	23	ベンゼン	mg/l	0.01以下					
	24	セレン	mg/l	0.01以下					
	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下	11			13	
	26	ふっ素	mg/l	0.8以下		1.1			
	27	ほう素	mg/l	1以下					
	28	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下					
要監視項目	29	クロロホルム	mg/l	（0.06以下）					
	30	1,2-ジクロロプロパン	mg/l	（0.06以下）					
	31	P-ジクロロベンゼン	mg/l	（0.2以下）					
	32	イソキサチオン	mg/l	（0.008以下）					
	33	ダイアジノン	mg/l	（0.005以下）					
	34	フェニトロチオン（MEP）	mg/l	（0.003以下）					
	35	イソプロチオラン	mg/l	（0.04以下）					
	36	オキシン銅（有機銅）	mg/l	（0.04以下）					
	37	クロロタロニル(TPN)	mg/l	（0.05以下）					
	38	プロピザミド	mg/l	（0.008以下）					
	39	EPN	mg/l	（0.006以下）					
	40	ジクロルボス(DDVP)	mg/l	（0.008以下）					
	41	フェノブカルブ(BPMC)	mg/l	（0.03以下）					
	42	イプロベンホス(IBP)	mg/l	（0.008以下）					
	43	クロルニトロフェン(CNP)	mg/l	－					
	44	トルエン	mg/l	（0.6以下）					
	45	キシレン	mg/l	（0.4以下）					
	46	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/l	（0.06以下）					
	47	ニッケル	mg/l	－					
	48	モリブデン	mg/l	（0.07以下）					
	49	アンチモン	mg/l	（0.02以下）					
	50	エピクロロヒドリン	mg/l	（0.0004以下）					
	51	全マンガン	mg/l	（0.2以下）					
	52	ウラン	mg/l	（0.002以下）					
	53	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ng/l	（50以下暫定）					
その他	54	水温	℃	－	22.4	12.0	15.6	15.5	18.0
	55	pH		－	6.2	7.6	8.1	6.6	6.7
	56	電気伝導率	mS/m	－	26.9	50.5	47.8	32.7	40.9

※ 測定結果は1年間の平均値である。
※「検出されないこと」とは、法で定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいい、「nd」とは定量限界値未満のことをいう。

表4－2　令和6年度地下水水質調査結果

項目		採水地点	単位	基準値（指針値）	継続監視調査	
					M-9	M-10
					桜井町	音羽町
環境基準項目	1	カドミウム	mg/l	0.003以下		
	2	全シアン	mg/l	検出されないこと		
	3	鉛	mg/l	0.01以下		
	4	六価クロム	mg/l	0.02以下		
	5	砒素	mg/l	0.01以下		
	6	総水銀	mg/l	0.0005以下		
	7	アルキル水銀	mg/l	検出されないこと		
	8	PCB	mg/l	検出されないこと		
	9	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下		
	10	四塩化炭素	mg/l	0.002以下		
	11	クロロエチレン	mg/l	0.002以下		
	12	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下		
	13	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下		
	14	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下		
	15	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下		
	16	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下		
	17	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下		
	18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下		
	19	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下		
	20	チウラム	mg/l	0.006以下		
	21	シマジン	mg/l	0.003以下		
	22	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下		
	23	ベンゼン	mg/l	0.01以下		
	24	セレン	mg/l	0.01以下		
	25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下		
	26	ふっ素	mg/l	0.8以下	1.3	3.8
	27	ほう素	mg/l	1以下	2.2	
	28	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下		
要監視項目	29	クロロホルム	mg/l	（0.06以下）		
	30	1,2-ジクロロプロパン	mg/l	（0.06以下）		
	31	P-ジクロロベンゼン	mg/l	（0.2以下）		
	32	イソキサチオン	mg/l	（0.008以下）		
	33	ダイアジノン	mg/l	（0.005以下）		
	34	フェニトロチオン（MEP）	mg/l	（0.003以下）		
	35	イソプロチオラン	mg/l	（0.04以下）		
	36	オキシン銅（有機銅）	mg/l	（0.04以下）		
	37	クロロタロニル(TPN)	mg/l	（0.05以下）		
	38	プロピザミド	mg/l	（0.008以下）		
	39	EPN	mg/l	（0.006以下）		
	40	ジクロルボス(DDVP)	mg/l	（0.008以下）		
	41	フェノブカルブ(BPMC)	mg/l	（0.03以下）		
	42	イプロベンホス(IBP)	mg/l	（0.008以下）		
	43	クロルニトロフェン(CNP)	mg/l	－		
	44	トルエン	mg/l	（0.6以下）		
	45	キシレン	mg/l	（0.4以下）		
	46	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/l	（0.06以下）		
	47	ニッケル	mg/l	－		
	48	モリブデン	mg/l	（0.07以下）		
	49	アンチモン	mg/l	（0.02以下）		
	50	エピクロロヒドリン	mg/l	（0.0004以下）		
	51	全マンガン	mg/l	（0.2以下）		
	52	ウラン	mg/l	（0.002以下）		
	53	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ng/l	（50以下暫定）		
その他	54	水温	℃	－	20.6	19.5
	55	pH		－	7.6	8.5
	56	電気伝導率	mS/m	－	90.7	29.1

※ 測定結果は1年間の平均値である。
※「検出されないこと」とは、法で定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいい、「nd」とは定量限界値未満のことをいう。

Ⅲ　環境衛生対策事業

環境衛生対策事業の概要

清潔で明るい住みよい市民生活環境を保持するため、次の環境衛生対策事業を実施している。

市内各地域に大量発生して被害を与える恐れのあるねずみ・蚊・はえといった害虫等の駆除方法についての相談受付・指導や、空き地等が雑草の繁茂等により、不適切な状態にならないよう指導を行う環境衛生事業及び主要一級河川を対象とした河川清掃や廃棄物の不法投棄監視などを行う都市美化事業である。

環境衛生事業

（１）ねずみ・蚊・はえ等の駆除に関する指導

自治会及び市民等の駆除に対する相談に応え、自主的な駆除の実施に向け自治会等へ消毒機の貸出を行っている。

年度	自治会貸出消毒機								直営消毒	
	肩掛式消毒機		二兼機		リヤカー付動噴		合計		伝染病予防	
	台	日	台	日	台	日	台	日	台	日
令和２	37	148	5	20	2	8	44	176	0	0
3	42	168	0	0	2	8	44	176	0	0
4	44	144	－	－	1	4	45	148	0	0
5	37	148	－	－	1	4	38	152	0	0
6	37	148	－	－	1	4	38	152	0	0

（２）害虫駆除相談指導等

スズメバチについては、平成２２年度に直営駆除を廃止したが、ハチの巣について相談があった場合、ハチの種類に応じた駆除方法等の説明を行っている。なお、スズメバチの巣の駆除費補助制度については、受益者負担原則に基づき平成３０年度をもって廃止した。

市営施設のスズメバチの巣の駆除については、市に管理責任があることから、施設管理者からの依頼に基づき委託業者による駆除を行っている。

害虫駆除相談実績　　（単位：件）

年　度	ユスリカ	スズメバチ	アシナガバチ	ミツバチ	その他のハチ	その他虫
令和２	0	5	3	1	1	7
3	1	2	2	0	0	1
4	0	1	2	0	0	1
5	0	0	1	0	1	0
6	0	3	1	0	0	5

（３）空き地等に繁茂した雑草等の除去指導

市民等からの苦情、相談により空き地等の現地調査を行うとともに、占有者等（管理者、所有者）を調査し、雑草等の除去を指導している。

年　度	苦情件数	処理件数	苦情面積（㎡）	処理面積（㎡）	処理率（%）
令和２	84	61	35,539	25,711	72.62
3	78	56	45,514	35,766	71.79
4	77	55	148,419	137,631	71.43
5	73	50	28,799	20,452	68.49
6	62	54	21,731	20,392	87.10

都市美化事業

（１）河川清掃

河川を生活環境の一部として理解し、親しみの持てる川づくりへの認識を高めるための活動として、主要一級河川を対象に、流域自治会及び関係団体の積極的な協力を得て、草刈りやごみの収集などの河川清掃を実施するとともに、河川美化啓発用看板を設置するなど、美化意識の高揚を図っている。

なお、令和６年度の河川清掃については、前年度まで夏季・春季の２期実施としていたところを、６月から３月第１日曜までの連続した期間で自治会が自由に作業日を設定できるように変更し、延べ７９団体の協力を得て実施することができた。

年　度	河 川 数	作業延長(m)	参加人員(人)	協力団体(団体)	貸出草刈機(台)
令和２	19	10,765	882	13	10
３	30	30,618	2,784	34	2
４	42	70,971	7,071	94	8
５	42	90,521	8,474	120	18
６	20	66,269	7,423	79	24

＊令和５年度までの河川数は、夏季と春季の延べ数

（２）廃棄物の不法投棄の監視

河川、山間部等多発地域のパトロールによる監視及び市民からの情報等により発見された投棄物を撤去処理するとともに、不法投棄禁止看板を設置して防止に努めている。

廃棄物の不法投棄件数と処理実績　（単位：件）

年　度	市街地	河　川	山間部	その他	計	市処理	その他	計
令和２	59	15	36	1	111	94	17	111
３	121	50	87	0	258	242	16	258
４	195	88	182	0	465	444	21	465
５	116	44	74	1	235	225	10	235
６	61	52	86	0	199	189	10	199

（３）路上喫煙禁止区域の指定

喫煙マナーの向上及び環境美化の推進を図るため、甲府駅周辺を環境保全条例に基づき路上喫煙禁止区域に指定し、アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場で行う「こうふ開府の日」及び「こうふはっこうマルシェ」においてチラシを配布するなど市民等に協力を呼びかけるとともに、定期的な巡回、路面への周知標示の設置、南口・北口への看板の設置等により啓発を図っている。

Ⅳ　清　掃　事　業

清掃事業の沿革

１　ごみ処理事業

明治３３年汚物掃除法の施行によって本市のごみ処理は始まった。当初、同年飯田町など市内６か所に露天のごみ焼却場を設け、８人の掃除監視員を置いてこれを分担させた。各家庭から出されたごみは、請負業者によって収集運搬され焼却した。大正４年から収集運搬業務は、市の直営となり、収集方法も数台の手引車などにより直接各家庭のごみ箱から収集する戸別収集を行っていた。昭和２８年を境に手引車、リヤカーから順次自動車(トラック)による収集となり、さらにはスクリュー車やバックマスター式ごみ収集圧縮運搬車を経て、現在ではロードパッカー車等の高性能な機械車となっている。また、ごみ箱からの直接収集も、昭和３７年から市内中心部をモデル地区として、容器によるごみの定期収集を実施したところ、市民の好評を得た。昭和３８年からはこれまでの「流し取り式」から順次「ステーション方式」に改めた。この頃、アパートなど高層住宅団地では「ダストボックス方式」のごみ収集方法がとられ、４０世帯単位のダストボックスをクレーン車でつり上げ、ごみを収集する方法をとっていた。昭和４０年以降は、全面的に容器収集に切り替え、市内からごみ箱を追放した。その後、この容器収集も散乱の心配のない、しかも作業能率のよい袋収集となった。分別排出の徹底を図るため、平成１２年２月から可燃ごみを、平成１３年４月から不燃ごみを半透明又は透明袋で排出することとした。さらに平成２１年１０月からは指定ごみ袋制度を導入して、可燃ごみ及び不燃ごみを指定ごみ袋での排出とし、ごみの減量につながった。

また、減量化を促進するためミックスペーパー試行回収（市内６地区）を平成１７年６月から開始し、平成１８年１月には２０地区に拡大した。平成１８年４月からは、市内全地区とし、本格実施したところであり、平成２２年４月から毎週水曜日に回収を行っている。可燃ごみの収集回数も平成２年４月からは、中心部を毎日、その周辺は週３回、その他は週２回の収集となり、中心部の収集は許可業者が行うこととなった。平成１８年４月からは、中心部以外の一部地域について委託業者による収集を開始し、平成２７年４月には全市域（北部山間地域除く）を業務委託した。また、週３回の地区は平成１８年４月からミックスペーパーの回収に伴い週２回になっている。

更なる家庭ごみの減量化及び資源リサイクルを進めるための新たな取組として、平成２７年８月から一部のモデル地区で試行実施されたプラスチック製容器包装の分別回収について、平成２８年１２月から全市域に可燃ごみの収集と同様の収集方式で実施され、毎週土曜日の収集を行っている。

不燃ごみについては、市街地は月１回、その他の地域は２か月に１回の収集を行ったが、昭和５３年からは全市域が月１回の収集となり、年間１２回の収集となった。平成１６年１１月からは、市内１８地区について不燃ごみ収集運搬業務試行委託を開始し、平成１７年４月からは全市域を対象とした。また、平成２８年１２月からは、甲府・峡東クリーンセンターの本格稼動（平成２９年４月１日）に伴う試行運転が行われることにより、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみの分別回収を開始した。

資源物については、平成元年１２月から、一部の地域について委託業者による収集を開始し、平成２年７月からは、全市域一斉に地区別月１回を業務委託した。

また、オイルショック以降市民の間に定着した省資源、省エネルギーの考えから「捨てればごみ　生かせば資源」を合言葉に、昭和５３年７月から甲府市自治会連合会の協力を得て再利用できるごみを別途に回収する有価物回収が始められ、現在では約６７％の自治会で実施され、ごみ減量化が図られている。

不燃ごみや資源物については、市民が排出したごみなどを持ち去る行為が発生し、市と市民が協働して築き上げてきたリサイクルシステムが脅かされ、適正な処理に支障が生じる状況にあったことから、市民に安心してごみを排出してもらうため、集積所からの持ち去り行為を禁止するとともに罰則を含めた法的措置が講じられるよう条例の一部を改正し、平成２４年４月から施行した。

施行に伴い、集積所の巡回・監視パトロールを行い、持ち去り行為者への抑止・指導・警告や通報等により行為者の情報収集に努めている。

さらに、事業者が排出するごみの扱い方法も変更し、従来１日１０キログラム以上を排出する事業所について市が収集した場合は有料としていたが、昭和５６年４月から各事業（商店）者から排出届を提出してもらい、排出量（１日５キログラム以上）により手数料を定め、市及び許可業者が有料で収集を行った。平成２年４月から排出量１日５キログラム以上は、許可業者が収集を行っていたが、平成３年１０月の法改正に伴い事業活動から排出される一般廃棄物については、自らの責任により処理・処分しなければならないことになり、令和６年度末現在、許可業者６５者が事業系ごみの収集を行っている。

ごみ処理施設については、昭和になると、ごみの排出量がたちまち露天のごみ焼却場の処理量を大きく上まわるようになってきたので、昭和１３年に南口(青葉町)に岩本式焼却炉３基を備えた１日処理能力３９トンの第２焼却炉が建設された。これによりごみの処理は極めて順調に行われたが、この焼却場も老朽化と処理能力の低下により、さらに新しい施設が必要となった。そこで、昭和４０年５月住吉本町に１日の処理能力５０トンの三機式補助通風固定炉を持つ焼却場が建設され、これまで処理できなかった台所

くずも一緒に処理できる、当時としては画期的な工場となった。また、昭和４３年８月には山宮町に手塚式ガーベジ・プレス方式という、ごみを圧縮梱包処理し、ごみ容積を８０％減らし埋立処理する、１日処理能力１００トンの工場が建設された。

しかし､高度経済成長のもとに、ごみ排出量はますます増え続け、両工場をもってしても処理能力を超えるようになり、昭和４７年３月上町に準機械炉エバラ A―ⅡPC 型の焼却炉を新設し､処理能力１００ｔ／８ｈの焼却工場が完成した。さらに、昭和６０年代に入ると、ごみ質の変化と施設の老朽化が顕著となったため、平成３年１２月から新焼却工場の建設に着手、平成７年８月に１日処理能力３６０ｔ(１２０ｔ／２４ｈ×３炉)の全連続燃焼式流動炉が完成、平成７年９月１日から石和町のごみも合わせて効率よく安定的に処理した。この焼却工場の特色は、ごみの焼却熱を利用し、発電を行うとともに、場内の冷暖房及び隣接するリサイクルプラザへの熱源供給を行い、エネルギーの有効利用を図ることのできる施設であった。

一方、昭和５２年８月、粗大ごみなど不燃性ごみ専用処理施設として、附属破砕工場が建設され効果をあげたが、これも組成の変化と処理量の増大及び資源回収に対応するため、平成３年１２月から新たな粗大ごみ処理施設の建設に着手し、平成５年５月に完成、石和町との共同処理を行った。

ごみ処理施設の使用期間については、笛吹市境川町寺尾地区を建設候補地にした本市と峡東３市の広域ごみ処理構想を受け、地元対策委員会に使用期限の延長について依頼を行い、協議を重ねた結果、平成１８年９月２５日覚書を取り交した。これにより、使用期限を「平成２２年度末まで」から４年間延長し、「平成２６年度末まで」とした。さらに、境川町の次期ごみ処理施設の操業開始が２年間遅れることを受け、地元対策委員会と使用期限の延長について協議を重ね、平成２３年２月１５日締結の覚書により、２年延長し「平成２８年度末まで」とした。

新ごみ処理施設「甲府・峡東クリーンセンター」が平成２８年１１月から試行運転を開始したことに伴い、新ごみ処理施設へのごみの搬入・処理を実施した。また、平成２９年４月１日から「甲府・峡東クリーンセンター」が本格稼動を開始することにより、環境センター附属焼却工場及び附属破砕工場は平成２９年３月３１日に稼動停止し、本市のごみ処理は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合に移行した。

２　し尿処理事業

し尿処理は、古くから周辺の農家が汲み取り搬出し、肥料に使用するという慣行が大正１０年頃まで続いた。その後、一部農家による汲み取り拒否の動きなどがあり、汲み取り農家がし尿代金を支払うという長い慣行が廃止され、無償汲み取りとなり、次第に市民から汲み取り料を徴収する方向に変わっていった。こうして、し尿処理は付近農家と汲み取り業者により汲み取りが行われ、農家還元による処理が行われていた。昭和２９年清掃法の施行により汚物などの収集処理の方針が明示され、公共団体や学校・公衆トイレなどについては、市がバキューム車を購入し、直営で収集処理することとし、一般家庭については、清掃法に基づいて許可された市内の１４業者によって汲み取りが行われた。その後、業者間で汲み取り区域が乱れ紛争を生じ、市民サービスに欠ける面があったので、昭和３５年１０月からは汲み取り区域を設定し、区域割制収集を実施した。

しかし、近年各都市で問題とされてきた、公共下水道化の進行による業務量の減少によって、し尿汲取許可または委託業務の縮小を余儀なくされた際における措置が、自治体と業者間の大きな問題となってきた。本市においても、公共下水道の進捗に伴い、昭和５４年１２月甲府清掃同業組合から市長に陳情がなされた。①過去の補償、②今後の転廃業補償、③委託業務の拡大等であり、組合からの請願に対し、昭和５６年３月市議会において、①は不採択、②、③については採決と決まった。これらを踏まえて、先進都市の調査、学識経験者における調査資料等を参考とし、業者間との折衝の末、昭和５７年２月６日助成内容、助成金額、減車計画等を内容とした協定書を取り交わし、計画的に減車していくこととし、現在に至っている。

平成２６年４月には、災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書を全ての許可業者と取り交わした。

一方、し尿の終末処理については、人口増と化学肥料の普及により、し尿を肥料として使用する農家が減少したことにより次第に困難となり、各方面から大規模なし尿処理施設の建設が強く要望されるに至った。これにより昭和３７年終末処理施設設置計画を立て、昭和４０年西下条に１日処理能力８０キロリットルの消化処理施設を完成させた。

しかし、その後の収集区域の拡大と市街地周辺地域の住宅化に伴い処理量が増大し、併せて下水道処理施設のし尿処理等について国の方針が改められ、下水道施設の活用（昭和３５年に完成した下水道処理施設において１日約３５キロリットルのし尿が処理されていた）が困難となり、再び処理に困難が生じたので、昭和４３年増設に踏み切ったが、客観情勢が許さず、幾多の困難が生じたが、翌年各層の協力により地元の理解が得られ、１日処理能力８０キロリットルの施設の増設を行った。

しかし、この施設も増設当時、１２年間で撤去するという地元住民との約束があり、新しい処理場用地を求めて努力したが、適地が見当たらず、再度地元との交渉の結果、昭和５７年１月２８日調印した協定書により、５年間の延長が認められた。その後、昭和６１年度に小曲町地内（市有地）への移転が決まり、平成元年３月に完成し、同年４月から稼動を開始した。当施設は従来処理できなかった窒素やリンについても完全に除去が可能な画期的なもので、下流域における生活環境保全の一役を担うものであった。

なお、当該施設の存続については、完成した時点から１２年経過後、市と地元で改めて協議することなどを約した、昭和６２年２月１９日締結した覚書により、地元五町（下今井町、中町、東下条町、西下条町、小曲町）で構成する、西下条し尿処理場撤去対策委員会と協議を重ねた結果、継続使用することで合意に達し、平成１７年３月２８日締結の覚書により継続期間を平成２７年３月３１日までとした。

平成２５年４月、使用期限まで２年となったことから、対策委員会委員長へ対策委員会の開催を依頼し、７月に開催された対策委員会において、庁内で衛生センターの存続、移転について検討してきた経過、衛生センターの現在の施設の状況、し尿等の搬入実績、今後の搬入量の推計及び今後の処理方法等について説明を行い、現在地での衛生センターの使用期限の延長について申し入れを行い理解を求めた。

これに対して、当初は対策委員会から覚書の期限での撤去を求められたが、その後、対策委員会を構成する五町の委員と粘り強く交渉を重ねた結果、地域環境整備事業を実施することにより使用期限を延長することが内諾され、平成２６年１２月２２日、使用期限を１０年間延長し平成３７年（令和７年）３月３１日までとする覚書を締結した。

なお、これ以上の延長は耐用年数から不可能なため、施設の移転、他市町村との共同処理等の検討を平成２７年度から開始した。

し尿処理施設は、生活排水対策の推進により、し尿等搬入量の減少や収集物の性状変化に伴う処理効率の低下、また、施設の老朽化対策や循環型社会形成に向けた資源化の取組など、し尿処理を取り巻く状況の変化への対応が求められており、平成３０年１月には、農水省、国交省、環境省等、関係５省庁から「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化」計画の策定について」が発出されたことに伴い、山梨県が同年８月２０日に生活排水対策連絡会議を開催し、汚水処理の広域化・共同化計画の策定に向けて各市町村を含めた検討体制の構築に動き出した。

こうした状況を踏まえ、既存のごみ処理広域化の枠組みや周辺市町との連携によるし尿処理の検討をした結果、令和３年４月１日から中巨摩地区広域事務組合衛生センターでの広域処理とすることとし、甲府市衛生センターについては令和３年３月３１日をもって閉鎖した。

令和６年度清掃費の状況

（単位：円）

清掃費	2,343,910,198
１　清掃総務費	438,484,050
(1) 一般職給与費	413,538,271
(2) 清掃総務費	24,945,779
ア 日常業務用消耗品	632,566
イ 庁用燃料費	79,530
ウ 環境センター光熱水費	9,502,844
エ 環境センター電信電話料	994,867
オ B型肝炎予防接種等手数料	67,110
カ 環境センター清掃業務等委託料	3,933,180
キ 庁用車等賃借料	2,108,309
ク 工事請負費	3,960,000
ケ その他の経費	3,667,373
２　塵芥収集費	645,501,745
(1) 塵芥収集費	645,501,745
ア 会計年度任用職員報酬等	36,310,312
イ 報償費	294,000
ウ 収集業務用等消耗品費	641,202
エ 収集車等燃料費	1,543,581
オ 地区別日程表印刷製本費	1,369,830
カ 収集車等修繕費	752,959
キ 不燃ごみ収集運搬業務委託料	129,250,000
ク 可燃ごみ収集運搬業務委託料	447,289,260
ケ 中心市街地可燃ごみ収集運搬業務委託料	7,851,622
コ 側溝土砂収集運搬業務等委託料	3,013,670
サ 適正処理困難物運搬処分委託料	610,500
シ 死亡動物収集運搬業務委託料	3,014,440
ス 収集車等賃借料	6,182,547
セ 自動車器具費	885,072
ソ ごみ集積所施設設置費補助金	479,000
タ ごみ集積所防御ネット購入費補助金	735,700
チ 中巨摩地区広域事務組合衛生センター処理手数料	4,233,320
ツ その他の経費	1,044,730
３　塵芥処理費	813,959,738
(1) 最終処分場事業費	121,776,988
ア 薬品等消耗品費	1,141,566
イ 光熱水費	7,032,209
ウ 事業用器具修繕費	499,959
エ 維持管理業務等委託料	26,689,300
オ 2ｔダンプ賃借料	962,148
カ 一般廃棄物最終処分場負担金等	84,960,000
キ その他の経費	491,806
(2) 一般廃棄物処理事業費	687,651,393
ア 消耗品費	177,419
イ 中巨摩地区広域事務組合衛生センター管理負担金	92,269,000
ウ 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合事業費負担金	594,719,807
エ 汚染負荷量賦課金	479,400
オ その他の経費	5,767
(3) 環境センター地域環境整備事業費	4,531,357
ア 地域環境整備委託料	424,624
イ 地域環境整備補助金	4,000,000
ウ その他の経費	106,733
４　資源回収費	441,199,399
(1) 明るくきれいなまちづくり基金事業費	5,186,376
ア 甲府市リサイクル推進員連絡協議会補助金	5,186,376
(2) リサイクルプラザ管理運営事業費	74,021,918
ア リサイクルプラザ指定管理料	73,308,912
イ その他委託料	340,620
ウ 自転車防犯登録協賛金	16,000
エ その他の経費	356,386
(3) ごみ減量と資源リサイクル事業費	361,991,105
ア 集団回収運動報奨金	17,921,204
イ 指定ごみ袋販売手数料	25,651,670
ウ 陶磁器食器破砕及び運搬手数料	122,982
エ 有価物回収に係る回収業務委託料	8,757,122
オ 有価物回収に係る容器配置委託料	1,575,490
カ 資源物収集・運搬業務委託料	135,713,600
キ その他プラスチック製容器包装保管・圧縮等委託料	17,458,760
ク 指定ごみ袋の作製、保管及び配送業務委託料	84,364,443
ケ その他委託料	11,255,015
コ 有価物回収事業補助金	48,393,347
サ 生ごみ処理機器購入補助金	4,792,400
シ その他の経費	5,985,072
５　産業廃棄物対策事業費	4,765,266
(1) 産業廃棄物対策事業費	4,765,266
ア 会計年度任用職員報酬等	2,852,799
イ 立入検査等消耗品費	278,932
ウ 産業廃棄物最終処分場水質検査業務委託料	792,000
エ 庁用車賃借料	211,200
オ その他の経費	630,335

清掃費の推移

（単位：円）

年　　度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
清掃総務費	709, 390, 712	586, 294, 855	585, 261, 675	590, 356, 788	522, 299, 283	465, 207, 696	441, 512, 706	438, 484, 050
塵芥収集費	564, 835, 123	568, 079, 540	574, 271, 108	579, 718, 067	588, 341, 439	597, 336, 878	618, 092, 628	645, 501, 745
塵芥処理費	968, 606, 363	887, 994, 371	1, 634, 051, 958	838, 707, 809	826, 814, 092	782, 502, 705	792, 997, 577	813, 959, 738
し尿処理費	47, 495, 900	75, 203, 631	52, 236, 555	33, 081, 416	60, 453, 021			
資源回収費	430, 147, 620	420, 005, 749	454, 089, 245	429, 242, 051	438, 922, 333	452, 011, 077	436, 944, 447	441, 199, 399
産業廃棄物対策事業費			10, 982, 713	9, 337, 957	7, 232, 305	3, 634, 028	4, 178, 942	4, 765, 266
清掃費合計	2, 720, 475, 718	2, 537, 578, 146	3, 310, 893, 254	2, 480, 444, 088	2, 444, 062, 473	2, 300, 692, 384	2, 293, 726, 300	2, 343, 910, 198

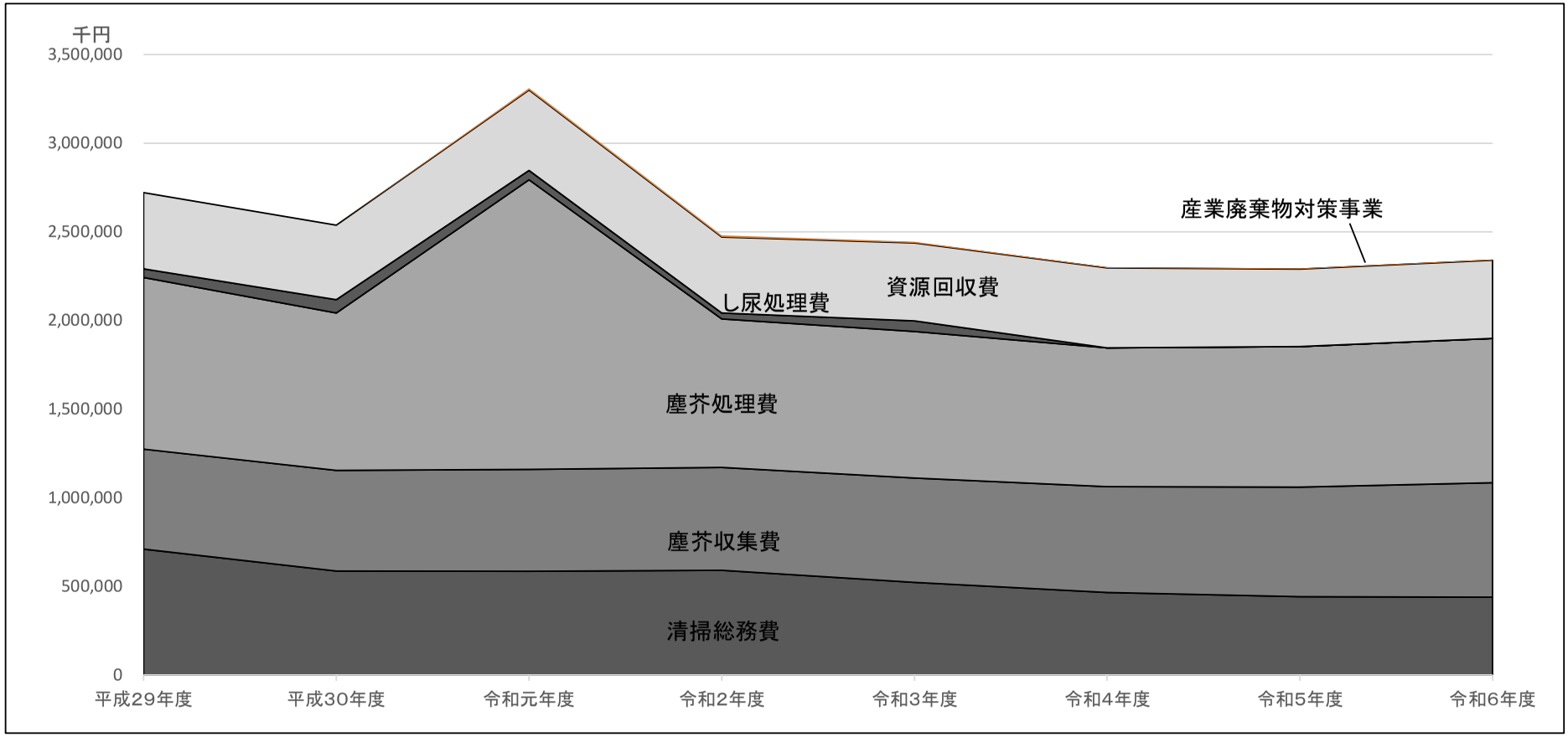

甲府市ごみ収集・処理フロー

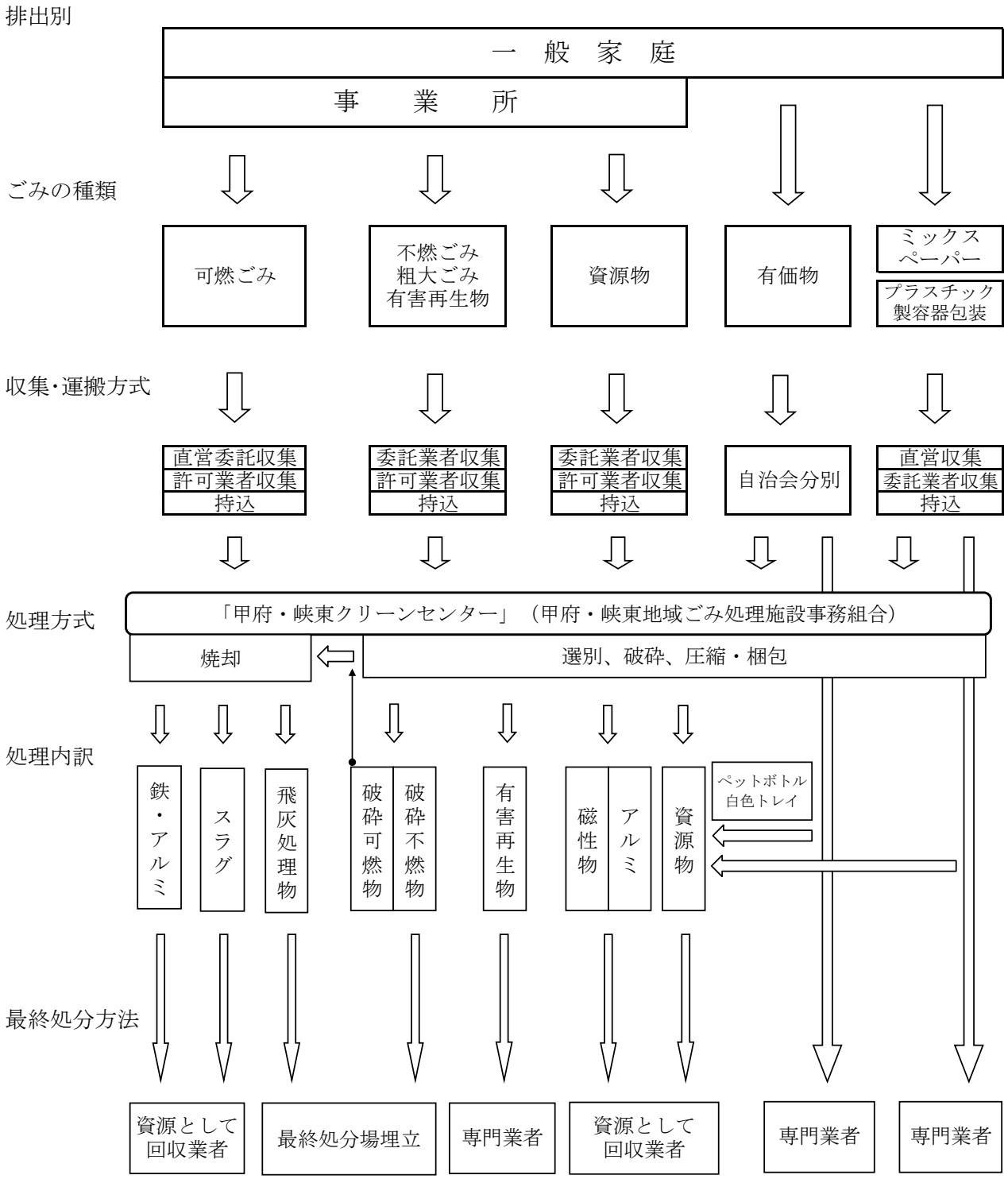

年度別ごみ搬入量

区分					単位	令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
甲府市	処理計画区域人口（１０月１日現在）			A	人	187,103	186,517	186,573	185,227	183,906
	家庭系ごみ	可燃ごみ	直営・委託収集	B	t	34,011.28	33,284.28	32,779.13	31,322.82	30,917.54
			生活系持込	C	t	723.56	727.74	722.73	704.73	698.87
			計	D	t	34,734.84	34,012.02	33,501.86	32,027.55	31,616.41
			１人１日あたり排出量(g) (D/A÷365or366日)	E	g	507.23	499.60	491.96	472.43	471.00
		不燃ごみ	直営・委託収集	F	t	4,521.04	3,963.64	3,670.16	3,479.93	3,436.09
			生活系持込	G	t	1,669.24	1,774.77	1,699.11	1,726.19	1,736.80
			計	H	t	6,190.28	5,738.41	5,369.27	5,206.12	5,172.89
			１人１日あたり排出量(g) (H/A÷365or366日)	I	g	90.40	84.29	78.84	76.79	77.06
		資源物	委託回収	J	t	2,449.03	2,348.03	2,222.13	2,166.53	2,614.38
			生活系持込	K	t	615.78	626.89	594.72	598.39	72.59
			計	L	t	3,064.81	2,974.92	2,816.85	2,764.92	2,686.97
			１人１日あたり排出量(g) (L/A÷365or366日)	M	g	44.76	43.70	41.36	40.78	40.03
		家庭系ごみ総量(D+H+L)		N	t	43,989.93	42,725.35	41,687.98	39,998.59	39,476.27
		市民1人1日あたり		O	g	642.38	627.59	612.17	590.01	588.09
	事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者収集	Q	t	18,214.21	18,572.73	18,725.82	18,401.38	18,133.67
			事業系持込	R	t	2,252.27	2,212.57	2,575.98	2,431.23	2,606.38
			計	S	t	20,466.48	20,785.30	21,301.80	20,832.61	20,740.05
		不燃ごみ	許可業者収集	T	t	228.55	195.26	198.35	230.36	221.57
			事業系持込	U	t	47.15	25.94	27.42	20.45	22.68
			計	V	t	275.70	221.20	225.77	250.81	244.25
		資源物	許可業者収集	W	t	484.03	478.49	469.10	468.81	418.73
			事業系持込	X	t	107.96	93.27	58.95	59.98	68.28
			計	Y	t	591.99	571.76	528.05	528.79	487.01
		事業系ごみ総量(S+V+Y)		Z	t	21,334.17	21,578.26	22,055.62	21,612.21	21,471.31
	甲府市搬入量(N+Z)			①	t	65,324.10	64,303.61	63,743.60	61,610.80	60,947.58
	その他甲府市搬入量(可燃)			②	t	132.52	232.12	0.00	0.00	0.00
	計（①＋②）			③	t	65,456.62	64,535.73	63,743.60	61,610.80	60,947.58

※令和6年度から家庭系ごみにおける資源物（Ｊ及びＫ行）の集計方法の見直しを行った。

各目標値に対する状況

年度	家庭系1人1日当たり排出量※1（g）		資源化率※1（リサイクル率,%）		温室効果ガス排出量※2（千t-CO_2）	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
令和2	570.0	601.4	20.3	20.3	1,026	936
3	563.1	586.3	20.5	19.5	991	959
4	556.2	573.6	20.8	18.7	957	―
5	549.3	552.9	21.0	18.0	922	―
6	542.3	550.7	21.3	17.9	887	―

※1　目標値は甲府市一般廃棄物処理基本計画によるものであり、計画最終年度の令和12年度における目標値は、500.8g、23.0%。なお、1人1日当たり排出量については各年度末の住民基本台帳人口で算定。

※2　目標値は甲府市地球温暖化対策実行計画によるものであり、計画最終年度の令和12年度における目標値は、679千t-CO_2。なお、実績算出に必要となる「都道府県別エネルギー消費統計」の公表が3年後であるため、令和3年度までを記載。

し尿処理状況

衛生センター

年度	搬入量（kℓ）	1日平均処理量（kℓ）	稼動日数（日）
令和2	4,703.04	15.89	296

中巨摩地区広域事務組合　衛生センター

令和3年4月1日から、甲府市内のし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設として、許可業者が搬入している。

年度	搬入量（kℓ）		
	し尿	浄化槽汚泥	計
令和3	445.62	4,502.95	4,948.57
4	430.49	3,912.62	4,343.11
5	353.36	4,038.48	4,391.84
6	206.6	4,026.72	4,233.32

令和６年度　一般廃棄物処理原価

（単位：千円）

	総　額	収集運搬			中間処理（焼却・資源化等）			最終処分（埋め立て）			管理
		生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計	生活系	事業系	小計	
１．　人件費											
（１）職員給与費（一般職）	119,323	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119,323
（２）職員給与費（技能職）	144,494	137,613	0	137,613	0	0	0	4,523	2,358	6,881	0
（３）退職手当引当金繰入額	△ 7,761	△ 4,435	0	△ 4,435	0	0	0	△ 146	△ 76	△ 222	△ 3,104
（４）その他	74,701	58,147	0	58,147	0	0	0	330	172	502	16,052
小　計	330,757	191,325	0	191,325	0	0	0	4,707	2,454	7,161	132,271
２．　物件費等											
（１）処理費	128,356	118,518	0	118,518	71	0	71	6,421	3,346	9,767	0
（２）委託費	876,502	736,465	0	736,465	18,340	0	18,340	17,545	9,144	26,689	95,008
（３）減価償却費	54,827	20,537	0	20,537	0	0	0	12,421	6,475	18,896	15,394
（４）その他	25,538	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25,538
小　計	1,085,223	875,520	0	875,520	18,411	0	18,411	36,387	18,965	55,352	135,940
３．　移転費用											
（１）組合分担金等（処理及び維持管理費）	193,746	0	0	0	71,303	38,084	109,387	55,455	28,904	84,359	0
（２）その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小　計	193,746	0	0	0	71,303	38,084	109,387	55,455	28,904	84,359	0
４．　その他管理費用											
（１）支払利息	0										0
小　計	0										0
合計	1,609,726	1,066,845	0	1,066,845	89,714	38,084	127,798	96,549	50,323	146,872	268,211

・総人口（令和６年１０月１日現在）　183,906 人

・世帯数（令和６年１０月１日現在）　94,541 世帯

・甲府市民１人当たりごみ処理原価　8,753 円/人

・甲府市１世帯当たりごみ処理原価　17,027 円/世帯

	生活系	事業系	合計
ごみ総排出量（kg）	44,067,000	21,472,000	65,539,000
1人1日当たりの ごみ排出量（g/人日）	656.5	319.9	976.4

※参考　令和５年度

１人当たりごみ処理原価　8,228 円/人

１世帯当たりごみ処理原価　16,178 円/世帯

ごみ減量と資源リサイクル事業の概要

環境と経済が両立した持続可能な循環型社会を構築するため、本市では、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の「３Ｒ　（スリーアール）」の推進に取り組んできた。

令和３年度からは可燃ごみを減らす新たな取り組みとして、生ごみ処理器「キエーロ」及び食品ロス削減マッチングサービス「甲府タベスケ」の普及促進に取り組み、ごみ減量と資源リサイクルの推進を図った。

１　有価物の回収

昭和５３年７月から甲府市自治会連合会の協力を得て「捨てればごみ　生かせば資源」を合言葉に、自治会等が自主的に取り組む集団回収として有価物回収を開始した。

地域住民が品目ごとに選別作業を行った後に、回収業者と直接売買を行っている。

本市では、より一層の分別排出を促進するため、回収量１kg 当たり７．５円（平成１３年度単価改正）の報奨金を交付した。

年度	実　施 団体数	自治会 総　数	回収量 （ｔ）	前年 度比 (%)	回収業者が 自治会から 買上げた額 (円)	回収業者が 問屋へ売却 した額 (円)	有価物回収 報奨金額 (円)	回収業者 への補助金 (円)	回収業者へ の回収容器 配置委託料 (円)
令和２	353	515	3,873.2	90.7	9,687,173	23,620,425	24,609,739	63,178,457	1,696,640
3	348	513	3,631.0	93.7	9,187,419	19,000,315	23,201,621	56,831,363	1,683,000
4	342	513	3,323.2	91.5	11,517,355	30,946,518	21,138,142	48,126,974	1,662,760
5	335	512	2,942.3	88.5	13,690,392	38,611,931	18,872,085	44,076,261	1,574,450
6	326	511	2,697.6	91.7	13,204,310	41,143,826	17,303,188	48,393,347	1,575,490

（注１）回収量のうち、紙パック、ペットボトル、白色トレイは除く。

（注２）回収量のうち、カレット、その他紙製容器包装類は報奨金の対象外。

２　資源物の回収

平成２年７月から有価物回収を実施していない自治会や有価物回収日に排出できなかった市民のために、行政による資源物の回収を実施している。

資源物の回収は民間委託により実施しており、地区ごとに毎月１回回収している。

年度	委託・直営回収量（ｔ）	直接搬入量（ｔ）	回収量合計（ｔ）	前年度比（%）	収集運搬委託料（円）
令和２	2,449.0	615.8	3,064.8	105.1	127,791,400
3	2,348.0	626.9	2,974.9	97.1	128,461,300
4	2,222.1	594.7	2,816.8	94.7	132,027,500
5	2,166.5	598.4	2,764.9	98.2	132,365,200
6	2,614.4	72.6	2,687.0	97.2	135,713,600

３　容器包装廃棄物の回収

（１）紙パックの回収

紙パックは再生原料とされる紙類の中でも品質が良いことから、平成２年４月から紙パックの回収を全国に先駆けて有価物及び資源物回収の日に実施した。また、分別排出を促進するため、回収量１kg 当り３２．０円の報奨金を交付した。

年度	紙パック（ｔ）				報奨金額(円)
	有価物回収	資源物回収	団体回収	合　計	
令和２	21.5	11.0	2.0	34.5	751,488
3	19.5	10.4	2.2	32.1	695,616
4	17.4	9.9	2.0	29.3	620,992
5	16.5	9.6	2.2	28.3	599,840
6	15.9	9.6	1.5	27.0	558,016

（注１）「団体回収」は協力団体回収を表す。

（２）ペットボトルの回収

平成９年４月から容器包装リサイクル法が施行されたことに伴い、同月から有価物回収及び資源物回収の日にペットボトル回収を実施している。

年度	ペットボトル(ｔ)			回収委託料(円)
	有価物回収	資源物回収	合　計	
令和２	206.3	147.7	353.9	10,664,624
3	205.2	133.6	338.8	10,608,737
4	201.8	131.1	332.9	10,431,561
5	190.9	140.6	331.5	8,818,841
6	182.5	146.9	329.3	8,630,973

（３）食品用白色トレイの回収

平成１２年４月に容器包装リサイクル法が完全施行され、分別回収が猶予されていた「その他紙類とその他プラスチック類」が回収の対象品目となったことに伴い、その他プラスチック類のうち食品用白色トレイの分別回収を同月から有価物回収及び資源物回収の日に実施している。

年度	食品用白色トレイ(ｔ)			回収委託料(円)
	有価物回収	資源物回収	合　計	
令和２	3.7	1.7	5.4	191,342
3	4.3	1.5	5.8	222,413
4	4.2	1.5	5.7	220,190
5	4.2	1.4	5.6	192,469
6	2.7	1.5	4.2	126,149

（４）プラスチック製容器包装分別回収

平成２８年１２月から更なる資源の有効利用及び環境負荷の軽減を目的とした「プラスチック製容器包装分別回収」を市内全域で毎週土曜日に回収を実施している。

年度	回　収　量(ｔ)	前 年 度 比(%)
令和２	833.4	113.31
3	861.5	103.37
4	866.2	100.54
5	858.5	99.11
6	825.2	96.12

４　ミックスペーパー分別回収事業

平成１８年４月から可燃ごみの約３割を占める雑紙類をミックスペーパーとして全市域で分別回収するとともに、平成２２年４月からは隔週を毎週回収に拡大した。

年度	回　収　量(ｔ)	前 年 度 比(%)
令和２	1,443.9	94.00
3	1,292.0	89.48
4	1,255.2	97.15
5	1,138.7	90.72
6	1,050.8	92.28

５　廃食油の回収

平成１９年５月から奇数月に公民館等（９箇所）において、資源の有効活用と環境負荷の軽減のため、家庭で不用になった食用油（廃食油）の回収を開始している。排出量と利便性向上のため回収場所を順次増設するとともに、リサイクルプラザについては時間を夜８時まで排出可能とし、土・日曜日も回収を実施している。

また、平成２４年度からは毎月回収に改め、回収場所を平成２０年５月から２０箇所、平成２１年７月から２１箇所、平成２２年４月から２２箇所、平成２５年４月から２４箇所、平成３０年度から２５箇所に拡大した。

なお、回収した廃食油は家畜用飼料の他、航空用燃料などとして再利用している。

年度	回　収　量(ℓ)	前 年 度 比(%)
令和２	8,920	103.00
3	8,460	94.84
4	7,300	86.29
5	6,360	87.12
6	5,880	92.45

６　遊休陶磁器製食器の回収

平成２２年６月から家庭にある遊休陶磁器製食器の有効活用を目的に、陶磁器製食器の回収を開始している。平成２３年１２月から割れたり欠けたりした陶磁器製食器もリサイクルを目的に回収し、再生食器の原材料として陶磁器の生産地である岐阜県土岐市に搬送している。

年度	環境センター及びリサイクルプラザ持込分（件）	回収量（ｋｇ）	イベント時の無料頒布（ｋｇ）	土岐市搬送（ｋｇ）	不適合物（ｋｇ）
令和２	312	7,635.0	588.5	4,066.6	2,979.9
3	274	6,169.9	428.9	2,626.2	3,114.8
4	253	5,918.5	405.6	2,216.6	3,296.3
5	286	6,361.1	413.8	2,525.8	3,421.5
6	310	5,985.0	422.0	1,656.5	3,906.5

７　特定家庭用機器等のリサイクル

平成１３年４月に施行された家電リサイクル対象品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）の処理方法について、広報・ホームページ・ごみ分別アプリなどを利用した啓発活動を実施している。

８　生ごみの減量化及び再資源化

（１）生ごみ処理機器の購入補助

家庭における生ごみの減量と堆肥化を推進するため、昭和６３年５月からボカシ容器等の購入に対する補助(限度額 1,000 円)を開始し、平成１０年４月からは電気式処理機への補助(限度額 10,000 円)を実施している。

また、平成２１年４月から容器式 2,000 円、電気式 20,000 円へ補助限度額の引き上げ、更に平成２４年４月から容器式 5,000 円、電気式 50,000 円へ補助限度額の引き上げを行った。

（２）ＥＭボカシの無料配布

平成８年１月から生ごみの減量化と堆肥化を目的に、申請のあった登録団体を対象に、生ごみ発酵促進剤であるＥＭボカシを無料配布するとともに、平成２６年１０月から一般世帯も対象に無料配布している。

年度	容器式処理機購入補助		電気式処理機購入補助		ＥＭボカシの配布実数		
	台数	補助金額(円)	台数	補助金額(円)	団体数	世帯数	配布袋数
令和２	23	62,800	68	2,197,200	340	2,500	20,408
3	18	43,600	52	1,913,700	333	2,300	18,468
4	20	60,900	58	2,062,800	347	2,224	17,224
5	27	84,700	102	4,127,200	365	2,185	16,840
6	16	44,700	128	4,747,700	389	2,180	15,177

（３）しんぶんコンポストの無料配布

平成２５年５月から可燃ごみの減量化の一環として、生ごみの堆肥化が家庭で気軽にできるしんぶんコンポストを無料配布している。

年度	レジカゴと基材セット		基材のみ	
	配布実数（個）	製造委託料（円）	配布実数（袋）	製造委託料（円）
令和２	95	172,520	375	247,408
3	73	136,200	298	151,340
4	66	108,900	403	282,668
5	48	147,345	393	484,902
6	42	199,198	376	585,728

（４）生ごみ処理器「キエーロ」の配布

令和４年２月から家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、ごみへらし隊によるキエーロ講座を実施し、講座受講者に１４３個のキエーロを無料配布した。

年度	キエーロ配布数（個）
令和３	27
4	132
5	194
6	143

９　リサイクル推進員の活動

平成３年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、一般廃棄物の減量のための市町村の施策に協力するとともに諸活動を行うための「廃棄物減量等推進員」制度が創設された。

これに基づき、本市では集積所における排出指導と集積所の環境美化のため、平成３年１２月からリサイクル推進員制度を創設し、自治会長等が推進員となり、地区内の集積所の状況を把握しながら環境問題の責任者として活動している。

また、リサイクル推進員は各地区で分別排出に関する研修会や視察研修等を実施するとともに、ごみの減量化や資源リサイクルを推進する取り組みを行っている。

１０　指定ごみ袋制度の導入

平成２１年１０月から家庭系一般廃棄物の排出抑制を図るとともに、資源リサイクルを推進するため指定ごみ袋制度を導入した。

家庭系ごみ量の推移

年度	可燃ごみ（ｔ）	前年度比（%）	不燃ごみ（ｔ）	前年度比（%）
令和２	34,734.8	101.44	6,190.3	117.12
3	34,012.0	97.92	5,738.4	92.70
4	33,501.9	98.50	5,369.3	93.57
5	32,027.6	95.60	5,206.1	96.96
6	31,616.4	98.72	5,172.9	99.36

１１　資源物ステーションの回収

新聞紙・雑誌類・段ボール・牛乳パック・ビン・缶・ペットボトルの７品目が２４時間いつでも排出できるステーションを平成２１年１０月に南部地域（城南団地）、平成２４年３月に東部地域（善光寺団地）、平成２５年３月に西部地域*（荒川自治会内）へ設置するとともに、平成２８年度からはインクカートリッジを品目に加えた。

＊西部地域のステーション開設時間は、午前８時から午後１０時まで

年度	南部地域回収量（ｋｇ）	東部地域回収量（ｋｇ）	西部地域回収量（ｋｇ）
令和２	183, 638	84, 892	166, 989
3	197, 570	102, 087	175, 515
4	193, 321	98, 871	165, 492
5	199, 578	101, 114	168, 288
6	187, 527	109, 136	171, 119

１２　ごみへらし隊の活動

平成１６年４月から市民に対する啓発活動を強化することを目的に、職員による「ごみへらし隊」を編成し、幼稚園・保育所から大学までの教育機関や自治会関係などを対象に、ごみ減量と資源リサイクルに関する講座を行っている。

また、令和２年度からごみ啓発動画を作製し発信するとともに、生ごみの水切り方法やキエーロの使い方等、ごみ減量化に向けた取組について周知・啓発を行っている。

〈活動実績〉

年度	開催数(回)	参加数(人)
令和２	74	4, 658
3	86	2, 209
4	77	2, 041
5	139	6, 248
6	118	5, 850

１３　食品ロスへの対策

令和３年度から新たな取り組みとして、市内の飲食店等から発生する食品ロスを削減するため、食品ロス削減マッチングサービス「甲府タベスケ」を導入している。

年度	新規登録者数(人)	取引成立数(人)	削減量（ｇ）
令和３	1, 996	92	328, 800
4	597	110	194, 646
5	141	82	118, 450
6	617	193	232, 859

１４　ごみ分別アプリの配信開始

平成２９年９月から「いつでも、どこでも」ごみの分別方法、収集日等を簡単な操作で確認できる「甲府市ごみ分別アプリ」の配信を開始している。

年度	新規ダウンロード数（件）								対前年度比（%）
			日本語	英語	中国語簡体字	中国語繁体字	韓国語	計	
令和２	4,265	うち、アプリ起動数	—	—	—	—	—	—	—
3	4,524		—	—	—	—	—	—	106.07
4	4,704		—	—	—	—	—	—	103.98
5	4,868		—	—	—	—	—	—	103.49
6	4,841		1,282	34	26	4	4	1,350	99.45

１５　使用済み小型家電の回収

平成２６年２月から廃棄される小型家電から有用金属を再生利用することを目的とした使用済み小型家電の分別回収を実施し、市役所本庁舎、公民館、悠遊館など市内　１６か所に回収ボックスを設置し、携帯電話やパソコン等１７品目を回収している。

年度	回収量（個）	重量（ｋｇ）
令和２	4,361	8,554
3	3,777	6,202
4	4,098	5,693
5	4,773	4,934
6	4,555	5,939

１６　使用済みインクカートリッジの回収

平成１７年１１月から使用済みインクカートリッジのリサイクルを目的に、市役所本庁舎、公民館、悠遊館など市内２０箇所に回収ボックスを設置し、使用済みインクカートリッジの回収をした。

年度	回収量（個）
令和２	1,212
3	925
4	912
5	774
6	1,714

１７　廃棄物減量等推進審議会

市議会議員、学識経験者、市民団体、関係事業者を委員として、「家庭ごみの発生抑制と資源リサイクルの推進を図るための効果的な施策」について審議を行い、新たな減量目標及び目標達成に向けた具体的な施策について、令和６年３月に答申を受けた。

新たな減量目標（令和１０年度）　燃えるごみ４４５．８ｇ　燃えないごみ６８．８ｇ

１８　リサイクルプラザの管理運営

甲府市リサイクルプラザは、限りある資源の有効活用を推進し、循環型社会を実現するための施設として、平成９年４月に開館した環境総合教育施設である。施設の管理は、平成１２年８月から甲府市施設管理協会に委託していたが、平成１８年度から指定管理者制度を導入し、平成２８年度まで甲府市施設管理協会を指定管理者として管理運営を委託してきた。

また、平成２９年４月から甲府・峡東クリーンセンターの稼動に伴い熱源を都市ガスに切り替えたことから、環境教育施設の位置付けに健康増進施設を加え、公募により民間事業者を指定管理者に指定し管理運営を委託している。

（１）リサイクルプラザの利用状況

年度	開館日	有料利用者（人）	有料体育館利用者（人）	無料利用者（人）	施設見学者（人）	利用者総数（人）	使用料総額（円）
令和 2	251	14, 828	4, 829	20, 408	0	40, 065	4, 789, 848
3	271	20, 733	4, 919	25, 157	0	50, 809	6, 116, 930
4	299	23, 187	5, 283	29, 581	0	58, 051	7, 440, 550
5	300	27, 361	4, 633	31, 191	886	64, 071	8, 622, 290
6	295	32, 683	5, 443	34, 947	403	73, 476	9, 953, 480

（２）自転車の再生利用

資源の再生利用を推進するため、指定管理者の自主事業として放置自転車をなでしこ工房において補修作業を行い、再生自転車抽選販売を行った。

年度	応募総数（人）	販売台数（台）	倍率
令和 2	中止	中止	―
3	237	37	6. 4
4	723	68	10. 6
5	890	75	11. 9
6	1, 739	80	21. 7

（3）リサイクルセミナー室を活用した教室等の開催

リサイクルセミナー室等を使用し、エコ工作教室、ワークショップ等を開催した。

年度	開催数（日）	参加数（人）
令和2	6	79
3	5	75
4	7	90
5	8	99
6	7	98

ごみ収集業務等の概要

１　ごみ収集業務

現在、本市では一般家庭から排出されるごみを「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源物」「ミックスペーパー」「プラスチック製容器包装」の５種類に分別して収集を実施している。

（1）燃えるごみ

燃えるごみの集積場所は、市内に５，２１６か所（令和７年３月末日）あり、収集業務については、主に民間委託により実施している。

民間委託は、技能職員の退職や再任用の動向を見据える中で、平成１８年度から段階的に進め、平成２７年度には、山間部を除く全市域２８ルートを業務委託とした。

また、平成２８年１１月からは、甲府・峡東クリーンセンターの試運転及び稼働に伴い、協業組合の車両を２台増車し３０ルートとした。

収集方式は、各収集場所を収集曜日地区の路線に基づき巡回するステーション方式を採用しており、収集回数は週２回である。なお、中心街の一部については、一般廃棄物収集運搬許可業者により毎日収集を行っている。

（2）燃えないごみ

燃えないごみの集積場所は、市内に２，３４２か所（令和７年３月末日）あり、平成１６年１１月から一部地区の収集業務を委託し、平成１７年４月からは、全市域を対象として収集業務の委託を行った。収集方法は、地区ごとの集積場所を巡回するステーション方式を採用しており、収集回数は各地区年間１２回であり、粗大ごみも燃えないごみの収集日に収集している。

また、分別排出等の進展はあるものの、燃えないごみの収集日に対象外の品目が排出されるケースがあるため、更なるごみ減量と資源リサイクルを目指し、市民に啓発を行っている。

（3）資源物

「資源物回収の日」は、毎月１回、地区ごとに収集業務を委託しており、集積場所は燃えないごみと同じである。

（4）ミックスペーパー

ごみ排出量の削減に向けた新たな取組として、平成１７年６月から試行実施されたミックスペーパーの分別回収については、平成１８年４月から全市域において実施され、燃えるごみの収集と同様の収集方式を採用し、毎月２回若しくは毎週の水曜日に収集を行っていたが、平成２２年４月から全市域において毎週水曜日の収集を行っている。

（5）プラスチック製容器包装

家庭ごみの発生抑制と減量化、及び資源リサイクルを進めるための新たな取組として、平成２７年８月から一部のモデル地区で試行実施されたプラスチック製容器包装の分別回収については、平成２８年１２月から全市域で燃えるごみの収集と同様の収集方式で実施され、毎週土曜日の収集を行っている。

２　すぐやる業務

市民要望に対応するため、「すぐやる業務」として、自治会等のボランティア清掃により発生したごみの収集や、死亡したペットの引き取り等の迅速な対応が必要となる特別収集等を行っている。なお、路上等で死亡した動物の収集運搬業務については、令和６年１０月から業務委託により実施している。

（単位：件）

年度	特別収集	定期収集	土砂収集	犬・猫等	計
令和２	248	267	18	1,210	1,743
3	284	260	19	1,093	1,656
4	313	266	29	1,113	1,721
5	333	264	43	1,095	1,735
6	362	266	30	1,901	2,559

３　指導業務

平成３年１０月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、事業活動から排出される一般廃棄物は自らの責任において処理・処分しなければならないことが盛り込まれた。そのため、一般廃棄物収集運搬許可業者６５者（令和７年３月末現在）が事業系ごみの収集を行っている。このことに伴い、指導担当が事業所や収集運搬許可業者の指導を行っている。

また、マナーの悪い集積場所の指導等も自治会と連携して行うとともに、職員による早朝・夜間パトロールを実施し、環境美化に努めている。

４　ふれあい収集事業

平成１９年４月から、高齢者世帯や障がい者世帯で、自らがごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近にごみ出しの協力者がいない世帯を対象に、毎週１回戸別訪問し玄関先からごみの収集を行う「ふれあい収集事業」を実施している。

（１）ふれあい収集事業対象世帯数

（毎年度3月31日現在、単位：世帯）

年度	全世帯数	内　訳	
		高齢者世帯	障がい者世帯
令和2	375	350	25
3	364	353	11
4	367	354	13
5	361	348	13
6	361	349	12

（２）ふれあい収集

区　分	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	ミックス	合　計	台　数
年間収集量	62,539kg	2,357kg	15,549kg	244kg	80,689kg	1,075台
1日平均	306.6kg	11.6kg	76.2kg	1.2kg	395.5kg	5.3台

※令和6年度稼動日数204日

５　資源物等持ち去り禁止

平成２３年１２月に「甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部を改正し、平成２４年４月に施行した。この改正により、ごみ集積所に排出された資源物・燃えないごみ（紙類・びん類・金属類で規則に定める品目）を持ち去る行為を禁止し、罰則を含めた法的措置を講じることができるよう持ち去り禁止制度を設けた。

施行に伴い、集積所の巡回・監視パトロールを行い、持ち去り行為者への抑止・指導・警告や通報等により行為者の情報収集に努めている。

６　一般廃棄物の処理方法等指導

事業活動により生じる一般廃棄物が、家庭系ごみの集積所に排出されることを防止するため、事業系一般廃棄物適正処理の事業所調査指導マニュアルを作成し、中小規模事業者への訪問を行い、不適正排出事業者への周知を行った。

７　その他

市内の側溝清掃土砂収集業務については、自治会の協力を得て清掃を行い、収集業務を委託している。

また、平成２２年度から自治会等のごみ集積所管理者を対象に、ごみ集積所施設の設置費及び防御ネット購入費に対し、補助金を交付している。

（１）側溝清掃土砂収集量（委託）

年度	台数(台)	収集量(t)	備　　考
令和２	58	162	収集運搬業者委託
3	13	36	〃
4	130	312	〃
5	84	235	〃
6	103	288	〃

（2）ごみ収集課保有状況

（令和７年３月 31 日現在、単位：台）

	車両の種類				
	塵芥収集車	軽ダンプ	2ｔダンプ	軽ﾜﾝﾎﾞｯｸｽ	計
収集担当	5	12	1	－	18
指導担当	－	2	1	－	3
衛生担当	－	2	－	1	3
計	5	16	2	1	24

（3）し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者

令和７年３月 31 日現在

許可業者数	許可車両台数	従業員数
4 者	9 台	17 人

（4）浄化槽清掃業許可業者

令和７年３月 31 日現在

許可業者数	許可車両台数	従業員数
4 者	9 台	17 人

（5）事業系ごみ収集運搬業許可業者

令和７年３月 31 日現在

許可業者数	許可車両台数	従業員数
65 者	162 台	273 人

産業廃棄物対策事業の概要

産業廃棄物対策事業の主な業務内容として、廃棄物処理法等に基づく各種届出の受理、廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理業の許可事務並びに産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対する適正処理の指導を行っている。特にポリ塩化ビフェニル（以下、「ＰＣＢ」という。）廃棄物の期限内処理に向けての対応は喫緊の課題となっており、未処理事業者に対して、期限内に処理を行うよう必要な指導を行っている。

１　産業廃棄物処理業者等関係

（１）産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）及び処理施設設置の許可

市内における産業廃棄物の処理業及び処理施設設置の許可に関する事務を行い、許可申請を受けた産業廃棄物処分業３事業者、産業廃棄物収集運搬業３事業者を許可し、役員変更等により提出される変更届出を１４件受理した。

令和６年度末時点において、市が許可している産業廃棄物処理業者等は次のとおりである。

許可区分	業者数
産業廃棄物収集運搬業（積替え保管有り）	14
産業廃棄物処分業	11
特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管有り）	3
特別管理産業廃棄物処分業	2
産業廃棄物処理施設設置	10

（２）産業廃棄物処理の実績報告

産業廃棄物の適正処理を確保するため、産業廃棄物処理業者等から産業廃棄物処理の実績報告を受けた。

令和６年度の報告結果は、次のとおりである。

廃棄物の種類	処分量(t)
がれき類	37,113.3
金属くず	75,280.0
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	14,627.3
汚泥	10,557.5
その他	2,323.9
合　計	139,902.0

（３）事業者に対する指導

産業廃棄物の処理施設や保管施設を設置する事業場に立入検査を実施し、産業廃棄物処理基準及び保管基準を遵守するよう事業者に指導している。

令和６年度は、事業者に対して、延べ８件の調査・指導を実施した。

２　産業廃棄物排出事業者関係

（１）産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等の報告

マニフェストを交付した排出事業者に対して、マニフェストの交付状況報告を求めている。令和６年度の報告結果は、次のとおりである。

分　類		件数	分　類		件数
A	農業、林業	0	K	不動産業、物品賃貸業	14
B	漁業	0	L	学術研究、専門・技術サービス業	14
C	鉱業、砕石業、砂利採取業	0	M	宿泊業、飲食サービス業	37
D	建設業	188	N	生活関連サービス業、娯楽業	2
E	製造業	79	O	教育、学習支援業	4
F	電気・ガス・熱供給・水道業	7	P	医療、福祉	264
G	情報通信業	21	Q	複合サービス業	2
H	運輸業、郵便業	12	R	サービス業（他に分類されないもの）	55
I	卸売業・小売業	214	S	公務（他に分類されるものを除く）	9
J	金融業・保険業	9	T	分類不能産業	0
合　計					931

・廃棄物処理法で定められた 20 種類

産業廃棄物の種類		排出量(t)	産業廃棄物の種類		排出量(t)
1	燃え殻	5.140	11	動物系固形不要物	0.000
2	汚泥	7,230.191	12	ゴムくず（天然ゴムくず）	3.381
3	廃油	574.258	13	金属くず	2,295.845
4	廃酸	90.428	14	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	3,108.800
5	廃アルカリ	127.002	15	鉱さい	0.000
6	廃プラスチック類	3,623.993	16	がれき類	42,882.869
7	紙くず	561.235	17	動物のふん尿	0.000
8	木くず	3,955.671	18	動物の死体	0.000
9	繊維くず	64.485	19	ばいじん	0.000
10	動・植物性残渣	349.650	20	処分するために処理したもの	0.000
合　計					64,872.948

・20 種類以外の産業廃棄物（不可分一体の廃棄物）

	産業廃棄物の種類	排出量(t)
1	建設混合廃棄物	3,152.653
2	安定型混合廃棄物	639.156
3	管理型混合廃棄物	658.174
4	シュレッダーダスト	0.000
5	石綿含有廃棄物	386.740
6	水銀使用製品産業廃棄物	25.062
7	水銀含有ばいじん等	0.084
8	廃自動車	0.000
9	廃電気機械器具	168.032
10	廃電池類	11.604
11	複合材	43.669
合　計		5,085.174

・特別管理産業廃棄物

	産業廃棄物の種類	排出量(t)
1	燃えやすい廃油	49.975
2	pH2.0 以下の廃酸	136.494
3	pH12.5 以上の廃アルカリ	155.452
4	感染性廃棄物	1,435.396
5	特定有害産業廃棄物	345.926
合　計		2,123.243

（２）多量排出事業者による処理計画及び実施状況報告

多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出する事業者について、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理計画書及び実施状況報告書を提出することが廃棄物処理法及び条例で定められており、その状況を市ホームページで公表している。

令和６年度の状況は、次のとおりである。

届出の種類	事業者件数
産業廃棄物処理計画書	29
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	35
特別管理産業廃棄物処理計画書	11
特別管理産業廃棄物計画実施状況報告書	11

（３）排出事業者に対する指導

産業廃棄物の不適正処理を防止するため、産業廃棄物処理基準に従い適正に処理するよう、排出者に指導している。

令和６年度は事業者に対して、延べ１９件の調査・指導を行った。

３　ＰＣＢ廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に関する事務

（１）ＰＣＢ特措法における届出書の受理及び公表

ＰＣＢ保管事業者は、前年度末におけるＰＣＢ廃棄物の保管及び処分の状況について、翌年度の６月３０日までに届出することとなっており、その結果を市ホームページに公表している。令和６年度の届出件数は、次のとおりである。

事業者区分	事業者件数
高濃度ＰＣＢ廃棄物保管事業者	6
低濃度ＰＣＢ廃棄物保管事業者	51

（２）ＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進

高濃度ＰＣＢ廃棄物については、令和４年度末の処理期限以降に発覚した保管事業者に対して適正処理の指導を実施し、事業終了準備期間内に処理されることを確認した。低濃度ＰＣＢ廃棄物について、令和８年度末の処分期限に向けて、市ホームページでＰＣＢ廃棄物の適正処理に関する情報を周知している。

４　自動車リサイクル法関係

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、引取業・フロン類回収業の登録等及び解体業・破砕業の許可等を行っている。引取業の登録申請を１件受理し登録を行い、許可申請を受けた解体業者２事業者、破砕業者３事業者を許可した。また解体業者１事業者について、許可取消処分及び許可更新不許可処分を行った。なお、役員変更等により提出される変更届出を１９件受理した。

令和６年度末時点において、市が登録・許可している事業者は、次のとおりである。

事業者区分	事業者件数
引取業者	47
フロン類回収業者	11
解体業者	2
破砕業者	3

５　山梨県再生資源物条例関係

廃棄物処理法が適用されない再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進のため、８月から事業場等の届出受理を開始し、１月から保管基準等の遵守指導を行った。３件の事業場の届出受理を行い、２件の調査・指導を実施した。

６　警察ＯＢによる監視パトロール等の実施

廃棄物の不法投棄を未然に防止するとともに、悪質な産業廃棄物処理業者等に対しての適正な監視指導を実施するため、警察ＯＢを指導員として任命し、不法投棄監視パトロールや情報に基づく現地確認及び警察との連携を図っている。

７　その他

（１）建設リサイクル法に係る全国一斉パトロール

毎年２回（６月、１０月）、山梨県、甲府市及び労働基準監督署と合同で、建設現場のパトロールによる指導及び監督を行い、１０件の建設現場に立入調査を実施した。

（２）車両一斉路上調査の実施

不法投棄の撲滅対策の一環として、山梨県及び甲府警察署と合同で、産業廃棄物収集運搬車両に対して車両一斉路上調査を行い、積載物の種類、産業廃棄物処理業の許可の有無、産業廃棄物の処理ルート等を確認した。

（３）連絡協議会等への参加

産業廃棄物やＰＣＢ廃棄物の事務を取り扱う都道府県市で構成される連絡協議会等に参加し、産業廃棄物の不適正処理事案やＰＣＢ廃棄物の早期処理等の情報共有や意見交換等を行った。

協議会等	開催時期
産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム）	7 月
関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会	8 月、3 月
全国産業廃棄物担当者会議	10 月
北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る広域協議会	3 月
北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業に係る甲信越ブロック会議	3 月

災害廃棄物対策

地震災害や風水害等が発生した場合、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿のほか、被災した家屋等から発生する災害廃棄物など、一時的に大量の廃棄物が発生する。各種自然災害が発生しやすい国土である我が国においては、全国各地で多くの災害に見舞われており、災害時に発生した大量の廃棄物の処理には、多大な経費と労力が費やされてきた。

本市では、平成１７年１１月に「甲府市震災廃棄物処理計画」を策定し、平成２５年４月に「甲府市災害廃棄物処理計画」として見直しを行ったが、国は平成２６年３月に「災害廃棄物対策指針」（平成３０年３月改定）を策定しており、県は平成２９年４月に「山梨県災害廃棄物処理計画」を策定（令和６年５月改定）していることから、これらとの整合を図るとともに、過去の災害における知見や、観測史上最大の積雪に見舞われた平成２６年豪雪等の教訓も踏まえ、「甲府市災害廃棄物処理計画」を令和７年２月に改定した。

改定履歴	
平成１７年１１月	「甲府市震災廃棄物処理計画」策定
平成２５年　４月	「甲府市災害廃棄物処理計画」として見直し
令和　３年　４月	改定（国の「災害廃棄物対策指針」、県の「山梨県災害廃棄物処理計画」との整合を図るため）
令和　７年　２月	改定（県の「山梨県災害廃棄物処理計画」との整合を図るため）

※軽微な修正は除く

また、災害時に発生する災害廃棄物の処理に係る実効性を高めるため、「災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理初動対応マニュアル」に基づく職員研修を実施し、令和６年度においては、山梨県が実施した仮置場演習等へ参加するとともに、環境部職員及び収集受託事業者に向けた研修会を実施するなど、災害廃棄物の処理に係る意識の醸成に努めた。

さらに、本市は環境省関東地方環境事務所が設置する大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会（平成２６年１１月１０日設置）の構成員として、大規模災害発災時に備えた情報共有等の連携・協力体制の構築に努めるとともに、災害の発生時には「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づく職員の応援派遣を行っている。

※関東ブロックとは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県の範囲をいう。

○「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」に基づく職員の派遣状況

年度	災害名	派遣先	派遣日数（日）	派遣人員（人）	延べ派遣人員（人日）
令和元	台風 15 号	千葉県館山市	4	2	8
	台風 19 号	栃木県鹿沼市	7	4	28
		栃木県栃木市	8	4	32
		茨城県大子町	4	2	8
令和５	能登半島地震	富山県高岡市	6	2	12
		石川県七尾市	5	2	10

Ⅴ　清　掃　施　設

１　現在のごみ処理施設

山梨県において、県内をＡ、Ｂ、Ｃの３ブロックに分けた「山梨県ごみ処理広域化計画」により、ごみ処理の広域化を図り、本市はこのうちのＣブロックに該当し、峡東地域（笛吹市、山梨市、甲州市）３市と合同による「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合」を平成１９年２月１日に設立した。中間処理施設については、平成２４年６月に着工し、平成２９年度から新たなごみ処理施設として「甲府・峡東クリーンセンター」が本格稼動している。

また、中間処理施設から排出される焼却灰等については、県外の最終処分場で埋立処分していたが、各市町村が長期にわたり安定的に「自区域内処理」を果たすことのできる体制を確保するため、一般廃棄物最終処分場である「かいのくにエコパーク」が整備され、平成３０年１２月から操業を開始している。

市内のし尿等処理においては、公共下水道の普及により、し尿及び浄化槽汚泥の量は減少傾向であり、また、平成元年４月から稼働開始した甲府市衛生センターは３０年以上が経過しているため老朽化が進んでいた。

このような状況から、し尿等処理に係る公共サービスの質的安定と効率を図るため、令和３年４月１日から中巨摩地区広域事務組合衛生センターに処理を委託し、甲府市衛生センターは各槽に残る汚泥の搬出処分・清掃を完了した令和４年３月２５日をもって施設を廃止した。

施設概要

施設名称	甲府・峡東クリーンセンター	
区分	エネルギー棟	リサイクル棟
所在地	笛吹市境川町寺尾１４４０番地１	
処理方式	流動床式ガス化溶融炉	－
処理能力	３６９ｔ （１２３ｔ/日×３炉）	破砕：３６t/日 選別：３１t/日 保管：２２t/日
着工年月	平成２４年６月	
竣工年月	平成２９年４月	
敷地面積	５３，１４５．６２㎡	

施　設　名　称	山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場 （通称：かいのくにエコパーク）
施　設　分　類	管理型（オープン型）一般廃棄物最終処分場
所　　在　　地	笛吹市境川町寺尾地内
埋　立　品　目	焼却残さ（焼却灰、飛灰）、不燃性残さ
埋　立　方　式	サンドイッチ方式＋セル方式　併用
浸出水処理方法	アルカリ凝集沈殿法
埋　立　面　積	２８，５７０㎡
埋　立　容　量	３０２，０００㎥

２　し尿処理施設

甲府市内のし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設である。

名　　称	中巨摩地区広域事務組合　衛生センター
所　　在　　地	中央市乙黒１０８３番地３
処　理　方　式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理方式（栗田工業）
処　理　規　模	８５kℓ／日
着　工　年　月　日	平成３年１２月１４日
竣　工　年　月　日	平成６年　３月１５日
受入開始年月日	令和３年　４月　１日

３　甲府市最終処分場

名　　称	甲府市一般廃棄物最終処分場	甲府市増坪町一般廃棄物最終処分場	甲府市焼却灰処分地
住　　所	甲府市小曲町 １０２４番地７	甲府市増坪町 ７１０番地３	甲府市西高橋町 ３８３番地
着工年月	昭和６０年７月	平成　５年２月	平成１３年１２月
竣工年月	昭和６１年８月	平成　７年８月	平成１５年　３月
埋立完了年月	平成　７年３月	平成１３年５月	平成２２年　３月
埋立面積	１４，４００㎡	１２，８７０㎡	１３，３００㎡
埋立容量	７６，２００㎥	４７，９００㎥	５８，８００㎥

甲府市リサイクルプラザの概要

１　リサイクルプラザ施設概要

甲府市リサイクルプラザは、限りある資源の有効利用をさらに推進し、「資源物循環型社会」を実現するための甲府圏域地方拠点事業の中核施設として、平成９年４月１６日にオープンした環境総合教育施設である。

施設の特色として、環境に関する様々な情報の発信をはじめ、教育の場の提供、住民の自主的な活動の推進、廃棄物の再生施設（なでしこ工房）の機能を持ち、また、市民の健康増進を目的とした温水プールや浴室も設置されている。

平成１６年１０月１２日には、東八代郡石和町が合併により笛吹市石和町と変更になったため条例等の整備を行い、平成１８年度から指定管理者制度を導入し、平成２８年度まで甲府市施設管理協会を指定管理者として管理運営を委託してきた。

平成２９年４月、甲府・峡東クリーンセンターの稼動により熱源を都市ガスに切り替えたことにより、環境総合教育施設の位置付けに健康増進施設を加え、公募により民間事業者を指定管理者に指定し管理運営を委託している。

施設概要

所在地	甲府市上町６０１番地２
着工年月日	平成７年　９月１８日
竣工年月日	平成８年１０月３１日
運営開始	平成９年　４月１６日
総工費	１，６０２，４０２，０００円
敷地面積	１５，５５７．７６㎡
建築面積	３，１６７．１０㎡
延べ床面積	３，０８１．７３㎡

２　環境教育施設等

- 展示コーナー：展示物を通して、環境問題を楽しく学ぶことができる。
- 図書コーナー：環境問題に関する資料が蔵書され、図書により学ぶことができる。
- 環境セミナー室：環境問題に関する会議、研修会等に利用できる。
- リサイクルセミナー室：環境問題に関する会議、研修等に利用できる。
- 再生品頒布室（体育館）：再生品の頒布及びフリーマーケット会場として利用できる。
- 不用品活用情報センター：遊休品の譲渡又は譲受の情報を利用できる。
- なでしこ工房：リサイクル自転車を整備する場所として利用できる。

3　健康増進施設

- 温水プール：一年中利用できる温水プール。（２５ｍ×５コース）
- 浴室：サウナ室完備の浴室。
- トレーニング室：健康器具の備え付け有り。

4　利用時間

	プール	浴　室	トレーニング室	体　育　館	環境教育施設
全日	9：30 ～ 20：30	10：00 ～ 16：30	9：00 ～ 20：30	9：30～12：30 13：30～16：30 17：30～20：30	9：00 ～ 20：30

5　利用料金

区　　分		プール・浴室・トレーニング室	体育館	環境教育施設	セミナー室
甲府・笛吹市民	一　　般	410 円	1,040 円	無　料	200 円
	小中学生	100 円	520 円		
その他の市町村民	一　　般	830 円	2,090 円		410 円
	小中学生	200 円	1,040 円		

※プール･浴室・トレーニング室はセット料金。
※セミナー室は、環境・リサイクルに関する利用の場合には利用料が免除。
（ただし、事前に資料の提出が必要。）

6　休館日

・毎週月曜日（月曜日が祝祭日の場合は、その翌日）
・年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）
・リサイクルプラザ定期点検日
・その他､指定管理者が必要と認め、市の同意を得た場合の休館

7　リサイクルプラザ利用状況

（単位：人）

区分			令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
有料利用者	甲府・笛吹市（旧石和町）	一般	12,720	16,744	18,354	21,043	24,610
		小中学生	1,830	3,632	4,449	5,648	7,275
	その他の市町村	一般	173	219	266	521	590
		小中学生	105	138	118	149	208
	体育館		4,829	4,919	5,283	4,633	5,443
	小計		19,657	25,652	28,470	31,994	38,126
無料利用者	減免利用者		18,857	22,419	25,141	24,817	26,328
	甲府・笛吹市(石和町)高校生以下（毎週土曜日）、小学生未満		1,530	2,255	3,038	3,861	4,652
	教育施設（セミナー室・図書館等）		21	225	478	971	1,068
	再生品頒布室		0	258	924	1,542	2,899
	施設見学者		0	0	0	886	403
	小計		20,408	25,157	29,581	32,077	35,350
合計			40,065	50,809	58,051	64,071	73,476

※有料利用者一般の数値は、プール等、会議室、和室を利用した高校生以上の人数。
※教育施設の数値は、セミナー室、図書館、なでしこ工房の利用者数。

甲府市環境センター

甲府市リサイクルプラザ